

平成 21 年

第 4 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 21 年 6 月 9 日

閉 会 平成 21 年 6 月 15 日

大 津 町 議 会

平成 2 1 年第 4 回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
6 月 9 日	火	午前 10 時	本会議	開会、提案理由の説明 議案質疑、委員会付託	
6 月 10 日	水	午前 10 時	委員会	各 常 任 委 員 会	
6 月 11 日	木	午前 10 時	本会議	一 般 質 問	
6 月 12 日	金	午前 10 時	本会議	一 般 質 問	
6 月 13 日	土		休 会	議 案 等 整 理	
6 月 14 日	日		休 会	議 案 等 整 理	
6 月 15 日	月	午後 10 時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				7 日間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 平成20年度大津町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 平成20年度公共下水道特別会計継続費繰越計算書の報告について
- 平成20年度大津町農業集落排水特別会計継続費精算報告書
- 大津町財政事情公表
- 株式会社大津町振興公社経営状況説明書（平成21年6月）
- 株式会社熊本文化の森事業報告書（平成21年6月）
- 平成20年度大津町工業用水道事業業務状況報告書
- 平成20年度定期監査報告書の提出について
- 平成20年度定期監査（学校）報告書の提出について
- 平成21年3月例月出納検査の結果について
- 平成21年4月例月出納検査の結果について
- 平成21年5月例月出納検査の結果について

会 議 に 付 し た 事 件

議案第30号	町道の路線認定について
議案第31号	町道の路線認定について
議案第32号	字の区域の変更について
議案第33号	平成21年度大津町一般会計補正予算(第1号)について
議案第34号	平成21年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算(第1号)について
議案第35号	平成21年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第1号)について
議案第36号	平成21年度大津町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)について
議案第37号	平成21年度大津町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について

平成21年第4回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
平成21年 5月13日 陳 情 第 1 号	馬場坂線部分改良工事陳情書	大津町平川馬場区 区 長 田端 邦人	経 済 建 設 常 任 委 員 会

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 1 年 6 月 9 日 (火) 午前 1 0 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議会広報編集特別委員会所管事務調査報告について
日程第 5 議案第 3 0 号 町道の路線認定について
日程第 6 議案第 3 1 号 町道の路線認定について
日程第 7 議案第 3 2 号 字の区域の変更について
日程第 8 議案第 3 3 号 平成 2 1 年度大津町一般会計補正予算 (第 1 号) について
日程第 9 議案第 3 4 号 平成 2 1 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託
特別会計補正予算 (第 1 号) について
日程第 1 0 議案第 3 5 号 平成 2 1 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
について
日程第 1 1 議案第 3 6 号 平成 2 1 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 1 号)
について
日程第 1 2 議案第 3 7 号 平成 2 1 年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号)
について
一括上程、提案理由の説明
日程第 1 3 議案質疑
議案第 3 0 号及び議案第 3 1 号 一括質疑
議案第 3 2 号 質 疑
議案第 3 3 号 質 疑
議案第 3 4 号から議案第 3 7 号まで 一括質疑
日程第 1 4 委員会付託
議案第 3 0 号から議案第 3 7 号まで
陳情第 1 号

午前 9 時 5 7 分 開会
開議

○議 長 (大田黒英生君) ただいまから、平成 2 1 年第 4 回大津町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大田黒英生君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、新開則明君、月尾純一郎君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（大田黒英生君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長松永幸久君。

○議会運営委員長（松永幸久君） おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会における審議の結果と経過とについてご報告いたします。

当委員会は6月1日午後10時より委員会A室において、議会運営委員全員、また大田黒議長に出席を願い、平成21年第4回大津町議会定例会についてを審議いたしました。

まず、町長提出議案の8件について執行部より大筋の説明があり、その後、請願・陳情の取り扱いについて協議をいたしました。

また、議事日程、会期日程、その他議会運営全般についてを協議いたしました。

なお、一般質問については9名ですので、一般質問の1日目は通告者の1番から5番まで、2日目が6番から9番までの順で行うことになりました。

次に、会期日程についてを協議し、議席に配付のとおり、本日から15日までの7日間と決定いたしました。

なお、最終日に契約案件、人事案件が追加提案される予定です。

以上、大田黒議長に答申をいたしました。

これで、議会運営委員会委員長報告を終わります。議員各位のご協力よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程（案）のとおり、本日から6月15日までの7日間にしたしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月15日までの7日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（大田黒英生君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 議会広報編集特別委員会所管事務調査報告について

○議長（大田黒英生君） 日程第4、議会広報編集特別委員会所管事務調査報告についてを議題とします。

議会広報編集特別委員長から所管事務調査の報告の申し出がっておりますので、この際、これを許します。議会広報編集特別委員長荒木俊彦君。

○議会広報編集特別委員長（荒木俊彦君） 議会広報編集特別委員会所管事務調査についてご報告を申し上げます。

広報委員会は、5月の21日・22日の一泊二日で長崎県の江迎町、佐賀県の嬉野市に自治体において、広報についての研修を行いました。新しく広報委員がほとんど改選になりまして、なるべく早く研修したほうがよかろうということで、相手自治体の都合も合わせてこの日程となったところです。

参加者は、広報委員5名、議会事務局長、計6名で参加いたしました。最初の長崎県の江迎町は人口が約6千人弱で、面積が32平方キロメートルということで大変小さな町であります。

対応は、広報委員長はじめ議員3人、事務局長が対応していただきました。

平成20年の6月、佐世保市と隣の鹿町町と1市2町で合併協議会が設立をされ、来年3月には佐世保市に吸収合併という形で合併が決定がなされたところであります。

広報紙の名称は、「えむかえ議会だより」ということで、昨年度の全国町村議会広報コンクールで優秀賞を受けられております。昭和57年創刊で、現在109号となり、発行部数が約3千部弱ということ。なお、1部当たりの広報単価が45円ということ。であります。

体制は、広報常任委員会が5人の議員です。なお、議会の総定数は9人という大変小さい議会となっております。今年3月、合併協定調印が成立しておりますが、その前にも別の町との合併協議がありましたが、それは成立をしなかった。その後、住民アンケートによって佐世保市との合併希望が8割を占め、協議が進み、特例法期限内に合併することとなったそう。であります。

全国コンクールで初入選した優秀賞作品は、合併協議会を大きく取り上げて、主な議案、例えば町営住宅の家賃の値上げ議案に対して1ページを丸々使い、主な質疑と、それから答弁、賛成・反対の討論、また賛成・反対の人数までまとめてあり、大変わかりやすいと評価をされているようです。町民に直接関わる問題を議会が真剣に議論した様子が伝わってくる紙面。であります。

また、過去の一般質問の追跡記事「どうなった、あの質問」の評価も、高く評価されております。それから、表紙の写真が入選の大きな要因となっているようですが、保育園児のいちご狩り、素人が撮った手ブレ写真だそう。であります。子どもさんの顔が大きくアップで写されて注目に値するものであります。

この広報委員会は、特徴的なのは、年に2回ほど町内の各種団体、例えば農協とか自治会、区長会とか、各種団体との懇談会を広報委員会と開いている。で、懇談会に参加された方のご意見を写真入りで掲載がされているということで大変参考になったところです。なお、裏表紙で町内の団体活動が掲載をされておりますが、広報クリニックによりまして「町の広報紙と大変似通っているので独自の企画を期待したい」、このように批評がなされております。

人口25万人の佐世保市と合併をしますと、江迎町からは議員が1人出れるかどうかという大変厳しい吸収合併を控えておりますが、広報委員は、元気に、また熱心に頑張っていることが非常に関心をさせられたところであります。

次に、佐賀県の嬉野市ですが、18年の3月に嬉野町とお隣の塩田町が合併をして、現在、人口が3万人を切っていると、3万人弱。面積は、大津町より広い126平方キロメートルであります。

こちらでは、嬉野の市長さんはじめ議長、広報委員の方が対応をしていただきました。広報紙の名称は「うれしの議会だより」ということで、合併前の嬉野町では何回も全国コンクールで入賞されておりまして、その伝統を受け継いで新市になっても発行が続けられ、市になってから現在13号を数えております。発行部数は、当町と同じぐらい約1万部で、フルカラー印刷で発行されております。ページ単価が、なお1円強となっております。

体制は、こちらは任意の委員会で費用弁償が出ませんので、広報委員以外の議員が拠出金を出して費用弁償代わりを出しているという状況です。議会定数が22名です。3常任委員会から2人ずつ選任をされて6人体制で、2年任期で行っている。合併前の嬉野町の議会広報の編集作業を受け継いで、ページ数は毎回20ページを超えております。しかし、非常に読みやすいと。市段階では、全国コンクールがないので、そういう表彰の機会がないのが残念であると話されておりました。編集作業、写真の撮影など、全部、委員会で行っていると。特に、表紙の写真は、子どもたちの動きのある写真が多く、写真専門の委員さんが2人、その写真撮影に取り組んでおられるようであります。また、記事の文章は、今の時代、全部パソコンで入力をして、印刷業者には電子データで渡しているということでもかなり進んでいる自治体であります。

以上、両方自治体とも、広報委員の熱心さには学ばなければならないと思ったところです。さらに、発行日を早める努力が必要であると痛感させられました。江迎町は、定例会の翌月15日に発行しております。我が町よりも15日、発行日が早くなっております。全国広報クリニックでも、一刻も早く、ニュース性もあるので早く発行することが望ましいと言われております。当大津町でも技術力をアップしながら、発行日を早める努力が求められていると感じたところであります。

以上、議会広報編集特別委員会所管事務調査報告とさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） これで、議会広報編集特別委員長報告を終わります。

日程第5 議案第30号から日程第12 議案第37号まで一括上程

提案理由の説明

○議長（大田黒英生君） 日程第5、議案第30号、町道の路線認定についてから、日程第12、議案第37号、平成21年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの8件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。

今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

議案第30号、町道の路線認定についてでございますが、まちづくり交付金事業に伴う交通基盤整備の一環として、美咲野後迫線を新たに町道として認定しようとするものです。

次に、議案第31号、町道の路線認定についてでございますが、本田技研熊本製作所入口から国道325号線を結ぶ町道現場水迫線の北側区域について、水路整備とあわせて管理用道路を杉水水迫線2号線として、新たに認定しようとするものです。

議案30号及び議案第31号は、町道の認定であり、町道の認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第32号、字の区域の変更についてでございますが、大津北部地区2工区県営畑地帯総合整備事業の完了に伴い、字の区域の変更をするものであり、変更につきましては地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第33号、平成21年度大津町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、4月の職員の人事異動に伴い、及び生産総合事務補助金などが主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5千788万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億7千536万円としたものでございます。

議案第34号、平成21年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、除伐を行うための補正でございまして、既定の歳入歳出の予算総額に歳入歳出それぞれ99万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ521万3千円としたものでございます。

議案第35号、平成21年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、4月の職員の人事異動に伴う補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ344万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6千10万4千円としたものでございます。

議案第36号、平成21年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてですが、4月の職員の人事異動に伴う補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ53万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6千387万3千円としたものです。

議案第37号、平成21年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、4月の職員の人事異動に伴う補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額を同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6千205万3千円としたものでございます。

議案第33号から議案第37号までの5議案につきましては補正予算でございますので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長をして詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） おはようございます。

議案の説明をいたします。議案第30号、町道の路線認定について説明いたします。議案集の1・2ページ及び説明資料の1ページをお開きください。この道路につきましては、町道後迫前田線と本年3月議決いただきました美咲野3号線の中の里道になりますが、美咲野団地内の住宅に隣接して共同住宅も建設され、交通量が増加しております。団地内の住民の安全性も考慮し、今回町道に認定し、整備を行おうとするものです。

路線番号332、路線名が美咲野後迫線になります。起点が大字美咲野1丁目、終点は大字大津字西畦原になります。延長約130メートル、幅員約6メートルで整備しようとするもので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

続きまして、同じく議案第31号、町道の路線認定について説明いたします。議案集の3・4ページ及び説明資料集の2ページをお開きください。本田技研熊本製作所正面の北西側一帯の地域につきましては、近年開発が進み、住宅や企業の集積が進んでおります。しかし、その反面水路の整備が進んでいないため大雨時に水が溢れ、通行に支障を生じる事態も発生し、企業や住民の方から改善の要望が出されておりますので、今回町道に認定し、整備を行い、あわせて水路を整備しようとするものです。

路線番号333、路線名は杉水水迫2号線になります。起点が大字杉水字中津、終点は大字杉水字水口になります。延長約300メートル、幅員5メートルで整備しようとするもので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

続きまして、補正予算について説明いたします。議案第35号、平成21年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。別冊の補正予算書をお願いいたします。

今回の補正は、職員の人事異動に伴うものです。予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ344万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ記載のとおり11億6千10万4千円とするものです。

詳細について、補正予算に関する説明書により説明いたします。

7ページをお願いいたします。歳入に関しましては、款4、項1、目1一般会計繰入金は、人件費に充当している一般会計からの繰入金を職員の人事異動に伴い増額するものです。

8ページをお願いいたします。次に、歳出になります。款1、項1、目1総務管理費は、4月の人事異動に伴い、給料・職員手当等共済費を増額するものです。

続きまして、議案第36号、平成21年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。同じく別冊の補正予算書をお願いいたします。

今回の補正は、職員の人事異動に伴うものです。予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ53万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ記載のとおり6億6千387万3千円とするものです。

詳細につきまして、補正予算に関する説明書の7ページをお願いいたします。

歳入に関しましては、款4、項1、目1一般会計繰入金は、人件費等に充当している一般会計からの繰入金を職員の人事異動に伴い減額するものです。

8ページをお願いいたします。次に歳出になります。款1、項1、目1、総務管理費は、人事異動に伴い、給料・共済費を減額し、職員手当等を増額するものです。

続きまして、同じく議案第37号、平成21年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。この補正も、今回の人事異動に伴う職員の人件費等になります。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出の予算額で、総額は同額で増減はありませんが、支出のほうで第1款工業用水道事業費のうち第1項営業費用を424万3千円減額し、第3項予備費で財源調整するものです。

予算書の2ページをお願いいたします。第3条、議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費として、職員給与費を424万3千円減額するものです。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） おはようございます。

議案集の5ページをお願いします。議案第32号、字の区域の変更についてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、大津北部地区県営畑地帯総合整備事業による区画整理が完了することに伴いまして、字の変更をするものでございます。

6ページをお願いいたします。字区域変更調書のとおり変更しようとするものでございまして、一番上の変更前の「矢護川字西鶴」2434の1の一部、2434の2の一部、2449の1の一部を「矢護川字水谷」に変更するものをはじめといたしまして、9ページの一番下でございしますが、「矢護川字中無田」の字を「矢護川字下無田」まで、記載のとおり現在の字から変更するものでございます。

説明資料の3ページをお願いします。位置につきましては、丸で囲んでおります大津北部地区県営畑地帯総合整備事業の2工区でございます。

4ページをお願いいたします。この字につきましては、2工区の従前地で変更する地番を示しておりますけれども、事業終了後の道路、また水路等の構造物の境界に合わせるために、この字の変更をするものでございまして、今回、一番左側の字下無田から、以下右側の記載のとおり、今回新しい字に変更しようとするものでございます。今後、この新しい字・地番で換地処分を行いまして登記を行ってまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、議案第34号です。平成21年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算第1号についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、分収造林契約に基づき、旧緑資源機構で現在の独立行政法人です。森林総合研究所の分収林除伐の実施に伴うものが主なものです。

特別会計補正予算書をお願いいたします。議案書は11ページで、予算の概要は3ページになります。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99

万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ521万3千円とするものでございます。

説明書の7ページをお願いいたします。歳入から説明申し上げます。款3、項1、目1の諸収入、節2の雑入は、旧緑資源機構で現在の独立行政法人森林総合研究所との分収造林契約に基づき、除伐実施に伴う水源林整備事業での財源としての収入でございます。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。款1、項1、目1の一部管理費の節13の委託料は森林総合研究所との分収造林契約に基づく阿蘇市的石団地の7.49ヘクタールの除伐実施に伴う間伐管理委託でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 企画部長徳永保則君。

○企画部長（徳永保則君） おはようございます。

議案集は10ページ、議案第33号、平成21年度大津町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。別冊、補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。あわせて、一般会計・特別会計補正予算繰越の概要も参照願いたいと思います。

1ページ。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に5千788万8千円を追加し、予算の総額を110億7千536万円とするものでございます。前年同期比3.8%増になっております。

第2条で債務負担行為の追加を「第2表 債務負担行為」のとおりとしております。

今回の補正の主な内容につきましては、先ほど町長のほうからもありましたように、4月の職員の人事異動に伴う人件費等の補正及び共済掛け金等の率の改定に伴います共済費の補正になります。また、国の経済対策による強い農業づくり交付金事業、低コスト森林施業促進事業もあわせて計上させていただいております。

なお、別紙補正予算繰越の概要の5ページに、先の3月議会定例会で議決いただきました繰越の概要について記載いたしております。また、平成20年度一般会計の繰越明許費繰越計算書及び公共下水道特別会計継続費の繰越計算書等についても議席に配付させておりますので、よろしくお願いいたします。

8ページをお願いいたします。第2表 債務負担行為について。地域医療システム学講座開設負担金を平成22年度から平成25年度まで、総額53万6千円計上いたしております。事業の内容につきましては、後ほど説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。

12ページをお願いいたします。款14、項2、目2民生費国庫補助金の節1児童福祉補助金は、現在支給中の子育て応援特別手当交付金の対象者の増によるものでございます。目4農林水産業費国庫補助金、節3林業費補助金の緊急経済対策低コスト森林施業促進事業補助金は、国の二次補正経済対策の地域活性化生活対策臨時交付金でございます。款15、項2、目1総務費県補助金は、地方消費者行政活性化基金を活用したもので、消費生活相談業務に関する交付金でございます。目2民生費県補助金、節2老人福祉補助金は、平成23年10月開催予定の第24回全国健康福祉まつり熊本大会、通称「ねりんピック」と言われますけれども、その大会の円滑な運営を図るため、会場市町村が

行う開催準備事業に対する2分の1の補助金でございます。節6障害者福祉補助金につきましては、障害者自立支援法等一部を改正する法律の施行に伴いまして、事業者に対する運営の安定化等を図る措置及び新法への移行等のための緊急的な経過措置に対する障害者自立支援対策臨時特例交付金でございます。目4農林水産業費県補助金、節2農業振興費補助金5千95万9千円は、生産総合事業（強い農業づくり交付金補助金）としまして、共同利用の大規模な甘藷共同低温貯蔵施設を建設するための補助金でございます。町の補助金はありません。

13ページをお願いいたします。款20、項4、目3の雑入につきましては、県道瀬田熊本線道路改良に伴います外牧水防倉庫の取り壊しの建物補償費でございます。

続きまして、歳出について主なものを説明させていただきます。

14ページをお願いいたします。款2総務費、目1一般管理費では、人権推進課から男女共同参画推進係が移行して、職員数が1名増になっております。目5財産管理費では、一宇保育園建設用地の町所有地に係ります地籍訂正等費用及びイチョウなどの高木処理委託料でございます。

15ページをお願いいたします。目7電子計算費につきましては、町のホームページが全国コンクール町村の部で入賞しましたので、その授賞式への職員1名の出席旅費でございます。目9防犯対策費では、消費者行政活性化交付金を活用しまして、住民の消費生活相談業務を実施する関連費用を計上させていただいております。15ページの下段のほう、款2、項2、目1税務総務費から飛びまして18ページ、款3、項1、目1社会福祉総務費までは、人件費関連の補正になります。

19ページをお願いいたします。目2障害者福祉費、節13委託料は、法律の一部改正に伴います障害者自立支援システム改修委託料で10分の10の補助になっております。節19負担金補助及び交付金は、障害者自立支援法移行に関連する補助金でございます。目4老人福祉費は、ねんりんピック開催に伴う先催大会視察事業の第22回札幌大会の視察旅費1名分でございます。大津町では、サッカー競技を招致することに予定をしております。

21ページをお願いいたします。款3、項2、目9子育て応援特別手当費は、追加46人分で、当初480人で、補正後で526人となります。

22ページをお願いいたします。款4、項1、目1保健衛生総務費、節13委託料の健康管理システム改修業務委託につきましては、妊婦健康診査の助成回数を5回から14回へ変更したことに伴う電算システムの改修費用でございます。節19負担金補助及び交付金の2、地域医療システム学講座開設負担金につきましては、先ほど債務負担行為の折にも申し上げましたけども、内容としまして、地域における医療提供体制の課題及び解決策、地域医療に従事する医師への支援、地域医療を担う医師の養成・確保に関する研究等を行うため、熊本大学に熊本県各市町村で共同して地域医療に関する講座を開設するものでございます。このことによりまして地域の医師不足を改善し、地域医療提供体制を確保するための経費でございます。県2分の1、市町村2分の1で、総額1億500万円となります。均等割、人口割の負担になっております。また、先ほど言いましたように、22年度から25年度までの事業としております。よろしく願いしたいと思っております。

24ページをお願いいたします。款6、項1、目3農業振興費、節19負担金補助及び交付金の1

0、生産総合（強い農業づくり交付金補助金）は、元JA矢護川支所跡地に貯蔵及び洗浄に係る労働力の低減を図るとともに、効率かつ効果的な農業生産に資する目的とし、菊池地域農業協働組合が事業主体となり、共同利用の大規模な甘藷低温貯蔵施設を建設するものであります。敷地面積約2千500平米、建物につきましては鉄骨平屋建て625平米、低温貯蔵施設一式、それに洗浄研磨機4台、フォークリフト2台、事業費は総額1億191万8千円になっております。

25ページをお願いいたします。款6、項2、目2林業振興費、節19負担金補助及び交付金につきましては、瀬田裏の作業道幅員2.5メートル、延長1千メートルを開設するものであります。事業主体は、菊池森林組合になっております。これは、町の補助金は持ち出しはしておりません。

29ページをお願いいたします。款9消防費、項1、目3、節15工事請負費につきましては、外牧水防倉庫の解体撤去工事費用でございます。約33平方メートルあります。

30ページをお願いいたします。款10、項1、目2、節8報償費の講師謝礼ほかは、在日ブラジル国籍の就学女子児童、小学1年生でございますけれども、その関係のポルトガル語通訳及び日本語講師への謝礼でございます。現在、北小通学をされております。

32ページをお願いいたします。款10、項5、目10、節13委託料230万円の増額は、大津地区公民館分館建設工事管理業務委託料ですが、委託料算出の経費率等の適用誤りにより増額させていただくものでございます。

33ページ、款13予備費で財源調整をさせていただきました。なお、人件費関係の補正につきましては、給与明細書にてご説明いたします。

35ページをお願いいたします。2の一般職の部ですけれども、4月の人事異動に伴います人件費等の補正でございます。1の総括表ですが、一般会計対応の職員数は、区分の常勤欄で191人となっております。給与費比較では、414万2千円の減及び共済費の負担率の改定に伴いまして898万4千円の増とあわせまして、484万2千円の全体では増となっております。職員手当等の内訳等については、下段に記載のとおりとなっております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） これで提案理由の説明が終わりました。

日程第13 議案質疑

○議長（大田黒英生君） 日程第13 議案質疑を行います。

まず、議案第30号及び議案第31号の2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号を議題とします。質疑ありませんか。荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 一般会計の説明書15ページの目9防犯対策費で13委託料、消費生活相談委託料が計上されております。これは、県の補助金がついたんですね。この消費生活相談、まず相談の内容はどういうものを想定がなされているのかが一つ。それから、委託料ですからどちらに委託がなされるのか、その2点についてお尋ねをいたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 荒木議員の質疑にお答えします。今回、この地方消費税行政活性化基金というのを国のほうで整備をされました。国のほうで総額基金としては150億円、これを各県の自治体のほうに基金として組み込まれまして、熊本県でも基金として取り組むということで、3カ年間、今後地方消費者行政活性化のために活用するというものです。消費生活相談事業等の複雑化、それから高度化、また消費者行政の一元化などを含めまして、その取り組みを行うためにさまざまな相談業務に応えるものです。

町のほうで消費者相談を受けておりましたが、消費者金融、振り込め詐欺、さまざまなそういう消費者の方々の、クレジット等もありますが、そういうさまざまな相談等の業務を今回この基金を活用させていただいて、町のほうの計画により、先ほども予算で説明がありました23万円の交付金を活用して取り組むものです。

それから、委託先につきましては、相談員さんを町のほうに毎週1回派遣をしていただくということで、熊本県消費者協会、そちらのほうで専門の方をお招きをして住民の方々の相談を受けていきたいということです。あと、予算に関しましては、特別旅費と総務課職員等も消費生活相談のレベルアップのために研修等も組んでおります。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 国において消費者庁等も創設をされて、大変大切な仕事だとは思いますが。例えば、多重債務あるいはサラ金等で今、全国的に過払いですかね、払い過ぎ、返し過ぎ、違法金利ということで、自治体が手助けをして過払い金を取り返すと。そういう相談に力を入れている自治体があるわけですが、この消費生活相談で、そういうものに対応が可能なかどうかお尋ねをしたい、それが1点。それから、この消費生活相談は、防犯対策に当てはまるのかなど。どうも、違法があれば犯罪にはなりますけど、一般的には防犯には該当しないのではなかろうかと思いますが、その考え方をお尋ねをしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 荒木議員の再質疑にお答えします。2点です。

1点目の多重債務等で過払い分を自治体が主体になって解決するというようなことですが、まだ私たちもそこまで力はいりませんが、今度の消費行政相談等に委託します熊本県消費者協会、また、そちらのほうに専門の方いらっしゃいますので、その解決の方法とか手順とか、そういうものについては相談をしていけるものと思っております。

それから、防犯対策費に消費者行政ということですけども、総務課のほうで所管をしておるんですけども、犯罪とか、そういう詐欺に遭われたとか、そういう多重債務とか、そういうのもありますし、被害を受けられる住民の方がいらっしゃるということで、それを未然に防止したいという意味で防犯対策費で組んでいるものと思います。

○議長（大田黒英生君） 33号について、ほかに質疑ありませんか。永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第33号について質疑いたします。説明を受けて、私はよくこの質疑をしますが、共済費について質疑をします。

35ページの説明がありました。一般職の給与明細がここに書いてありますが、この中で給与費は下がっております。しかしながら、共済費は900万円ほど上がっております。特別会計でもそういった説明があったかなと思います。この900万円という額を、率の改正があったからといってトンと一般会計、町民の税金から出すというのは、非常に町民からするならば「そら何かい」というようなことではないかなと。きちんとした理由はそこにはあるべきだと思いますので、この率の改定が妥当なものであるという理由をほしいと思いますので、質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 永田議員の質疑にお答えします。今回の人件費につきましては、先ほど人事異動及び手当と、職員の申請に基づく手当等の変更とお尋ねの共済費の改定になります。共済費につきましては、当初予算では前年度の負担率で積算しておりまして、今回の補正後、改定後の確定した負担率によって現職員の給料等の額で負担金の精算をしたものです。

共済費の負担率につきましては、短期分、長期分、それから介護保険分、それから特定健康診査等負担金、追加費用等、また1人当たりの事務費等さまざまなものについて、毎年度、前年度を見ながら改定をされていくところです。

今回、短期、介護保険等全部調整をされておりますが、主なものは追加費用という項目の率の改定であります。追加費用ということで負担するものですけども、少し昔の話になるんですけども、昭和37年の12月1日に旧恩給組合、これは既に解散してありますけども、恩給組合を組織していた市町村の職員でそのまま市町村の共済組合の組合員と引き続いて組合員となられた方については、その年金に充てられる費用を全額負担金で賄うというものであります。いわゆる旧恩給組合の、共済組合の前身になりますけども恩給組合の分の負担を、これが国と自治体が給付財源を負担するというところで毎年度、率を改定をさせております。この追加費用率が前年度より増額となったわけですけども、追加費用の算定においては、前々年度の追加費用発生額と追加費用収入の差額の精算分を見込んで行いますが、平成21年度見込みが前々年度差額精算分より多くなったため増額をされたものです。前年度が1千分の44.3、今年度におきましては1千分の55.3ということで改定をされております。

理由としましては、先ほど申しました旧恩給組合の分の方の市町村共済組合への移行に伴って、国と自治体負担する額が上がったということになります。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 何か、いろいろ説明を受けましたが。恩給組合、国と自治体の負担をするという形で行われましたけれども、国も地方自治体も潰れないというものを前提にして比率を出してきていると。本来ならば、今、この日本国の現状を勘案して、そういったものの増減あたりは変えていくべきものではないかなと。ただ、単に上がりましたよと。自分たちの比率が維持するために、恩給を出すために、そういった形で増減を比率でポンと言ってくるわけですね。ということは、この共済組合の運用状況というものを我々は知る必要がある。また、知る権利があると思います。こういったことがはっきりしないから、公務員は全体の奉仕者でなくて特別な存在になってしまうんですよ。今、本当に経済状況は悪いんです。このときに、一般財源をポンと出さない、はい出しますというような補正予算なんですよ。

ですから、この共済組合は、皆さんたちの保障ですよ。あなたたちの保障なんですよ、今から先の。しかし、保障されない町民の方々というのがいっぱい苦しんでおられる方、もうわかっておられると思いますけれども、非正規雇用が切られたりとか、いろんなことが今、大問題が起こっておりますので、ここでポンと上げなさいと、上がりますよというのが、どうも引っかかるんですよ。

ですから、きちんとした根拠がほしい。ということは、この共済組合が、民間のいろんなものと比較して妥当であるというような何か比較なり何なりというもの、それと、その共済組合の運営がどういうふうな推移を示しているか。そういったものは町民は知る権利があると思うんですが、そういった比較なり何なり、そういった視点で共済費の妥当性を検討されたことはありますか。質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 永田議員の再質疑にお答えします。今回の追加費用の件で大幅に上がったということなんですけども、1つは、国のほうで永田議員もおっしゃいましたけども、年金等について大変な議論がっております。その中で、追加費用分の国庫負担率を今回上げると、いわゆる改定する法案が議論の中で未成立となっております。共済組合さんとしては、国の負担率を上げる法案が成立するものという見込みで率を設定されたんですけども、それで低く費用設定をされてたんですけども、国が負担率を上げることができませんでしたので、その差額精算分が多くなったので、今年度について率が上がったものです。

それから、自治体のほうで詳しく精査しているかということですけども、こういう国の法律等の関係等もありますので、私たちが直接その資料等でチェック等については、共済組合の説明をお聞きしてくるということで、法律に従って率の改定をさせていただくということになります。

○議長（大田黒英生君） ほかにありませんか。金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 2点ほど質疑いたします。歳入では12ページ、歳出は19ページ、障害者福祉費の19負担金補助及び交付金、障害児を育てる地域の支援体制整備事業補助金、どこに補助を出すのか、事業内容はどんなものか、そういったことをお伺いしたいと思います。

2点目。30ページ、10の1の2、8の報償費、ご説明ではブラジルの出身の外国人小学生1年生のためのポルトガル語の通訳及び日本語講師の謝礼ということで説明ありました。謝礼の単価、計

算の基礎はどのようなことなのか。それと、日本語講師については、恐らく語学の講師ですので定期的に行うという、そんな計画に基づいて補正が組まれていると思います。その辺の中身をお伺いしたい。それから通訳について、これまで私が聞くところによりますと、家庭訪問が2回とか、学年活動、料理、それから1年生の児童がインフルエンザか何かで病気になったときの国保の手続き、それから病院への同行、それから、学校通信を日本語でできているのをポルトガル語に翻訳して保護者である両親に配布すると、そういった内容。それから学童保育、一字保育園で学童保育やっていますけど、その手続きあたりでかなり活躍されているというふうに聞いております。それで、この通訳の方に依頼しているのは行政側でやっているのか、それとも学校側でやっているのか、その辺をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 金田議員の質疑にお答えいたします。予算書の19ページ、19負担金補助及び交付金の中の4の障害児を育てる地域の支援体制整備補助金の内容についてでございます。

今回の補助金につきましては、障害者自立支援対策臨時特例交付金でございます。この交付金の中身につきましては、大きく2つございます。1つが、事業者に対する運営の安定化等を図る措置でございます。もう一つが新しい法律、新法への移行等のための円滑な実施を図る措置でございます。

その中の一つが、障害児を育てる地域の支援体制整備事業というような中身でございます。この中身でございますけれども、障害児を育てる保護者は、一般の子育てグループに入ると疎外感などを感じることから子育てグループの利用を敬遠しているケースがあり、気軽に育児についての不安を打ち明ける場所がない。そこで、このような親の不安解消のための交流の場を整備し、気軽に利用できるような仕組みとすることで、障害児を抱える親の育児不安を軽減を図るものでございます。

これにつきましては、実施主体は都道府県でございます。ただし、圏域あたりで、菊池圏域あたりで話し合いを行って、そういった圏域での実施も可能ということでございます。

そういうことで、菊池圏域のほうでも事前に話し合いを行いまして、障害児を育てた子育ての先輩等との体験交流スペースの整備及び遊具の設置を行いたいということで、限度額がこれ10分の10でございますけれども、圏域当たり150万円でございます。それで、2市2町で今回補正をお願いしておりますけれども、具体的な中身につきましては、まだ何らどういったものをやるのか、どこでやるのか、どこに委託するのかということにつきましては、まだ何ら話し合いが行われておりません。この予算を組みまして、早急に予算が通りましてから、圏域で話し合いを行いながら、場所等についても今後の内容についても検討していくこととなっております。

○議長（大田黒英生君） 教育部長兼ねて子育て支援課長大塚武年君。

○教育部長兼ねて子育て支援課長（大塚武年君） 金田議員の質疑にお答えをいたします。30ページの教育総務費の報償費で、講師謝礼ほかを今回お願いをいたしておりますけれども、まず、この児童についてご説明をしたいと思います。この児童は、ブラジル国籍で現在、北小学校の1年生の女の子です。今年の2月の5日に、仕事の関係で両親と一緒に大津町のほうに転入をいたしております。両親もブラジル国籍ということで、お父さんが日系の三世ということでございます。3月中旬に両親の勤

め先であります真木のワールドファームという会社の社長さんからご相談がありまして、入学適齢期であるこの児童の就学について相談したいということでお話がありましたので、文部科学省の通達によりまして、4月から北小学校に1年生として現在通学をしております。学校等の打ち合わせの中で、児童本人も、あるいは両親も日本語が理解できないということで、子ども、児童への日本語の指導、それから生活指導とか、それから先ほど議員が言われましたように学校と両親との意思疎通のための指導をしていただくという先生とかポルトガル語の通訳が必要ではないかということで、その指導をしていく方の謝礼を今回お願いしております。

謝礼の単価につきましては、現在学習支援とか特別支援の先生方を今学校のほうにお願いしてはいますが、日本語のその先生方の賃金を考慮しまして、日本語の指導の先生につきましては1時間1千円、1日2時間程度で週2回ほどお願いしたいと考えております。それから、通訳の先生につきましては、同じく1時間1千円で25回程度お願いしたいということで、このお二人の先生につきましては学校のほうで探されまして、今お願いをされております。このお二人の先生につきましては、当初私たちの話し合いの中でボランティアでいいですよということで今来ていただいておりますけれども、熊本市で日本語の指導経験がある先生と、それから本田技研でポルトガル語の通訳をされている産山村の先生が試験的といいますか、ボランティア的に週何回か、あるいは月に何回かで北小のほうにお見えになっております。お二人の先生方、それから学校との話をする中で、先ほど申しましたようにお二人の先生方、この児童のためにある程度、ボランティア的にお世話したいという意向でしたので、1時間1千円という単価でお願いしたいということで考えております。以上です。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） ただいまの北小の問題ですけども、一応、学校のほうでは、日本語の語学で、私が聞いたところによると、週2回火曜日と木曜1時30分から3時30分ということで、確か7月までという、そういう話を一応学校からは聞いてます。今の説明によると、週2時間ということは1回という、そういうことかと思えますけども、それでよろしいんですかね。週2時間という、週1回、2回ですね。はい、わかりました。

私、先ほどからボランティアという言葉が出てますけども、学校が頼むときに、かなり、先ほど私も言いましたように、家庭訪問から学年活動、料理、病気のときの同行、病院や役場の手続き、それから学校通知を翻訳する仕事、多岐にわたって活動されています。そういう意味で、学校の先生、依頼する側も単価安かったら非常に心苦しいと、そんなところもあるんじゃないかって思っています。妥当な、やっぱり活動に見合うような謝金、そんなことを考えるべきだと。ひいては、子どものためにそれが一番いいんだという、そんなことに基づいて考える必要があるんじゃないかなと思っております。

それからもう一つ、外国人に対する日常生活支援が、うちの大津町の振興計画の基本計画、基本構想の中でも日常生活支援がうたわれています。先ほど、いい企業に勤められている両親、子どもの入学についても掛け合ってくれと。それから、この場合、会社にも何かポルトガル語を話せる人もおられるということで、日常生活については心配せずに暮らしておられるというようなことも聞きます

けども、ほかに苦勞されているとか、そういった部分がありはしないかと思います。その辺はどうでしょうか。

○議 長（大田黒英生君） 大塚武年君。

○教育部長兼ねて子育て支援課長（大塚武年君） 当初、先ほど申しましたようにボランティアという形で今来ていただいております。特に、通訳の産山の先生につきましては、本田技研のほうの通訳ということで本田技研に來られて、そのついでということでもいいですよということでお話がありましたので。ただ、無償というわけにいきませんので、先生たちと話して1時間1千円程度ということで今考えておるところです。

それから、ほかの支援関係ですけども、外国人の就学について文部科学省の指導ということですけども、外国人の子どもについては義務教育として教育を受けることではないということですけども、子どもの教育を受ける機会を得るために、外国人が日本の公立の小・中学校へ就学を願った場合には、市町村教育員会はその就学を許可すべきであるということで、今、北小学校のほうに通っていただいております。ただ、授業料とか教科書の取り扱いとかも通知がありまして、入学を許可された在日の外国人の子どもの各学校における取り扱いについては、日本人の児童生徒と異ならないと。授業料は無料で、教科書も無償給付を受けますと。それからまた、就学援助援助等の措置もありますけども、それも日本の児童生徒と同様の取り扱いとしないことと。さらに、教育課程の編成とか実施に当たっては特別の取り扱いをしないこととなりますので、指導要領等についても同様に外国人の子どもをつくるということで、何ら外国人の子どもが小学校・中学校に行ったからといって差別的な取り扱いを受けるものじゃなくて、日本人の子どもと同様の取り扱いをするということで、最初、入学のときにも物品あるいは制服あたりも確保をしております。それから、ランドセルのあたりについては、何か会社のほうから工場長さんからあげてもらったということで喜んで今来ているようでございますので、そういう形で、援助すべき点については今後もしていきたいというふうに考えております。

○議 長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） ほかに質疑なしと認めます。

このまま休憩なしでやっていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 次に、議案第34号から議案第37号までの4件を一括して議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 委員会付託

○議長（大田黒英生君） 日程第14 委員会付託を行います。会議規則第39条第1項の規定により、議案第30号から議案第37号までをお手元に配付しました審議委員会付託表（案）のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。また、会議規則第92条第1項の規定により、陳情第1号、請願・陳情委員会付託表案のとおり所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

午前11時17分 散会

本 会 議

一 般 質 問

一 般 質 問

6 番 大 塚 龍一郎 君 p 36～p 43

1. 行政運営に関して

- (1) 地元出身の国会議員、県会議員が選出されているが町行政に対してどのような影響がでているか、また、今後どのような連携を図っていかれるか伺う。
- (2) 町職員採用人事について
職員採用の状況、採用基準の観点について、採用選考の結果を議会議員への説明報告が必要ではないか伺う。
- (3) 県職員や県庁OBなど外部からの人材を副町長等の要職に登用する考えはないか伺う。

2. 生活環境整備行政について

- (1) 生活圏に点在する空き地、空き家に起因する生活環境問題への対策を伺う。周辺住宅地域の環境に係わる問題で荒地、荒地家などにより発生する、異臭、害虫、火災などの被害など生活環境に関する相談は年間どの程度、町に寄せられているか伺う。
- (2) 県道瀬田竜田線の陣内交差点から西側方面一帯の整備について伺う。

12 番 永 田 和 彦 君 p 43～p 54

1. 農業と教育そして雇用問題

- (1) 圃場整備の問題は、農家の固定資産を縛り付け、高齢化が進む農家に借金を負わせ、払い終わるのは百歳を超えるというデタラメ性を含むことに有る。
- (2) 食育についての問題は、パン主体の栄養コントロールだ。日本のコメ文化に誇りを持ち、炊き立てご飯を食べさせる自校方式を導入し、町独自の食育を展開する学校給食へと変えていくべきだ。
- (3) 雇用の受け皿として農業が注目されているが成功の鍵は、安定した農産物需要を確保する事と考える。地産地消を基本としながら、農業と雇用そして食育をも進展させる可能性を秘めた米飯給食に活路が開けるのではないかと。

9 番 坂 本 典 光 君 p 54～p 63

1. まちづくり交付金事業の縮小を求める

- (1) 21年度は税収の落ち込みがひどく、51億円あった基金から16億9千万円を取り崩すことになった。美咲野の学校建設もしなければならない。将来に借金を残す“まちづくり交付金事業”は生活に密着するもの以外は縮小すべきと考える。今後の投資計画、借金状況を基に説明を求める。

2. 経過の透明性を求める

- (1) 町政について、議員と町長は、ともに町民に対して直接に責任を負うものである。企画、立案、予算の提出権は町長にあるが、企画・立案の段階から説明、相談しないと、議員は的確な判断ができない。町長の独断になる。家入町長は、これがなされていない。議会軽視である。強く反省を求める。

15 番 荒木俊彦君

p 64～p 74

1. 町道認定と町道の未登記問題

- (1) 未登記の実態と管理・整備責任

2. 立石団地改修建替予定

- (1) 既存住宅の改修は充分説明されているか。充分か。西側空き地の団地建替は、どうするか。

3. 子育て支援の充実を求める

- (1) 保育の定員は足りているか。待機、入所希望はどうか。保育料はまだ高い。特に所得の少ない世帯の値下げを

8 番 月尾純一郎君

p 74～p 80

1. 町有林の杉・桧の間伐材を生かせ

建築廃材のチップが燃料となり、電力を生み出し、新エネルギーとして注目を集めている。

大津町には、町有林に杉・桧の間伐材が多く放棄されている。

- (1) 間伐材をチップ化して新エネルギーとする考えはないか。
(2) その他の有効利用について町の考えを聞く。

2. 前立腺ガンの取り組みの強化を

中高年男性に急増している「前立腺ガン」。これを早期発見・早期治療するためP S A検査の導入・普及を強化することが望まれる。

- (1) 大津町の取り組みについて聞く
- (2) 大津町として、受診を希望する人への全額助成をする考えはないか。

3. 新設される「子育て支援センター」空き地に芝生広場を

校庭や公園の芝生化が全国で広がっている。「子育て支援センター」は子ども達から高齢者までが、一日中居て遊べる場所でなければならないと思う。素足で遊べる芝生、日陰を作る樹木、健康増進を図れる健康遊具を設置する考えはあるか。

2 番 府 内 隆 博 君 p 85～p 90

1. 矢護川地区圃場整備事業について

- (1) 圃場整備事業を進めていくうえで受益者の負担軽減するために非農用地の計画は。
- (2) J Aが圃場整備内に豆腐工場を建設する計画だが、話し合いは出来ているか。
- (3) 各集落の説明会が開催されたと聞いているが、その結果はどうだったのか。

2. 農業・新規参入希望者に対する対策は

- (1) 担い手不足が深刻になっている現在、大津町でも他産業に従事していたUターン就農希望者や新規参入希望者等に対して将来の地域農業の担い手となる人材育成・確保を図っていくために、町として、どのような対策を考えているか。
- (2) 新規参入希望者から土地の相談があった場合、指導や対策は。

3 番 吉 永 弘 則 君 p 91～p 98

1. 農業、商業、中小企業の振興と集落の活性化

- (1) 農産物、畜産物については、厳しい現状が長年続いている。県、J A等と連携して振興方策を検討してほしい。商業、中小企業においても同様の方策を望む。
また、高齢者や農家が中心の集落においては、限界集落化に近い状況にある。
各区長、有識者等と議論、研修し町として取り組み強化を望む。

2. 観光資源の掘起しとピーアール活動

- (1) 大津温泉の近くに岩戸溪谷やレンガ造りの発電所がありながら、町民、県民に広く知れ渡っていない。観光地として整備し、アピールしてほしい。

3. 高齢者対策として生きがいつくりの提供を

- (1) 65歳以上の元気な高齢者は、年々増加しています。働く事、趣味を持つ事等、色々な生きがいが人によって違います。元気な高齢者に対する町としての施策、手助けの充実を望む。

11 番 手 嶋 靖 隆 君

p 98～p 105

1. 農、商、工連携の促進について

- (1) 世界的金融危機の影響で経済低迷のなか、地域経済の活性化を目指すために、地域内の農業、商業、工業の各産業が連携した新事業創出が求められているなか、地域全体の所得向上や雇用確保を図り地域産品創出、販売促進が不可欠であることから、農家と企業が連携することにより付加価値を高める地域振興対策が急務と思われるが、今後の取り組みについて所見を伺います。

2. 遊休農地の解消対策と実態を伺う

- (1) 近年、農村においては遊休農地、耕作放棄地を見受けられるが、産業廃棄物等の農地への不法投棄や無断転用による農業生産、経営環境の悪化が懸念される。これ等を解消、防止するため農業委員会活動強化対策事業が平成15年度にスタートしているので、積極的に広域、連携、協調を図り、遊休地の利用促進が急務と思うが、その後の取り組みを伺います。

- ①遊休農地利用活用の体制は
- ②農地パトロール後の遊休農地の実態は
- ③遊休農地の有効活用をどのようにされているか
- ④遊休農地の解消に補助事業の活用はなされているのか
- ⑤今後どのような方策をもって耕作放棄地の解消に取り組まれるのか

3. スポーツ総合案内の設置について

- (1) 本町においては、生涯学習課並びに体育協会、その他の活動組織はあるが、町民に対する総合案内の窓口がなくスポーツ取り組みの実態が不透明であると実情を聞く、今後のスポーツ振興、育成を図る上に迅速に対処出来る統一した窓口を設置して、行政での指導体制を確立することが肝要と思いますので、所見を伺います。

5 番 鈴 木 ムツヨ 君

p 105～p 115

1. 教員免許更新制について

- (1)現場への周知と該当者の把握は。
- (2)受講者には職務専念義務免が適用されるか。

2. 住宅用火災警報器の給付について

- (1)国による給付制度は生かされているか
- (2)65歳以上の低所得者や1人暮らしや寝たきりの高齢者への対応を問う。

3. 人にやさしい福祉と人権の町として

- (1)すぎなみ園への対策を問う。

議 事 日 程 (第 2 号) 平成 2 1 年 6 月 1 1 日 (木) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

ご連絡いたします。松永幸久君より欠席の届が来ていますので報告していたします。

本日の議事日程は議席に配付のとおり、今回の一般質問は 9 名ですので、本日が 1 番から 5 番まで、明日 1 2 日が 6 番から 9 番まで行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

6 番議員、大塚龍一郎君。

○6 番 (大塚龍一郎君) おはようございます。政局より経済対策、麻生総理のワンフレーズであります。解散総選挙の時期がいよいよ近づいてまいりました。政局の暑い夏がやってくるわけでございます。政府は、大型補正予算を組み込みまして、いよいよ全国の分捕り合戦が始まるわけでございます。依然として経済不況の長いトンネルをなかなか抜け出せないでおるのが実態でございます。本町でも税収の大幅な落ち込みが予測されます。町長をはじめ執行部におかれましては、財政運営に大変御苦労をされると思いますが、町民の皆様の痛みや不安に真っ正面から応える行政運営が行われますことを願っております。

それでは、通告書のとおり、順次質問を行います。

1 問目が、行政運営に関してでございます。地元出身の国会議員と県議員が選出されております。町行政に対してどのような影響が出ているか、また今後どのような連携を図っていかれるかについてお伺いいたします。国会議員は、現在総務省で政府高官の一員として、この総務省というのは旧自治省を含む私たち自治体にとりましては最も身近な行政府でございます。またお二人の県議員の方は、この町議会で町政に熱心にご活躍されました有能な人材であったわけでございます。地元に対する思いは熱いものがあり、今、県政界で大いに活動されているところであります。まさに時は今、本町にとりましては、国政へのパイプ、県政へのパイプが大動脈となって流れているわけでございます。町のさらなる躍進へ向けて、その手腕で大いに期待しているところでございます。また、一町民としても大変頼もしく、誇りに思っているところであります。町長がパーティー等の会場で同国会議員を大津町の宝であると常々スピーチされているのを耳にすることがあります。これまで町行政運営にあたりまして、それぞれどのような局面で影響が表れていると感じられておりますでしょうか。また、今後の町の諸施策を進めるにあたりまして、どのようなことが考えられるのかをお伺いしたいと思います。

す。

次に、町職員採用人事についてでございます。職員採用の状況、採用基準の観点について、採用選考の結果を議会議員にも説明、報告が必要ではないかということをお伺いいたします。現今の経済状況が先行き不透明であり、雇用情勢の悪化が懸念されているところでございます。民間企業におきましては、人員削減やら、新卒学生の採用中止、採用手控え等、いろんところで社会問題化しております。そうした中、今後ますます公務員への志願者が増加していくものと思われまます。町の最近の応募状況や採用選考時の仕組み、あるいは採用者決定の根拠等について、いろいろとプライバシーの点で規制される面もあると思いますが、差し支えない範囲で公平性、透明性を保つ上からも議会議員に対しても情報交換をしていく考えはないかをお伺いいたします。

3番目に、県職員や県庁OBなど、外部からの人材を副町長等の要職に登用する考えはないかをお伺いするものであります。任命権者の町長の専権事項であることは十分承知しているわけでありまます。また、現職であられます個人個人に対する批判や感情でもって、この質問を取り上げたわけでないことをご理解いただきたいと思いまます。今日までに町三役であります旧助役さん、収入役さん、教育長の要職が町職員出身の方々に独占されていた時代があったわけでございます。その傾向が今でも少しは残っているように感じられるわけでございます。現在の天津町は、優良な企業群の立地により、ましてその経済力、雇用力の面でも県財政へ大きな影響力を持っております。県下に誇るトップクラスの自治体となっても過言ではありません。熊本都市圏の一角として、副都心的な機能が求められる自治体として今後とも展開していくものと思われまます。県行政との一体感をさらに強める必要性が出てきているものと思いまます。副町長等の要職に登用する際は、内部からだけの昇進ではなく、選択肢はもっと広げる時期になってきているのではないかと考え、お伺いするものであります。

1問目の質問を終わります。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 大塚議員の一般質問のうち、(2)の町職員の採用について、まず職員の採用状況についてご説明を申し上げます。町職員の採用状況につきましては、過去5年間の実績で37名の退職者に対して23名の職員を新規に採用しています。職員採用試験については、財団法人日本人人事試験研究センターの統一試験を利用して、熊本県町村会が行う市町村等職員採用共同試験に参加して菊池管内の自治体や一部事務組合と合同で1次試験を行っています。この共同試験では、一般事務職は教養試験と適性試験を、土木などの専門職は教養試験と専門試験を行っています。1次試験では、受験者の学力、知力、事務能力を評価し、試験の結果の上位得点者から順に1次試験合格者を決定しています。昨年度の採用試験においては、一般事務、司書、土木の3職種で計6名の採用予定に対して、1次試験の合格者を3職種で12名としました。試験の結果の開示については、1次試験に不合格となった受験者本人から請求があった場合は、本人の順位及び得点について開示をいたしております。

次に、1次試験合格者を対象に町独自で2次試験を行います。2次試験では、個人面接と集団討論を行い、作文試験と1次試験の得点結果も含めて選考を行います。2次試験での個人面接と集団討論

及び作文試験においては、受験者の積極性、協調性、コミュニケーション能力や態度、また大津町のことを真剣に考え、大津町で仕事をしたいという意欲なども含め、総合的に人物を評価した上で1次試験の結果と2次試験の結果を合わせた総得点の上位得点者から順に採用予定者数の受験者を合格者として決定し、採用をしております。

次に、試験の結果についてですけれども、採用試験の結果については、1次試験は合格者へ通知をし、併せて合格者の受験番号を役場庁舎掲示板に掲示し、さらに町のホームページにも掲載をしています。また、2次試験結果は、合格者と不合格者へ両方通知をし、1次試験結果と同様に合格者の受験番号を役場庁舎掲示板に掲示し、町ホームページへも掲載して公開をいたしております。事務的な点についてご説明を申し上げます。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） おはようございます。大塚議員の一般質問の地元の国会議員、あるいは県会議員に対してどのような連携を取りながら大津町のために活用しておるかというか、頑張っていたかというかというご質問ではなかったかと思っておりますけれども、坂本衆議院議員につきましては、これまで大津町には衆議院議員というものが誕生していなかったわけでございますので、本当に大津町のために働いていただける、そのようなことで大津町の宝物としてしっかりと輝いて、町のために頑張っていたかという思いをしております。そういう中で、例えば今回の大津町に対する臨時交付金関係等については、新聞等でもご覧のようにゼロでありました。しかし、今回の補正予算関連等につきまして、国の予算に対しまして1億7千万円近くを取っていただく。これにつきましては、大津町は4年間の不交付団体でありましたので、その計算上、どうしても過去の実績に基づいてどうしても難しいというような状況の中で、坂本代議士をお願いいたしまして国の方に大きな声を出していただきまして、今回、大津町につきましても1億7千万円来るといような予定になっておりますので、4月の12日の国の予算に基づきまして、今、大津町といたしましてもその予算に基づきましての検討をさせていただいております。例えば、今までの事業計画を今大津町とやっております。その事業計画の前倒し的なものというように、例えば学校教育におけるパソコンやデジタル、そういったものを1億円近くの金を使わせていただければというふうに思っております。この件については、今後7月の臨時議会関係等でまた事業の、やる事業についてご説明をさせていただきたいというふうに思っております。そのほか、これまでにはやはり国営事業でありますところの57号線、あるいは立野ダム、そのようなところに予算関係をしっかりと付けていただいておりますし、2市2町でやっております消防施設関係等についても補助金関連等について大変とご苦労をおかけしておるといようなことで、いろんな形の中で衆議院議員につきましては大津町のために幅広く活躍をお願いしております。また、県会議員につきましては、吉田議員、田代議員、2人の方がお見えになられております。県におきましても、大津町におけるそれぞれの事業を今やらせております。北部の畑総事業や、あるいは県道関係が12路線あります。大変遅れております。赤水線や、それから瀬田竜田線、あるいは熊本瀬田線関連等とともに、多くの12本の県道の改良は大変遅れておる中で、議員関係におきましての活躍で瀬田竜田線や赤水線、それぞれの事業の推進をいただいております。

ころでもあります。いろんな形で大津町の都市計画道路の西鶴中井迫線につきましても、この事業についても推進について県にお願いしながらつくらせていただいております。そういう意味において、町は10%の負担で済むというようなことで、近いうちに完了するわけでございますけれども、そのような事業の推進、そしてまた矢護川関係の補助整備関連の今お願いをしておりますけれども、県の方の本部についても、農政部長についてもそのようなお話があつておるおかげで、県の負担27.5%でございますけれども、県の厳しい財政事情の中から推進をやっていくというような約束関係もしておるところでもありますし、そういう意味におきまして、今、事業を推進させていただいております。南の方についても、南部農免道路を初めとする、あるいは迫井手の圃場整備、そしてまた上井手関係の灌漑排水事業関係についても1期5年で3期、15年間で30億円の金を予定しながら事業を進めさせていただいておりますし、そのような事業とともに、村づくり交付金事業というようなことで15年度から初めておりますけれども、これについても13億円近く、県の15%の補助事業をいただきながら事業推進を、県関連の事業をしっかりと推進させていただいております。そういうほかにもいろいろな計画をまだ町は持っております。東山のため池の事業とか、いろんな形を計画を町としては防災上の問題もありますのでお願いをしておりますので、これからまだまだ両県議に対してはお願いをしながら事業の推進をしっかりとやっていきたいというふうに考えております。国会議員の先生や県会議員の先生には、これからますます大津町のため、いろんな形で頑張ってくださいというお願いをしておきたいというふうに連携を十分取りながらやらせていただきたいというふうに思います。

職員採用の件につきましては、今、部長が申しましたように、そのようなやり方というか、採用試験の募集はホームページや広報等で公開しながらお知らせしております。もちろん町内の優秀な、そして意欲のある人の受験を歓迎しておりますが、なかなか難関を突破して採用されることは厳しい状況でございますけれども、ご期待をしておるところでもあります。議員のご質問の試験結果や選考の経過などの優先的にお知らせすることはできないかというようなことでございますけれども、何人の募集や何人募集され何人採用したとか、あるいは職種ごとの何人採用いたしましたということについては、議会に報告できるものと思います。公開掲示、本人開示などで実施していますので、これからもこのような方向でやっていきたいというふうに考えております。

三役人事というような形、ご質問でございますけれども、前、大塚町長のときに助役に西岡前町長がお見えになられて、本田技研誘致をはじめとする大津町の将来を見据えたところで、本当に県とのパイプを大きく持ちながらやっていたことについては、まだまだ町民の皆さんの記憶に新しいものと思いますけれども、その後、優秀な町職員がおりまして、そのような形で大津町職員の中から三役関係が出てきておるというふうに理解をしております。私につきましても、今、県の方につきましても必要であるものについては都市計画課や教育委員会について、県から派遣をさせていただいておりますし、また町職員についても県の方へ派遣しながら、それぞれの県とのパイプをしっかりと取っていく方向であります。また、職員においては自主申請の研修というようなことで、その他の職員関係とも十分連携が取れ、人脈ができ、仕事の推進に役立つような研修関係で頑張ってくださいおる

ような状況でもあります。そういう意味におきまして、議員おっしゃるそのトップ人事でございますけれども、先ほど申しましたように大津町が必要であるかどうか、あるいは必要とするときがあるのかというようなことは十分今後検討していかなくてはならないものと思います。近隣町村におきましては、菊池をはじめ合志、菊陽、西原、それぞれ県下においては大変県庁OBとかいろいろな現職を採用させておられるようすけれども、それぞれの県庁職員についても、人それぞれ得意分野があつて、いいか悪いか、そのようなところの評価については各町村の話は聞いておりませんのでわかりませんが、我々についてはもちろん仕事は人であり、人と人との輪が大切でありますので、やはりやる気のある、町のために頑張る、そんな人でないといけないと考えておりますので、優秀な職員であれば優秀な職員を採用し、また県庁においてそういう人材がおればそれも検討する必要ではないかというふうに思っておりますけれども、今のところトップ人事のことについては全然考えておりませんでしたけれども、今後について、大津町の将来についてを考える上に、今後考慮をしていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 大塚龍一郎君。

○6番（大塚龍一郎君） 国会議員、県会議員、それと大津町長家入さんが、その4人がタックルを組んでますます大津町の発展に頑張ってもらいたいと思っております。先ほどお聞きしましたように、なかなかその内容というのは一々町民の皆さんもなかなかわからないわけでございます。そういうことで、今回取り上げたわけでございます。今後ますます2人の県会議員、国会議員の皆様方が大津町のためにも一生懸命やっこられますことを期待して、この点は終わりたいと思います。

職員採用人事の件につきましてでございますが、部長から種々採用時の事務的な内容は聞きました。私、この間5月号の大津広報でございましたが、フレッシュな6名の方が載っておりました。この6名の方を見まして、この中に私は大津出身の方が何人いらっしゃるのかなと思つたわけでございます。せめて出身地とか、出身校ぐらいはこの大津広報にでも載せてもらつて、大津町民の方に知らせてもらいたいと思つているわけでございます。また、なるだけなら大津出身の方が職員になってもらいたいわけでございますが、いかんせん昔と違ひまして非常に採用基準も厳しく、また試験となりますと成績のいい人ということになりますと、県下から集まってくるわけでございます。まだ町外からの採用の方に対しても、なるだけなら大津町に住んでもらひまして、大津町で住んで、結婚して、また大津町のために一生懸命やっこらうようなことを期待しているわけでございます。

3番目の登用する件でございますけれども、実はこの質問にあたりまして、私は伏線がありました。と言いますのは、3月議会におきまして同僚議員が大津中学校の敷地問題に絡めまして一般質問がございました。私はそのとき思つたわけでございます。町長さんも職員を長くやられていての方でございます。ベテランの方でございます。そうしますと、三役の方、そうした方が町長の補佐役、町長の足らないところ、町長に強く意見を言う人が必要ではないかと思つたわけでございます。大津職員の皆様方が三役あたりをみんな占めますと、萎縮して、その中で遠慮というものが出てきはしないか。そうしますと考え方が保守的になるわけでございます。やはりそういう場面になりますと、外部の方が入られまして遠慮なく町の施政にも言ってくれるんじゃないかという、そういう面もありました。また、

もう1つの下心といたしましては、県の職員と一生懸命に仲良くなり、トップの方に据えていただきますと、町のいろんな施設、県有施設でございますが、非常に菊陽町と比べまして大津は少のうございます。また運動公園、いい立派な施設ができておりますが、これをサッカーだけに使用するんじゃなくて、いろんな行事、県単位の大きな行事を誘致されまして、この大津町が人の集まる場所、人が語り合える町にやっていただければ、また賑わうかなと思ひまして質問したわけでございます。

それでは、2問目の質問に入らせていただきます。生活環境整備行政について。

1点目は、生活圏に点在する空き地、空き家に起因する生活環境問題への対応をお伺いいたします。周辺住宅地域の環境に関わる問題で、荒地、荒れ家などにより発生する異臭、害虫、火災などの被害など、生活環境に関わる相談は年間どの程度町に寄せられているのかをお聞きしたいと思います。また、その対応についてもお伺いいたします。

2点目は、県道瀬田竜田線の陣内交差点西北側地域の整備についてお伺いいたします。町内には横軸の国道57号線、縦軸に325号線の基幹線道路があり、それに接続する県道、町道が生活道路網として形成されております。最近、国道の4車線化をはじめ、県道・町道の整備が着々と進み、物流、生活道路として、その機能は著しく向上しており、経済発展に大きく寄与しております。一方、主要幹線道路整備の進捗に伴い、副幹線的な県道・町道への車両の流れ込みが増え、通行の形態が著しく変化してまいっております。通称陣内交差点における交通量も俵山トンネルの開通やら、瀬田バイパスの道路整備完了やスポーツの森運動公園の開設等の効果で、近年ますます増加しているのであります。この交差点は見通しが悪く、大型トラック、観光バス等の交通に支障をきたしており、大変危険でございます。また、歩道もないため、小中学生の登下校や高齢者に不便や不安を感じながらの利用でございます。地域住民生活者の交通安全確保のため、周辺住居地区の防災面を含めまして、道路拡幅改良整備が急務と考えられますが、その対策についてお伺いいたします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 大塚議員の生活環境整備行政についてお答えいたします。

まず、議員質問の空き地・空き家に関する対応方針につきましては、根拠条例として大津町美しいまちづくり条例を運用しており、周辺住民等からの連絡・苦情を受け付け、現地確認を実施します。第1の対応として、物件の所有者、専用権者、管理者等に電話連絡をします。第2の対応として、通常空き地・空き家の場合は町内不在中の場合が多いので、環境整備のお願いの文書を発送します。

次に、悪質だったり環境衛生上重大な問題がある場合は、撤去勧告、撤去命令などの処理が取れますが、今までこれについては実施したことはありません。

次に、過去3年間の相談件数につきましては、平成18年度4件、19年度9件、平成20年度が10件の相談がっております。相談内容につきましては、空き地の雑草除去等が主なもので、電話または文書等で対応をお願いしている状況です。

続きまして、瀬田竜田線の陣内交差点から西側方面の整備についてお答えいたします。この道路につきましては、通常県道関係の整備につきましては、地元の区長さんをはじめ関係者からの要望等が

あれば現地調査を行い、県への連絡、整備要望等を行っているところです。今回の未整備区間につきましては、すでに15年ほど前の道路改良事業が計画され、そのとき用地交渉が難航し現在に至っていると聞いております。町もその区画が小中学生などの通学路でもあり、歩道がなく危険なこと、また下町方面から来た自動車、特に大型車との離合もカーブや斜線が狭く、危ない状況であることなど、この状況については把握しております。このため、先月下旬にはそのようなことも踏まえ、菊池振興局の土木部と現地調査や協議を行ったところです。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 大塚議員の生活環境整備等についてのご質問でございますけれども、今、部長が申したように、大津町美しいまちづくり条例を運用しながらご指導をしておる状況でございますけれども、なかなかその指導に基づいて対応が厳しい状況であるのは確かでございます。地域の皆さんは、やっぱり空き地、あるいは空き家がありますと、大変火災や災害関連等が御心配をされておられるのは確かでございますが、近くに親戚あるいはそういう方々がおられれば、そちらの方からもご協力をお願いしお話を進めておるような状況でございますけれども、また消防団や区長さん関係と十分ご相談しながらご協力・ご理解を得るような形を取っていかなくちゃならないと思っております。もちろん、不在地主というような方々が多いもんですから、一緒に住んでいる時間帯というか、そういうものがないもんですから、その辺の痛みがなかなかご理解できないところもあるんじゃないかなと思います。そのような状況であるものは、やっぱり行政でなく地域の住民の皆さんとともにお願いをしていかなくちゃならないというふうに思っておりますので、議員おっしゃるところについては、大変厳しい状況のようでございますけど、再度地元の皆さんとともにご相談しながら、地権者の皆さんにご理解が得るように指導をしていきたいというふうに思っております。

もう1つは、瀬田竜田線のあの地域については、議員おっしゃるように大変交通量が多くなってきたのは確かでございます、部長が申しましたように15年ぐらい前に県にお願いして道路改良計画がなされておったわけでございますけれども、そのような状況でございますので、再度ここ何年が大変量が多くなっておる状況を踏まえながら、県の方にも事情説明は行っておるところでもあります。そういう中におきまして、今回の事業、景気対策というか、補正で県の方も相当使う金が出てきたんじゃないかなという思いで、再度強く要望を行ってきたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 大塚龍一郎君。

○6番（大塚龍一郎君） 1点目の生活環境問題でございますが、非常に先ほど言われましたように、高齢者の一人暮らしとか、いろいろ今度は増えていくと思います。非常にこれは火災、また環境に非常につながるものでございます。これからますます大津町におきましてこれは増えていくものと思いますので、その対処をよろしく願いたいと思います。

2番目の通称陣内交差点の件でございます。15年前からいろんなもつれがあったというふうに聞いておりますが、15年前に比べますと現在の交通量は大変なものでございます。また今、吹田、大林、瀬田、非常に道がやっと広がっていております。そうしますと、ますます車の流れ込みが増えてくると思います。また、15年前と比べまして、今、地権者の皆さんは非常に協力的でございます。

す。これは南校区全体の悲願でございます。県議も2人出ておりますので、どうか県とタイアップして1日も早い実現をよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。10時50分より開会します。

午前10時38分 休憩

△

午前10時49分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き開会いたします。

12番議員、永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 通告書に従いまして一般質問を行います。

今回の一般質問は、大見出しで1つ書いておりますが、農業と教育、そして雇用問題と、この関連していると私は感じて、今回質問するものであります。質問の要旨としましては3点に分けております。まず、農業の問題としまして、私は農業従事者ではありません。しかしながら、農業に対して、やはり食の問題、いろんなことを考えますれば無視することはできないし、きちんとした納税を行うことによって、それがまた農家の方々に回ったりして、農業に対してある意味では参加していると、そういうふうに私は考えております。私も議員を今4期目であります。12年間やってきた中で、経済建設委員会あたりに長くおりました。ということで、農業の問題、いろんなものを見てきましたけれども、その中でも圃場整備の問題、これには非常に頭を痛めました。本当に農業者にとって有効なものなのか、あらゆる関連性が解決できる施策なのかと思いました。そこで、今回の質問の要旨の中で少々過激ではあります。圃場整備の問題は農家の固定資産となる財産ですね、これをもう20年、25年と売れないような形にして売ることができない、売買ができないということですね。また、後継者不足に悩んでおられる農家にとって、借金を負わせるという形で、その借金が払い終わるには100歳を超えているというふうな計算が成り立つ方々も中にはおられるのではないかなと思うのであります。最近の新聞の切り抜きであります。これは5月27日の皆様はよく町長もこの「はい、こちら編集局」あたりは目を通されると思いますので、ここの切り抜き記事を紹介したいと思います。農政にもっと力を入れてくれという見出しでありまして、うまか米をつくりますと、いろんな努力をしておりますが、消費が低迷している中で、やっぱり安ければ買うよと消費者から言われるとがくつときます。担い手不足も深刻です。政治家の皆様方にはもっと農政に力を入れてほしいかと思えます。大津町農業80歳ということが書いてありました。80の方が農業に対して憂いを持っておられる。結局、長年農業に対していろんな施策を行ってきた結果がこれではないかなと私は考えました。80の方が農業がなかなかうまくいかんと言っておられるのであります。私は思います。農業の方々、非常に80になっても90になっても働いておられる方がおられますが、例えば公務員、町の職員あたりは、60歳で定年であります。実質の労働は、二十歳で就職したとしましても40年。退職金をもらいまして、年金制度も十分充実をしておるところであります。今定例会におきましても、共済費の率の改定のなどと言いまして、ポンと九百数十万円値上げを共済会が言っております。

この不景気のときに共済会が立っていきよらんと。一般財源から出さないという形で共済費の改定という形で言ってきております。私はそのときに質問に立ちまして、この不景気などに共済費をパンと九百数十万上げると。町民の皆様方を見てごらんなさいと、できるかと。これは、すべて町民の税金であります。上げてくれ、はい、どうぞというわけにはなかなかいかないと私は思うのでありますが、この問題は全体の流れの中で発生したものだということです、今、私が町長に言いたいのは、公務員と農業従事者の労働時間の差、40年に対して、例えばこの80歳の方々が農業に従事して何年働いておられるでしょうか。もう既に60年を超えているかもしれない。この差です。定年がない。そして、死ぬまで働き続けるというような現状が今あるのではないか。しかしながら、圃場整備をやり、効率化を図ります、いろいろなことをやっただけでも農業の方々は実際こういった声を聞きますれば、決して裕福にはなっておられない。結果として、担い手、後継者が育たないというのが現状ではないかと思えます。ですから、有効なる施策というものの議論が実際は政治の中でされてこなかったのではないかなという疑義が私は生まれます。そして、ましてや最近、農繁期を迎えましてトラクターの死亡事故が県内で多発しているというニュースもありました。これによりますれば、その事故の7割以上が65歳以上の高齢者によるものということでもあります。どうでしょう。私は、65歳になったなら、皆さん定年されて遊んでいる時期になると思えます。その方がトラクターを運転して事故に遭ってけがをされたりとかするんですね。この現状、これも見逃してはいけないと思えます。ですから、町長のこの農業に対する姿勢、そういったものをきちんと明確にして、今後の施策に反映させていかなければならないと思えますので、農業についての所見を伺いたいと思えます。

そして次に、食について考えますときに、食育、教育の中で十分話し合われて、給食にも反映されていると思うのでありますが、私はこの学校給食を今回、文教厚生委員会になりましたので給食センターに視察に行ったときに給食を食べてみました。私ははっきり言っておいしいものではなかったと。そのとき、たまたまかもしれない。しかし、栄養値というものはきちんとコントロールされているということではありましたが、私はこの食についてはですね、大問題がこの給食がほとんどがパンを主体に栄養コントロールしているというところにあると思えます。そして、またそのカロリー計算の方法であります、これはあくまでもいろんな体格をした人がいるのに、平均値を取ったものであると思えます。人それぞれ顔も体も違う。なぜその生徒に合った栄養を算出し、そして調整できないのか。これも難しい問題かもしれませんが、やはり食育とは、食育基本法などありますが、そういったものにきちっと対応していかなければ、一元的に学校の生徒たちを平均値を取って、その栄養価に合わせるとかいうようなこと自体、私はでたらめで乱暴ではないかと思うのであります。ですから、今、食糧自給率の問題とかもありますけれども、やはり今、取り組むべきものは、この学校給食にですね、地元の米、これを食べていただく。これは、農産物の消費の確保にもつながります。そして、最近のこのニュースの中でですね、注目すべき点がありまして、熊本学園大学、ここが今年の秋に全量をこの大津町や菊陽で取れた米に変えてしまおうと、全量で使いますよという姿勢を打ち出しております。やはりこれは、地下水の涵養、いろんな意味を持ちましてそういった消費を確保することによって農業を活性化させる。いろんな多面的な農業の持つ役割に寄与するというようなこの

熊本学園大学の姿勢でありました。これ一本やられたなと私は思いました。いち早くするのは我が地元、この大津町、菊陽町、そういったところが連携して地元自ら地産地消を推進しながら、そういったものを全体的なものに寄与していく、これが大切ではないかなと私は思っております。ですから、炊きたてご飯を子どもたちに食べさせてあげたい、これは家庭の責任かもしれません。しかしながら、学校給食という大きな市場と申しますか、消費する場所において、地元の米を食べさせる、これで子どもたちにもいろんな意味で食育について、また食糧自給率について、地球環境について、いろんなものを理解していただく、これが大切ではないかと思ひまして、2番目の質問といたします。

そして3番目の質問ですが、この大見出しで言いました農業と教育、そして雇用問題とつながっておると思ひまして、この質問でありますけれども、今、雇用の受け皿として農業が注目されております。2番目の質問でいきました成功の鍵は安定した農産物需要を確保することではないかと。でないと、農業に人手は要らないということになってしまいます。雇用の受け皿、これもまた非常に難しい問題ではありますが、資料集めの中である文献が目につきましたので、これは東大の教授が書いたレポートであります。農業が雇用の受け皿として注目を浴びているが、その内容とすれば、農業は高齢化が進んで人手不足だからということらしいと。しかしながら、2007年の農業の生産額は8兆2千億円。パナソニックという会社に比べまして、1年間の売り上げ9兆700億円にも及ばないという比較をしております。そしてまた、このパナソニックの従業員31万人に対して農業就業人口は299万人おりますと。農業の国内総生産、GDPであります。4兆7千億円を農業就職人口で割れば1人当たりの所得は最大でも年間157万円、1カ月では13万円にしかならないということがあります。こう考えますれば、農業は人手不足ではなく過剰就労なのだという数字を、意見を述べられております。過剰にいる農業者が高齢化しているだけであると。収益が低い農業は後継者もなく、高齢化してきた。収益を上げなければ、農業での雇用創出は困難である。就農説明会に人が集まったとしても、実際の就農には至らないだろうというレポートが書いてありました。非常に考えさせられるレポートでありましたが、これも実際の数字的に見て、この教授が書いたレポートでありますから、無視できない現実であります。農業を活性化しなければならない。そして、雇用の受け皿としてもなっていないなければならない、いろんな問題が農業、教育、就労、雇用問題、つながっております。これを私の知恵で解決しようなどと大それたことは考えておりません。ただ一役を担いたい、町長と議論をして、そしてよりよき方向性を示したい、そういう思いから今回の質問をいたしました。どうか町長と教育長に対しまして質問でございますが、希望が、光が射すような答弁を望みたいと思ひます。

最初の質問を終わります。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 永田議員の圃場整備事業含めたところの農家の方の後継者を含めた話、担い手不足等の話の質問でございました。

まず、圃場整備の内容的なものをちょっと今までの経緯に触れてみたいと思ひます。まず、圃場整備の中では、おっしゃったような農家の方の負担が大きいということが一番最初に申されたのではないかと思ひます。ただ圃場整備は大事な事業だということで、今までもさせていただいているところ

でございます。受益者負担等でございますが、事業が時期により国や県の町負担の事業でいろいろ事業を補助を受けてさせてもらっていますが、まず大津町では最初に取り組んだ事業といたしまして、大菊土地改良の県営圃場整備事業が昭和53年、もう30年近くになるわけですけども、そのときの受益者負担金が当時100%のうち27.5%が負担でございまして、そのとおり10アール当たりの工事費の単価になりますと28万円ほどになっているところでございます。そのとき、もう30数年前が、今は生産者米価が約1万2千円前後、3千円ぐらいでございますが、その当時は60キロ当たりが1万8千500円ぐらいの単価でございまして、当然圃場整備事業あたりはしなければならないという状況から実施をされていたところでございます。それから、近年では県営の大津北部畑総事業の負担でございますが、そのときはやっぱり受益者の方が7%になっております。そういうことを考えたときの軽減の措置ではなかったかと思っております。事業当たりの計算をしますと10アール当たり14万円ということでございます。ただこちらにつきましては、企業等といいますか、方々や畜産施設の有限会社あたりの土地を購入していただきまして、要は農家の方々の負担率が出すことによって、そうしたことで受益者の軽減をした、工事費の軽減をしたということの経緯がでございます。

それから、今後のこともそうでございますけれども、どちらにしましても農家の方の、今100歳という言葉が出ましたけれども、大津菊陽の場合には当然25年償還ということでまだ償還をされているところでございますが、金額も長い期間払うということで大変なことではないかというのは十分承知しておりますが、そのときの町の対応策はどういうことかということで、実際17地域の集落営農でございまして、できるだけ高齢者の方々になくてオペレーターあたりの養成をしたり、あるいは共同機械を購入することによって個人の方、農家の方が支出をできるだけ少なくするような方向をさせてもらっているところでございます。

トラクターの事故等の話が、高齢者の方が実際県内で出ているということでございますが、現実には昨年矢護川の方が事故に遭われて死亡したということ、農作業の事故があったわけでございますが、そうした安全策なども十分県を含めたところで農家の方には指導をさせていただいているところでございますが、十分やっぱり今からもなお、気をつけなければならないのかなと思っております。

次に、3番目の雇用促進関係の農家との結びつきということでございますが、東大の方のレポート文献といいますか、詳しく説明していただいたところでございますが、町の考え方といたしましては、これは共通の意見でございますけれども、食は命というふうに支える源でございまして、1日たりとも欠かせない生活の基本部分でございます。近年の食を巡る数多くの問題が発生しておりますけれども、国民といいますか、町民の食の安全に対する関心は高まっているところでございます。このような中で、食の安全を考えると、生産流通から消費者までのことは重要だと考えております。

それから、大津町に白川とか矢護川の恩恵を受けた豊かな水田地帯でもございます。現在、国の米の政策によって水稻の生産調整を図られているところでございますけれども、町内で、大津町では約350ヘクタールの水田面積で推移しております。この生産調整を達成することも、町では併せて売れる米づくりを推進しているところです。具体的には、水田農業の担い手として組織された、先ほど言いましたけれども、集落営農の17組織そういうところの生産される米を安心して安全な農産物を提

供するというので、今、8地域で持続性の高い農業生産方式ということで、その構成員で米・麦・大豆につきましてエコファーマーとしての県からの、これは許認可ということになりますけれども、取得してから本年は110ヘクタールの生産計画をしているところです。この大津の米につきましては、町内の学校給食はもちろんでございますけれども、エコ米という呼び名で県庁の地下食堂をはじめといたしまして、水道局にもわずかながら約5トン近くですけれども納入されておりますし、最近では6日付けの熊日新聞でも掲載されておりましたけれども、学園大学の学生食堂でも年間約15トンの米が今年の秋から利用されるというふうに報道していただいているところでございます。今後におきましては、そうした点も含めまして、安定供給を図るということを目的に販路拡大に努めなければならないと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 教育部長大塚武年君。

○教育部長兼子育て支援課長（大塚武年君） 永田議員の通告にあります給食センターから自校方式の学校給食にして、炊きたてご飯をとということについてお答えをいたしたいと思っております。

これまでの学校給食センターの経緯から申しますと、まず昭和30年前後から一部の小学校で自校方式の給食が提供をされておりました。学校給食がなかった小学校もあったようでございます。その後、昭和39年に大津町学校給食施設整備計画が策定されまして、昭和40年に給食センターが竣工しまして、小学校9校と新たに中学校3校、それから幼稚園3校の4千800名の児童生徒に学校給食を提供するようになりました。現在より1千100食以上多い数でございますので、経済性とか効率性、それからすべての生徒に学校給食をとということでセンター方式に変えられたものというふうに思われます。それまで、当初はパン食が中心ということで、昭和51年にですね、月1回の米飯給食が始まっております。それから、昭和58年に米の消費拡大ということで、週2回の米飯給食になりました。平成2年から現在の給食センターの建設と併せまして、週3回の米飯給食ということになっております。ですから、週5回のうち3回は米飯給食を今提供しているということです。永田議員の日本の米文化に誇りを持って炊きたてご飯を食べさせるということにつきましては、同意見でございます。ただ、大津町の給食センターを自校方式にするということになりますと、小学校から中学校まで11校に給食室が必要となります。それぞれの学校に機械設備とか、栄養士とか調理師などが必要になってまいります。大津町の給食センターも20年が過ぎましたので新たな時代を迎えようとしていることも事実でございます。今後給食センターのあり方につきましては、様々な方策を想定しながら住民の意見を聞きながら大津町の宝であります子どもたちに安心・安全、またおいしい給食の提供をですね、目標に今後の振興計画に活かしていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） おはようございます。永田議員の質問の（2）と（3）についてお答えいたします。

現在、大津町の給食センターは、先ほどありましたように月・水・木の週3回が米飯、火、金の2回をパンとしております。文部科学省も米の消費拡大ということを狙いまして、今は週3回程度を米

飯にということをおっしゃいますが、これを週4回程度にというような検討をしておりましたが、やはり米飯ということになりますと、炊飯作業等の負担があるだとか、またはそのそういうところがないところは委託しなければならないなど、そういうようなことで有識者会議の中では慎重論が出まして、4回程度という指針ではなくて週3回以上というような形で落ち着いているようです。大津町では、毎日残滓を計っておりますが、パンのときを50キロとすると米飯のときは120キロと、そういう残滓が出ております。そういうことから考えますと、子どもたちはパンの方が食べやすい、パンの方が好きだというようなことも言えるのではなかろうかと思えます。

質問の炊きたてご飯を食べさせる自校方式ということについては、大変自校方式ということにも利点があります。例えば、食材納入量が少ないと。ですから、学校の近隣の田畑で収穫された他品目の産物を多様な献立で使用することができると。また、緊急な場合に、例えば学校が短縮になったりだとか、そういうときに献立の変更が可能である。また、児童生徒が栽培した、例えばトマトなども給食の中に出せる。また生産者と児童の交流が深めやすい、そのような数多くの利点があると私も考えます。しかし、最大のメリットというのは、議員が先ほど指摘されましたように、炊きたてのほかほかのご飯と、それからできたてのおかずを食べられることができるということだろうと思えます。そういう意味では、私も自校方式には大変賛成ですが、今、部長が答弁しましたように、自校方式というには様々な問題点もあって難しい状況にあると言わざるを得ないと思えます。大津町で昨年スチームコンベクションという新しい機械を導入し、一度にたくさん調理ができるようになりましたし、二重食缶等も購入をしております。当面は、できるだけ冷めないように温かさを保った給食を提供することで対応していきたいというふうに考えております。

食育につきましては、平成17年食育基本法が施行されて、これに基づいて基本計画が決定されました。子どもたちの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るために、学校における食育を推進することを重要視してあります。これまでは学校栄養職員が担ってきた学校給食管理業務に加えて、食に関する指導、それを今度は栄養教諭という制度がありまして、4月に大津町にも1名の栄養教諭が配置されました。今後はその学校や給食センターにおいて栄養教諭が学級担任や教科担任、養護教諭等々と協力して、家庭や地域と連携しながら、給食の時間だけではなくて、関係する各教科等の時間での食に関する指導等も取り組みながら、学校における食育の充実に努めていきたいと思っております。

それから、3番目の地産地消を基本としながら米飯給食に活力をというようなご質問だったかと思えますが、その点についてお答えいたしますと、現在、大津町の給食センターで使用しております米、これ年間に2万9千キログラムですが、これはすべて100%大津産です。大津産の米を使用しております。また、ご飯に混ぜます麦につきましては、プチ丸という名称の熊本県産の米を使用しております。現在、週3回の米飯給食を実施しておりますが、米の消費拡大等の依頼もありました地産地消の観点から、ご覧になったと思えますが、昨日熊日新聞で報道されましたように、熊本県の教育長から学校給食における県産米粉パンの導入についてということで依頼がありました。この県産米粉パンは、従来の基準パン、これは60グラム1個40円28銭ですが、それよりも25円ほど割高になり

ますが、県がその分を補助するということが6月の県議会で決定するというようなことを伺っております。従来のパンとほぼ同じ価格で学校には提供をすることができるというふうに伺っております。そういうことで、これは9月から12月までということになっておりますが、次回の給食運営委員会では、そのことも提案していきたいなと思っております。

パンと比較して食べ残しの多い米飯、これを少しでも無くす検討も必要ですが、それにつきましては、毎月学校の給食担当の先生、それから栄養教諭、そしてセンターの調理師で給食委員会を開催しておりますので、そこで献立の検討をしております。その中で、まず給食担当の先生方をお願いしているのは、一度に全部をこう次分けてしまうのではなくて、先ほど議員もおっしゃいましたように、体の大きい子、小さい子というような、またそれは言い換えればたくさん食べれる子、少ししか食べれない子ということにも言えるかと思えます。そういうことから、その子どもに合った形の配膳をし、食べん子はこう、またおかわりをする、そういうことができるような配膳の仕方をお願いしておりますが、残滓としてはなかなか減らないというような状況です。しかしカレーだとか牛丼、そういうようなご飯におかずをかけたメニュー、それからチャーハンだとか、ゆかりご飯だとか、味付きのご飯、これは大好物で食べ残しも少ないようですので、これから先は調理の工夫、献立の工夫等を重ねながら、子どもの成長の糧になるように努力していきたいなと思っております。

なお、地産地消につきましては、JA大津、とれたて市場と協議して、旬の野菜等は使用するようしております。一度に玉ねぎでも200キログラム、たくさん使用しますので、なかなか品揃えができないという状況もあります。しかし、大津産を使用するときには、大津町の野菜、肉につきましては、必ず献立表に大津町産と表示して、地元の産物を使用していることを知らせ、農業に理解を深める努力もしているところです。今後も生産者の顔が見える安心・安全な給食の提供を続けていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員の農業と教育というようなことでご質問いただいております。日本の経済、ご承知のように物づくりは変わってきております。または変わらなくてはならない時代を迎えております。自動車産業でなく、これからは農業を活かした商品開発、そういう物づくりが今後求められてくるんじゃないかなと思います。そういう意味におきまして、今後の農業というのは、やはりその地域、中山間地域とするこの大津の素晴らしい資源の中でどう活かしていくかというのが大切であるというふうに思っております。もちろん、そのために準備をしていかなくちやならないものはたくさんございますけれども、少子高齢化、人口の減少とともに後継者不足というものがうたわれておりますけれども、そのように高齢者の皆さん、地元の婦人会の皆さん、そのマンパワーをうまく利用した商品開発において、売るんでなくして買っていただく、消費者の立場の中で商品開発を進めていかなくちやならない時代に来ておるというふうに思っております。そういう中で、大津町については先ほど担当部長が申しましたように、圃場整備が進められてきております。そういう中で、町としても大津工区関係等については、22年度までで終わると思いますけれども、1千万円近く補助をし

ております。そしてまた北部畑総、あるいはこれからやる矢護川、あるいは迫井手関連等についてもいろいろな非農用地の負担分についても考えていかなくちゃならない条件が出てきております。もちろん錦野関係の圃場整備の負担金につきましては、それぞれの県にお願いし、県道や白川の管理道路、あるいは大津町の岩戸の里の用地関連等で非農用地の減歩を皆さんの土地によって行ってきておるところでもあります。そのような基盤整備は、我々はぜひやっておかなくちゃならない。前のままであれば、道路・水路関連の公の財産は町が管理し、そしてまた農地についてはおっしゃるように個人の土地でありますけれども、この農地についても、やはりその地域の全体の財産と。もちろんそこには水利権もございますので、そういう意味におきましては地域の財産として、それなりの皆さんとのご協力、事業を進めていかなくちゃならない、大きな課題があるというふうに思っております。そういう農地の管理関係についてもしっかりとやっておかないと、先ほど部長が申しましたように、農作業による交通事故、死亡事故等も起きておりますし、また集約することによって、大型機械による農作業の効率、その後継者のいないときには、今、営農集団関係で法人組織をやろうとことでやっておりますので、その人たちがもちろんその後継者不足の農地関係を耕作して新たな産業開発に、農産の開発に努めていくものというふうに考えております。先ほど言いましたように、大津町の緑ネットワークの水の恵みの関係については、大津町の大菊土地改良区の方でしっかりと努力しまして、学園大とも計算いたしまして大体20円高くなるそうでございますけれども、学園大が10円と食堂の方で10円負担しながら、高くてもそれを食に活かす、学生のためにやっていただくというような形でやられておるようでございます。もちろん我々としても田んぼの学校における田植えや稲刈り体験をしながら、子どもたちにその教育をしっかりと進めていくことによって、農業に対する今後のご理解ができるものというふうに思っております。錦野関係についても同じでございますが、もう3年目になりますけれども、東海大学と水苔の商品化に向けて今頑張っております。もちろん、大体商品になるような方向が見えてきているようでございますので、今後についてもそういうような形の、その地域における商品開発はそういう形で、我々だけでなく学校とか、そういうところと地元との連携をしっかりと大事にしながらやっていかなくちゃならないというふうに思っております。いろいろ今後について大変厳しい農業の問題でございますので、十分ご相談しながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 農業につきましては、やはりなかなか芳しい答えは返ってこないというのが感想であります。例えば、圃場整備のことをる歴史を追って言われました。最初は27%ぐらいの本人が負担があつて、北部畑総のときには7%ぐらいにどうかいろんな換地とか、いろんなことをやって、工夫をやって、負担を軽減するようなことをやってきたと言われました。しかしながら、私が言いたいところは、現状なんです。現状は今どういった状況に農家の方々が置かれているかというのがその問題なんです。結果なんです、結果を望んでいるんです。例えば、最初に27%の負担だったのが7%になりましたよと。だったならば、27%の残りの73%は誰が負担したのかということですよ。多くの税金がつき込まれているということです。結局、我々が最初に言いましたよう

に、納税者として農業に参加しているのに、結果が出ないことに腹立たしく思ったりとかするわけです。昔から言われています。10兆円打ち込んでも5兆円しかその農産物は生まれないって。20兆円打ち込んでも10兆円しか生まれないような農政が問題だよということは、もう前から言われているんですよ。ですから、町長が言われました。そういったすることによって効率化してありますけれども、国のですね、施策に金で左右されるところが確かにあります。しかしながら、本当に農家で所得を高い結果を出しているところは工夫されて、やはり一部の人なんですね。ですから、例えば就業時間の問題にしても、何らかの補償なりなんなりというものがうまく構築されて来なかったのが問題ではないかと思います。例えば雇用の問題にしても、農家に就労した、しかしながら7時までも8時までも、まだ夕飯も食っとらんで、この終わらん限りは飯は食われんとかいうのが問題でありまして、やつぱりそこにはきちんとした、システム化した、会社的な、もう6時になったら交代、いや、夜勤の方は今から出て下さいというような民間的手法を取り入れていかんといかんということです。そういったことを町は助けていく、フォローしていく、そういった施策が私は求められていると思います。実際、大規模化していいことばかりではないですね。もちろん、大規模化して大型機械が入るようになるかもしれませんが、そこには機械がいるんですよ、いろんな用具が要ります、いろんな経費は増大するんですね、それに伴って。そういったところも計算しなければならない。ですから、そういうことを考えますれば、補助金をいただけるならば、絶対的に制約がそこで生まれます。ということは、農業というものはそういったところで縛られてしまうんですね。自由に自己責任を持って挑戦するのが逆に難しくなってしまう。だから、土地改良の方あたりと話したときにですね、実際、今のこの圃場整備のこの面積というのは適当な面積なんだろう。利益が生まれるような圃場整備になったんだろうかといったときに、皆さん答えられないのが現状なんです。ということは、利益が出るのが予測もされないところを税金を使ってやっていることが問題だと私は言っているんです。それでは、跡継ぎは生まれませんよ。こういったところを本当は県議員から国会議員、先ほど、こういった連携をつないでいるかと言われましたけれども、きちんとしなければならない。しかし、町とするならば、私は今回質問したように、我々の食を確保して、例えば給食ですね、そういったものでやろうじゃないかというわけです。そして需要を確保しましょうということです。そしてまた教育長が言われました。残滓が非常にご飯の場合は多いと。だから工夫が必要だと。教育長も思うんですよけれども、冷えたご飯を食べるよりも温かいできたてのご飯を食べたならば、新米だろうが、古米だろうが、おいしいですよ。例えばキャンプに行って飯ごうでご飯を焚いてですね、少々お焦げがあるようなご飯を食べたとき、おいしいでしょう。それにはですね、塩しか要らんですよ。そういうもんなんです。こういったところが有識者が集まって何を侃々諤々話したかしりませんが、結果としてと残滓が残るようなことを今まで繰り返してきたんですよ。結局、そういった栄養値とか、平均値の畧にはまっています。栄養士は、料理人じゃないんですね。ですから、私はあまりおいしくなかったと言ったのは、どろどろのスープが出てきました。気持ち悪かったです、はっきり言って。見てくれがものすごく悪かった。こらねて、誰が食わなんとなんという感じだったですね。これが私の給食を食べたそのときの感想です、はっきり言って。子どもたちにそういったですね、何か給食時間楽

しいなというようなですね、そういったものを何かあってもいいかなと。僕が小さいときには、余ったやつはどんどん食べてましたもんね。そういったことを考えればですね、例えば今車で言うハイブリッド方式、米だけは自校で焚いて置かずだけを配ると。米だけは炊きたての天津町のこのおいしい米をみんな食べてくれと、おかわりも自由だぜ。だから、そういったところで自分の食う量は自分で言いなさい。私は少量でいいです、小ご飯でいいです、私は中ご飯で、私はどんぶりご飯がほしいというような子どもたちがいてもいいんじゃないかなと思います。そして、例えばここ1年前だったですかね、牛乳とかが余って、そういった農家が捨てられていると、牛乳を、ありました。例えばですね、部活動とかいう話を私言いましたけれども、昼、給食を食べて、授業が終わって野球なりサッカーなり、もうするわけですよ。そういったときに、自校方式を取り入れてですよ、そこにはいつでも新鮮な牛乳が飲めると、今からスポーツするならば、その前に、30分ぐらい前にちょっと飲んで、牛乳をと。余ったにぎり飯ができるぞと、これ食べとくと、そういったものもあってもいいんじゃないかなと。平均値とか、そういったものに振り回されてはいけないということですよ。人間はそんなに、逆に言うなら雑にはできてないんです。自分で調整する能力があるんですよ。そういったところを横並びに一連に考えた結果が、今の残滓が多いとか、そういったものにつながると思います。これは、はっきりいって知恵がなさすぎるというところですよ、私から言うならば。このことについて、再度質問します。

それと、農業についてまた雇用にどうしても結びつけたいと私も思います。最近のですね、テレビを見ておまして、ある農事組合法人の特集がありまして、なんとそこは伊賀の里モクモク手づくりファームというんですが、もう本当研修者が絶えない。農業をして、そしてそれを加工して、そしてレストランで売ってという形で、ものすごく利益を上げているというような農業の一連の流れを絵に描いたような利益の出る農業。ですから、組み合わせているんですね。1次産業、2次産業、3次産業ということで、自分たちは6次産業と呼んでいると、足して6だよと言っているらしいです。実際、ここの就業している方々の働き方というのは、まったく会社に就労したのと同じような形です。週40時間とか、35時間とか、そういった形でうまく利益を上げておられる。こういったこともあるんですね。ですから、実際、今の農業をきちんと把握して、そして町として施策を上げてほしい。その中で、おもしろい記事がですね、これは合志ですね、合志市で地域フォーラムがあって、この徳野貞雄さん、熊本大の文学部の先生であります、この方がおもしろいところを言われております。そのフォーラムの中で米とご飯は違うということを皆さんに考えてもらいたいと。農家は米の値段は知っているが、自分が食べているご飯一杯がいくらなのかは知らうとしない。消費者もまったく知らない。このことが日本最大の農業問題であると言われております。家庭でのお茶碗一杯の飯は、約20円あります。安すぎて誰も知らうとしない。しかし、コンビニおにぎりの値段は105円である、みんなが知っている。ライス、すなわちレストランで皿に盛られたライスは200円にもなる。ただし、農家に入る収入は、生産者米価で12円ぐらいであるというふうに言われております。だからこそ、農業後継者が育たないというふう非常に問題点をえぐっております。それがこの農事法人の、先ほど申しました伊賀の里モクモク手づくりファームなどは、そのボトルネックとなっているところを

うまくですね、だったら自分で加工したらどうだと、だったら自分たちでつくって売ったらどうかというふうな形にやっているんですね。そういった機能を本来ならばJAとか、そういったところに担ってほしいんですが、JAとかがレストランとかしてもなかなかうまくいかない例が今までもいろいろありましたので、そこは私は何とも言えないところではありますが、とりたて新鮮市場あたりは、今活気を帯びております。それに、また町もですね、そういった利益が出るようなところは何らかの協力をしていってもいいんじゃないかなと。ですから、結果として農業者の方々の所得を上げることにつながる税金の使い方は非常に国民全体が迷惑だということを私は言いたい。ですから、ただ単に圃場整備をしたから農家はよくなるんだよというのは、理由に当たらないと私は思います。ですから、今後の農業の可能性をきちんと見据えて施策を行い、そこには町民の方々、国民の税金を大切に使用していただき、そして発展につなげていただくというような答えがほしいですよ。ですから、長年先ほどの質問の中でありましたが、長年町長も職員として頑張っておられて、そしてまた今回町長としてやられているのでありますから、そういった経験も踏まえて、今、大津町が取り組むべき農業はあくまでも圃場整備だよというならば、味気ないばかりか内容が伝わらない。町民の方々も、それでいいのかと言われるのではないかとということです。ですから、この農業につきましてもきちんとクリアしなければ雇用問題には決してつながらないということでもあります。そういうことで、教育長と町長に1分30秒ずつぐらいの答弁をいただきたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 端的に、明快なお答えをお願いいたします。教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） 端的に、箇条書きでお答えいたします。

残滓が出ないような配膳の仕方、または残滓が出ないような献立の工夫、またその元になる、今、家庭の親御さん自身が孤食、一人で食べるだとか、そういう楽しい食事を子どもたちに体験させてない、そういう家庭の方の指導も大切だと考えております。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 農業による雇用というのは大変厳しい。まずは、集落営農とか法人組織、17の中で今やっておりますので、その人たちがつくり、販売されるような営農、農業で所得を上げるようなことをやっぱりやっていかなくちゃならない。そのためには、やっぱり道路なり、水路なりの整備はやっぱりピシッとやっておかななくちゃならないんじゃないかなと思います。大変今、大津工区の方も古くなっておりましてですね、今後、これを切り替えていかなくちゃならないというか、補修していかなくちゃならない時代にもなっております。農家の人たちは、その水利代も反当3千円払にゃいかんというような非常に営農関係について厳しい状況でございますので、個人的に営農を今後続けて行かれるかというのが非常に国の方もそうだけでも、我々も心配しているところでもあります。そういう意味におきまして、集团的あるいはそういう会社組織の中でやっていく営農を考えていかなくちゃならないということで、今、圃場整備は圃場整備として、その上の営農関係についても、今、学園大とか、あるいは大津町の企業関係にも食堂に使ってもらうとか、あるいは別な水苔とか、そういう新たなものの商品開発、そういうものをやっぱり地域、営農だけでなく観光とかいろんな形を組み合わせたところでものを考えていかなくては、この農業というのは今後生きていかないという

ふうに思っておりますので、大津町全体でどういうものが必要であるかというようなことをやっぱり考えていかなくちゃならない。だから、竜門ダムから畑総の方に水をやっておりますけれども、当初いろいろ問題ありましたけれども、現在においては圃場整備したところでない借り手がないというような状況も聞いておりますので、今後については、営農について、地域の皆さんと、あるいは農協、土地改良、そういう方々と儲かる農業は何であるかという商品開発を考えていかなくちゃならないと思っております。

○議 長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 時代とともに人の価値観やいろんな概念は変わっていきますので、そういったところを踏まえて、今の時代に合ったものは何なのかというものを念頭において町政にあたっていただきたいと思います。

終わります。

○議 長（大田黒英生君） 午後は、1時00分から行います。暫時休憩します。

午前11時50分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

9番議員、坂本典光君。

○9番（坂本典光君） こんにちは。坂本典光が一般質問いたします。

1番目、まちづくり交付金事業の縮小を求めるということであります。21年度は税収の落ち込みがひどく、51億円あった基金から16億9千万円を取り崩すことになりました。美咲野の学校建設もしなければならぬ、将来に借金を残すまちづくり交付金事業は、生活に密着するもの以外は縮小すべきものと考えます。今後の投資計画、借金状況をもとに説明を求めるものであります。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 坂本議員のまちづくり交付金事業についての見直しの件についてでございますけれども、まちづくり交付金事業につきましては、大津町振興総合計画策定時に各地域を校別に周り、事業説明を行い、さらに住民アンケート調査等により住民の意向を聞き、要望の強かったものを中心に構築されています。第一に、身近な道路網と南北の道路網の整備、次に大津駅を中心とした中心市街地の整備及び上井手を含めた景観整備です。また、以前から住民の要望があっても補助事業がなく、先送りされてきた事業も含めて、総合計画は作成されております。これらを含めて、振興計画に上げられた事業を実行するためには多くの費用がかかりますので、単独事業で行うならば一般財源の持ち出しで行わなければなりません。このことを踏まえ、国・県の事業を検討し、有利な事業としてまちづくり交付金事業を申請し、採択されたものです。その結果、総合計画で計画された多くの事業は実施できることになり、総額59億3千万円のうち4割は国庫補助となりました。平成19年度より住民の身近な生活道路整備、防災や健康福祉、生涯学習に関連した事業を展開して、平成20年度まで26億3千万円を執行しております。しかしながら、昨年末からの世界同時不況の影響で税

収も多く減少しておりますので、それらを考慮して本年度は昨年度予算より2億5千万円、昨年度事業実績からは8億円を減額し10億1千万円を計上しているところです。平成22年度、平成23年度につきましても継続事業を中心に住民に身近な事業を推進していきたいと考えております。

あと、まちづくり交付金事業の財政計画及びまちづくり事業の内容につきまして、担当部長よりご説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 企画部長徳永保則君。

○企画部長（徳永保則君） 坂本議員の一般質問の中で、町の財政状況全般的なことについてお答えをさせていただきたいと思っております。

町の平成19年度の町税総額は6億2千万円で法人町民税が約2億6千万円でございます。町税全体で42%を占めているような状況です。この歳入全体でも法人町民税の占める割合というのが6.1%から23.4%と大きくなってまいりました。このように、法人町民税の増加と国の三位一体の改革によりまして、平成17年から20年度まで、ご存じのように不交付団体となったわけでございます。しかし、先ほども町長の話にありましたように、昨年末の世界経済不況によりまして、町の今年度の徴税収入は40億7千万円で、前年から約19億円の大幅な減額となっております。法人等からいただきました町民税につきましては、24億円から2億1千万円と2億1千万円の大幅な減額となっております。そこで、今年度の、21年度当初予算編成におきましては、財政調整基金から14億3千万円を繰り入れをさせていただきまして予算編成を行ったところでございます。議員ご存じのように、大津町は企業の業績に大きく左右される財政構造になっております。そのため、常日ごろ財政調整基金等の積み立てを確実に行ってきたところでありまして、まちづくり交付金事業につきましては、平成19年度から前期5年間の事業に着手しております。それぞれの事業については、公共施設整備基金にて一般分の措置を考慮しているところでございます。また、学校建設におきましても、学校教育施設整備基金にて対応させていただいております。平成21年度は、国の地財計画による基準財政収入額見込みによりまして5年ぶりに普通交付税を見込んで8億8千万円と推計したところでございます。

今後の財政状況でございますけれども、普通交付税が22年度以降、来年度以降ある程度見込めるものと予測しているところでございます。平成10年度末で7億8千万円だった財調の基金残高も平成19年度は19億7千万円となりました。基金総額でも27億円から58億8千万円と大きく増額しておりましたが、先ほど言いました21年度末の総額は、議員ご存じのとおり約35億円程度になると予想しております。また町債につきましても、平成20年度末では100億円となる程度となる見込みでございます。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率につきましては79%、現在熊本県内で最も低い率となっております。特に13年度からの交付税の財源不足を補います臨時財政対策債が発行されることになりまして、現在では町債の残高全体の約3割を占めるまでになっております。健全財政の指数に大きく影響いたしますので、地方債の発行についても十分注意を払ってきたところではありますが、今後も当然そうしなければならないと考えていますし、財政健全化を示す実質公債費比率などの財政指標に十分注意しながら、健全な財政運営をしていかなければと考えております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） まちづくり交付金事業の事業内容について説明いたします。

まちづくり交付金事業は、地域の実情を熟知した市町村自らが都市の再生を効果的に推進するために必要な各種事業を一体として整備することにより、住民生活の質の向上と地域経済社会を活性化することを目的として創設された事業です。このため、町では大津駅周辺を含む550ヘクタールの範囲を設定し、宿場町大津の雰囲気を活かし、交通機能と生活環境向上による魅力的で快適なまちづくりを目標として振興総合計画に盛り込まれている各種事業を組み合わせ、まちづくり交付金事業を計画したものです。現在、19年度から23年度まで5カ年計画で、先ほど説明があったように59億3千万円になっております。

各種事業の事業費の内訳を説明いたします。

まず、道路事業として、駅前楽善線ほか16路線を33億4千900万円で計画し、平成20年度までの実績は8億9千万円となっております。本年度につきましては6億円を計上しております。

次に、地域生活基盤整備として、防災無線、雨水対策施設の調整池、それから子育て広場を12億500万円で計画し、平成20年度までの実績は8億円となっております。本年度につきましては、7千500万円計上しております。工事空間形成施設として、道路側溝整備によるバリアフリー化、照明等を1億1千万円で計画しております。平成20年度までの実績は7千400万円で、本年度につきましては1千100万円計上しております。

次に、工事都市施設として、地域交流施設、公民館分館なんですけれども、これが2億円で計画し、平成20年度までの実績は1千200万円となっております。本年度1億8千900万円計上しております、本年度竣工予定となっております。既存建物活用事業として、子育て世代活動支援センターを4億6千400万円で計画しております、平成20年度までの実績は、アルコール跡地購入で3億1千万円となっております。本年度は建物改修に1億3千万円を計画しております。地域創造支援事業としましては、まちづくり交流センター、包括支援センター、生涯学習施設整備、健康増進施設を5億5千700万円で計画しております。平成20年度までの実績は3億8千700万円で、本年度は架設のバス停として120万円を計画しております。

最後に、まちづくり活動推進事業として5千700万円を計画しております、平成20年度までの実績は2千200万円、本年度1千100万円計上しております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） その財政問題なんですけれども、今、財政部長の方から説明ありましたが、今はそれでもいいでしょう。しかし、次の質問です、大津町のこの役場は、耐震構造上問題があるとされ、大きな地震が来れば倒壊の危険性があります。建て替えの計画はあるのか。

それから、曙団地は築30年経っており、法令上あと10年以内に大幅改築が必要だと思っておりますが、

今は計画はないと思いますが、頭の中には入っておりますか。

それから、今、下水道特別会計に一般会計から年間3億7千万円持ち出しております。その後、農業集落排水事業が進んでおりまして、矢護川は操業中だし、錦野も操業が始まりました。杉水にも建設中であります。10年後には農業集落排水事業に一般会計から1億円の持ち出しが必要だそうですが、これは計算に入っているのでしょうか。

それから、先日義務的経費である一般職員の夏の賞与のカットが決議されましたが、投資的経費は絶対必要というものではありません。それに、今の不況に見合っただけでカットすべきではありませんか。質問します。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 財政状況のご心配と今後の町の状況で、ご指摘の役場の建物については、耐震関係の問題も出ております。政策検討委員会をはじめとする役場、課長会、あるいは庁務会議に基づきまして役場の検討をして、補強関係というようなことをいろいろ考えましたけれども、補強をやれば面積的に事務の面積、スペースが狭くなり、あるいは暗くなりとかいろいろな形を検討させていただいております。そういう中でございますので、これにつきましては今後のまちづくり交付金事業の終わった段階で検討を再度やり直さなくてはならない問題ではないかというふうに思っております。この建物も、もう30年以上経っておりますので、10年、20年のうちには建て替えなくてはならないというような状況でございますので、今、言ったようなことで再度検討をしていかなくちやならないというふうに思っております。

曙団地の改修でございますけれども、改修関係で、今、家屋等の改修計画をやらせていただいておりますが、一棟一棟の中の人たちをどこかに直してあそこの改修を一棟なり二棟なりを改修していかなくちやならない、そういうようなことで雇用促進住宅の替え入れについての検討もさせていただいております。そのような形で、今後について、今、ただでいいならもらおうかなとか、いろいろな形を今検討しておりますし、中に入っておられる方々の状況問題もいろいろございますので、今、そういう中での検討はさせていただいております。

下水道や農業集落関係についても、大津町全体の供用開始がここ1、2年で始まります。ただし、瀬田地区関連等につきましては、これからの状況でございます。公共下水道につながるのか、あるいは集落排水、あるいは合併浄化槽でやるのかというのを再度検討しながら、地域の皆さんの意見をお伺いしながらやっていかなくちやならないというふうに思っておりますが、それなりの課題については、今、ご相談というか、地元にも投げ掛けておりますけれども、いろんな問題もあります。財政的にはそのような形の中で、やはりやっておかなくちやならないというような状況でございますので、現在やっておるところが終わり次第、検討を地元と十分しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議 長（大田黒英生君） 企画部長徳永保則君。

○企画部長（徳永保則君） 坂本議員の質問にお答えいたします。

今後の投資計画という観点からだろうと思っておりますけれども、先ほど耐震関係の役場庁舎、曙改築に

については町長の方から答弁があったとおりでございます。それと特別会計、下水道会計、農集関係、事業を推進してまいっております。住民の生活安定、それに環境づくりという観点から行っているわけですが、10年後の見通しという形ですけれども、財政課の方の担当としましては、全体的計画の中で振興総合計画に則りまして一応財政計画を計上させていただいております。将来に向かっての投資的経費という形で後年度負担も伴いますけれども、今、やるべきことをやって将来に禍根を残さないような財政計画の下で振興してまいりたいと思っております。

以上です。

○9番（坂本典光君） だから、10年後にですね、農業集落排水事業に1億円の持ち出しが必要になることは頭の中に入っていますかというご質問をしたんですが。

○企画部長（徳永保則君） 現在の財政状況の財政計画によりまして、一応全部の公債費関係の比率を現在の12.6という形で見えておりますけれども、平成28年度についても一応12.6で推移するだろうという形で計画をいたしております。その分も含んで計画しているということでご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○9番（坂本典光君） 町長、ひとつ抜けておりまして、一般職の職員の夏の賞与のカットを決議された義務的経費、これは投資的経費のいわゆる整合性、義務的経費はカットするけど投資的経費はそれに見合っただけでカットしないかというその整合性。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 職員の関連につきましてのカット関係と、投資的経費のカットというようなことについては別な問題でございまして、職員の関係については、この前もご質疑あっておりましたように人勸を重んじて今までやってきておりますけれども、その地域地域の問題もございまして、職員、組合とも十分ご相談しながら職員におけるご理解をお願いし、カットをしておるところでございますし、将来につきましても、将来というか、今年の12月についても、ここ1、2年大変厳しい状況になるというようなことであり、人勸についてもまだまだ厳しいカットがなされるんじゃないかなというような話も聞いておりますので、今回について人勸に準じたところで組合と相談しながらカットをお願いしたところでもあります。

投資的経費につきましては、財政的なそういう事情の下に事業を推進しておりますので、まずは住民の生活、そして福祉、安全のためにカットをできるものではないというふうに考えながら、財政計画に則って事業を推進しているところでもあります。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 第2次世界大戦でドイツと日本の敗北が見えていた1944年7月のブレトンウッズ会議で、IMFと世界銀行の建設による世界決済制度ができあがりました。金1オンス31.1035グラムは、アメリカドル紙幣の35ドルに等しいという基準で動く体制が決められたわけでございます。少なくとも参加加盟する各国の政府との間において35ドルのアメリカドル紙幣を持参すれば、必ず1オンスの純金の固まりと交換してくれるという約束ごととして成立した戦後体制であ

ります。ところが、今から65年前に決められたときからアメリカドルのお札の力は、今や30分の1になっております。ドルの基軸通貨としての危機が今日の100年に一度と言われる経済危機であると言われております。このドルの暴落でございます。アメリカの国力低下、ドル暴落を防ぐためにアメリカは中国に大量の財務省証券を買わせております。ついこの間までアメリカは日本政府に対し、政府はマーケットに干渉するなど言っていましたが、今やアメリカ政府は破綻したジェネラルモーターズを一時的であるにせよ国有化してしまいました。本当にドル暴落が現実のものとなれば、現在のドル円相場、為替レート、現在、今日が98円ですが、一気に40円とか50円になってしまいます。トヨタもホンダも日本の輸出企業は成り立ちません。もしこの世界経済危機を乗り越えることができたとして、昨日の新聞には、政府は財政再建のためには2017年度までに消費税率を12%程度までの段階的な引き上げが避けられないとしています。また、少子高齢化は急速に進んでおります。今まで先ほど財政部長が説明されましたけど、これは今までのやり方であります。これからは、今までのようなやり方では通用しないと、そのようなときに、今までのような借金体制で進んだら大変なことになると思います。借金というのは、これは将来の世代に残す負の遺産であります。将来の人たちが払わなければなりません。そのようなことも踏まえどうお考えか、さらに質問いたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 1929年の世界恐慌、そういうような状況が今この世界にやってきておると言われております。1929年においては、いろんな対策がとられる中で、第2次世界大戦も勃発し、そしてまたその後、都市の復旧をするというようなことで経済の立て直しが図られてきておったわけでございます。そういう中に、世界経済の産業革命という車社会の中でどんどんと大きく成長してきた今日の経済が、バブルとともに、あるいはアメリカの金融に始まりました株暴落、それに伴いましての、例えば車の売れ行き関連についても売れなくなるというか、あるいはサブプライムローンにおける借り貸しの問題で日本のように高利を払ってピシッと管理していけるローンを払えないと土地も家も、あるいは車も取り上げますけれどもローンだけは残るとというのが日本経済でございましたけれども、アメリカ経済はローンも全部のうなってしまうというような、そんな金融貸付というような形で、今、世界経済はそれにあおられておるような状況でございます。

そういう中で、日本の経済が今まで車をつくり、販売しておった品物については、インドやあるいは中国、東南アジアをはじめとするブラジル関連等についてのコスト関係については、今後の経済競争には安く、価値観で売れるものではないというような状況になってきたのは確かでございます。そのような経済の中で、今後の日本の状況をどう把握しながら日本経済の変革を求めていくかというのは大変厳しい状況であるのは確かです。各企業の皆さんも、今、それに向かって一生懸命頑張っておられる状況であります。

そのような状況の中で、我々ご心配の大津町の財政状況のことになりますけれども、各企業におきましていろいろお話しておりますと、大体1、2年は大変な時期になると。ここ12月、本年度の12月ごろが一番厳しい状況になるんじゃないかなと言われております。しかし、若干新たな産業が、太陽光とか自然エネルギー関連に伴う自動車の開発関係も進んでおりますので、若干は景気の見直し

も見えてきておるといような話もありますけれども、今までのように戻るのには3年近くかかるんじゃないかなといようなお話であります。日本の素晴らしい人材の方々によって、新たな経済の引き起こしがなされるものと期待をし、我々職員についてもそういう意識を持って町の財政運営に努めていかなくちやならないといふふうに考えております。そのために、今、やるべきものと今やとった方が安くつくといようなことと、無駄であるものはこの際しっかりと見直しなが事業を進めていくといようなことを、今、職員とともに頑張っておるところであります。そういう意味におきまして、今後の財政関係については、大津町の企業の皆さんの頑張りにご期待を申しながら、そして我々としても何らかの支援ができるものであれば、そのようお手伝いをしていきたいといふふうに考えております。

○議 長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9 番（坂本典光君） 少しかみ合いませんが、2問目に入ります。

企画立案等の経過の透明性を求めるということであります。「議員必携」には、こう書いてあります。議会の議員、町長は、住民の直接公選による、いわゆる大統領制を採用して、共に住民に対して直接に責任を迫るものとし、両者の関係は対立の原理を基本にしなが、相互に抑制と均衡によっていずれかの独断と専行を防止する体制がとられているとの2点であるとしてされております。また、大津町まちづくり基本条例では、議会は住民の代表として選ばれた議員によって組織された大津町における最高意思決定機関であることを自覚し、町民の意思が町政に反映されることを念頭において活動するものとなっております。町政について、企画・立案・予算の提案権は町長にあります。企画・立案の段階から透明性を持って、常に情報開示、説明、相談をしていかないと、議員は的確な判断はできません。現在の家入町長は、これがなされていないと思います。町長の独断になっていると思います。議会軽視であります。これを強く反省を求めるものであります。今、どういうことが立案中であるとか、予算の執行状態、執行状況なども定期的に議会に対して報告すべきであると思います。町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 坂本議員の経過の透明性を求めるものについての行政の運営についてのご質問でございます。私は、町長就任のときから地域のことはみんなをよく相談し、みんなで目標を決め、それを達成する手段とみんなで考え、決めたことはみんなで実践することがこれからは必要であるとして、住民自治の実現、民主主義の実践、住民協働、住民が主体のまちづくりという理念の下、平成18年度に議会で議決いただきました大津町振興総合計画に基づき事業の推進をさせていただいております。そしてまた昨年9月には議会のご理解もいただき、町民、議会、役場が総体的に取り組む町の総合規範としてのまちづくり基本条例の制定いたしました。今後はさらに町政運営、政策について住民の方をはじめ必要性を十分説明し、納得をいただきなが説明責任を果たし、事業等の推進ができるものと考えています。また、本年度も引き続き、今年の町の仕事をはじめ積極的に町の情報を住民の方に提供するために、地域との連携を図る地区担当職員の配置や地域づくりの支援事業等に取り組んでいるところでございます。総合計画の基本構想5つの施策の大綱、それに基づく基本計画、そ

して毎年作成される実施計画では、町の政策会議、課長会議の審議を経て、庁議に図り、事業等の方向性を決めることとなります。これらの案件につきましては、議会に提案する前に可能な限り全員協議会等で説明をするなどして情報提供してまいりたいと存じますし、各政策の評価につきましては、振興総合計画等の評価委員会に評価をお願いしておりますが、状況について提供していただきたいと考えております。

今後の財政状況に関しては、ここ1、2年はまだ厳しい経済状況は続くものと考えていますが、普通交付税が22年度以降ある程度見込めるものと予測しているところです。また、財政調整基金につきましては、21年度末の残高を維持できるものと考えています。非常に厳しい財政状況の中、まちづくり交付金事業や圃場整備事業、学校建設などの多くの投資的事業や少子高齢化、地方分権の進展に伴う行政課題などをはじめ、行政の果たす役割と責任はますます増大しております。今後、歳入の伸びを期待できない一方、人件費や扶助費、公債費、各特別会計の繰出金などの経常的経費は増加し、財政が硬直化することとともに必要な町民サービスを将来にわたって提供するためには、より一層の効率的で健全な行政運営と徹底した行財政のスリム化を進め、見直すべきものは見直し、事業の選別を行い、優先順位に基づき財源を生み出し、有効に活用しなければならないと考えております。今後、町長としての責務を重く受け止め、議員各位と連携を図りながら、みんなで創意工夫を出し合い、町民主体のまちづくりのために邁進していきたいと考えております。今後につきましては、全協等に基づいて十分な説明責任をやっていきたいと考えております。

○議 長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 先だって、中学校北側の民間企業の開発に中学校用地を提供するという問題がございましたけれども、この件について、私も含め議員は何も知らず、荒木議員の一般質問で知った次第でございます。荒木議員は、開発に反対する決議案を出されました。もちろん私は反対する決議案に賛成したわけですが、後日複数の議員から町長から電話があったと聞きました。どういう内容か私は知りませんが、町長はこの開発に関与しているのではないかと私は疑問を感じた次第であります。その後、私たちは町会議員の選挙に突入するわけですが、町民の反応はすごいものがありました。町長は、業者に便宜を図って中学校用地を提供しようとしている人が多かったわけです。3月の議会で金田議員、荒木議員の一般質問で、用地の提供の中止、そして謝罪をされましたが、そうしなかったら、町長不信任案が出ていたと私は思います。3分の2で可決するわけですから、成立はしなかったと思いますが、賛成する者の方が過半数に達していただろうと思っております。これはひとえに開発計画の透明性がなかったからであります。もう1つ、透明性のない問題があります。それは、駅前楽善線の問題です。農免道から57号線のバイパスに通じる南北線の道路をつくろうと計画したとき、先ほども町長は南北線という言葉が使われました。町の職員の多くは駅前楽善線よりも、その西側の塔坂からコスモス薬局の横を歩いて57号線に通じるルートを進めたそうですが、家入町長が駅前楽善線を強く主張されたと聞いております。ここに一つの不透明さがあるわけがございます。どうして20軒も立ち退きが必要な駅前楽善線のルートを選択されたのか、結局現在のところ、57号線、このバイパスにはつながらない、単なる生活道路でございます。先ほど町長は南北線とおっしゃ

いましたが南北線になっておりません。一つ一つの透明性が確立されないと、町民、議会から不信感を持たれるわけでございます。どういうふうに町長お考えか、質問したいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 中学校の件につきましては、この前の議会から申しておるとおりでございます。まちづくり基本条例に基づいたところ、私の方も過去の流れの中で、学校に、授業に差し支えなければ、安全性が保てれば、あの地域の開発に必要ではないかなというようなことで、学校関係等にご相談をしたところでありまして、もう少し深く考えて事業推進をやっておかななくてはならなかったというような反省は十分やっております。

また、駅前楽善線につきましては、これは私が都市計画課長の折りから、あの駅前楽善線の計画路線については、あのままでは計画道路構造上難しいというようなことで、2、3年かけて検討をやってきております。そして今回、実施に入るわけでございますけれども、この路線につきましては、十分なこれまでの検討、3、4年かけて検討をした結果、駅前楽善線という路線ができあがったわけでございますけれども、この路線についてもいろいろな案が2、3ありましたけれども、その路線についても担当課を主体として検討をさせていただいております。私の方につきましてはの塔坂等については、当時の私が課長の折り、あれを広めれば学校にかかりますので、小学校にかかるということで、あの道路については現状の改修関係がいいんじゃないかなというような思いもありまして、そしてもう一つは公民館を上の方の台地の発展に伴う公の集会、学習センターがないというようなことでそこに持っていければなというような形の中での塔坂の路線の計画を検討していただいたところでございます。そういう中で私の方が直接にここを通せ、ああせいというようなことは一切やっておりませんし、それぞれの施策の中での検討委員会で十分検討されておるものと思っております。駅前楽善線については、これはもう30年以上の前から計画実行がされておる路線でございます。上からの路線は計画され、この前までは自由通路というようなことでなされておりましたけれども、駅前関連については、阿蘇空港、飛行場との関連もでき、いろいろご相談をする中において、JRの移動も可能であるというような返事を昨年暮れにいただいております。それに基づいて本年度新たな計画をやっていくということで今回900万円近くの予算をお願いしているところでもあります。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 大津町まちづくり推進協議会というものがあります。これは、条例に基づく協議会ではないらしく、今年度は70万円の予算が付いております。この規約を見ますと、目的は大津町の豊かな自然に加えて宿場町として発展してきた歴史的経緯を受け継ぎ、大くの文化財や伝統芸能を守り、今に伝えてきた。協議会はそれらの資源を活かし、自らが考え行動することにより、人が主役のまちづくりを実践し、住民はもとより観光客、来町者にとっても魅力的で賑わいのある町を実感できる町の顔づくり、中心市街地を行い、住み良いまちづくりを推進することを目的とすると。事業の内容としまして、協議会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。まちづくり計画策定に向けての協議、町へのまちづくり等に関する政策提言、まちづくりの講演会などを通じてリーダーシップ

の育成等、ずっと書いてあります。そこで、私はこの辺についてよく知らなかったんですが、この協議会のメンバーが、今、四十数名だそうです。そして、理事の方が21名ですかね、なられておりますけれども、私は名前誰とは言いませんけれども、この中の方がまちづくり交付金事業に59億円ですか、これは自分たちに任されているからというふうな発言をされておりました。だから私は全然そのそこに知らなかったものですから驚いて、その方が誤解されているのかもしれませんが、とにかくこの辺が透明性がないからこういう問題が起こるわけでありまして。それで、この協議会の活動は、その議会から見れば不透明な部分であります。先ほど大津中学校の北側の開発が私たちは知らなかったと言ったように、ここです、今何が行われているのか、そしてまたどういう提言がされようとしているのか、いつ会議があったのか、どういう実際は具体的に活動をされていたのか、よくわからないわけでありまして。そこで、議会に対して活動状況を開示し、透明性を確保すべきではないか。議会は、この辺について知っておかなければ、将来において的確な判断はできないと思いますが、町長、どう思われますか。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） まちづくり協議会をお願いしたのは、大津町のまちづくり交付金事業の中で駅を中心都市、あるいは市街地を中心とする、そして上井手を中心とするところの一体とした開発を地域住民の意見をしっかり取り入れたまちづくりの素案をつくっていただきたいというようなことをお願いをしたところであります。役場の方で案を出すんじゃなくて、そこにおられる方、あるいはそういうまちづくりについての住民の意見を吸い上げたいというようなことをお願いしておりますので、これがそのまままちづくりの基本というようなことではございませんので、たたき台として上がってきたものを大津町の今後の政策会議をはじめとするものをしっかりと検討しながら、新たな提案ができれば議会や住民の皆さんにそれを情報を流しながら、本当の意味のまちづくりをつくっていく計画をすすめていかなくちゃならないというふうに昨年度からその事業の推進をお願いしております。そういう意味において、まちづくり協議会の方々については、独自でこの協議会をつくりながら、独自で研修や意見交換をなされておられるようでございます。

○9番（坂本典光君） 議会に対する透明性ということは、議会に対する透明性、説明、情報開示。

○町長（家入 勲君） まちづくり協議会については、独自でやられる意見でございますし、もしそういうことであれば、担当委員会の方で担当部長なり課長にご相談していただければ、ご報告があるものと思います。

○9番（坂本典光君） 補助金70万円出していますから。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 終わります。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後は2時から開会いたします。

午後1時47分 休憩

△

午後2時00分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番議員、荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表しまして一般質問を行います。

質問通告の第1番目は、大津町の道路行政全般であります。とりわけ町道について、また町道の認定、未登記問題、これに関連して質問を行うところです。いわゆる道路は、今回の議会にも町道認定の議案が出されておりますが、道路法第8条によって町長が路線を認定し、議会の議決を経なければならないと規定がなされております。町内の道路には、国道・県道は別として、町道認定されたもの、それから里道ですね、それから農道、それから公衆用道路、それに該当しない道路といろいろあります。しかし、同じ町内に住んでいる町民にとって、町道に認定されるということは、それなりの恩恵を受けることになるわけであります。公平にですね、町道の認定というものはなされなければならないと思います。また、町道に認定をされますと、道路法の16条で市町村道の管理は市町村の責任が発生を、法的に発生する。また、道路の維持または修繕、こちらも道路法で規定がはっきりしているわけです。そこで私は身近な事例を挙げまして、この町道問題についてお尋ねをするわけですが、第一は既に町道認定をされていながら、その維持補修、修繕が事実上なされていないということで、路線名が多々良高尾野線、これが多分大津町が合併をした当時からずっとそのままの状態ではなかろうかと思いますが、長い間未整備になっております。聞くところによると、道路用地が個人の所有名義のまま、いわゆる未登記になっているわけです。そこで、町道認定されていながら、なぜこういう状態になったのかということで、最初にその経過等がわかればお答え願いたいと思います。併せて、なぜ町道認定をしておきながら、未だかつて砂利道と。これから梅雨に入れば車をはまったらもう上がれなくなってしまうというような状況でありますので、町道整備の努力をなぜしないのかという点についてお尋ねをいたします。

それから、第2番目に大津町には町道認定の決まりがございません。インターネット等で調べますと、ほとんどの自治体、とりわけ市段階では要綱・規則が定められているようであります。これまた私の家の前の道であります。私が家を建てるときに、多分里道だろうと思っていたら里道ではないと、町道でもない、じゃ何だということで、結局開拓時代の開拓農家の寄附による町有地になっていると。ですから、通称開拓道路というわけですけど、私はそこで2歳からずっとおりましたから、もう何十年もですね、町有地のまま未だに町道が認定をされておられません。以前議会でも取り上げたことがあります。両側の地主が全部寄附の同意しなければ町道認定をしないことになっている。ああ、そんなものかと思いましたが、実は大津町にそういう、こういう場合は町道に認定する、こういう場合はだめと、そういうですね、決まりがないということが一番の問題ではないか。とりわけ先ほどまちづくり基本条例が制定をされて、町長がそれについて認識不足だったと答えられておりますが、町民公平なルールがですね、決まっていないというのは、町長のさじ加減で荒木は気に入らんからあそこは町道認定してやらんということにもなりかねないわけです。私が気に入らんのは別に構いませんが、町民に対するいわばこれは差別であります。そういう意味もありますが、いずれにせよルールを

はっきりさせると、これが全町民に公平な行政のあり方として必要ではなかろうかと思うわけです。

それから、3番目に町道認定されておきながら、4メートルに満たない狭い道路がまだたくさんあるかと思います。この狭い道路を最低でも4メートルに拡幅をするのに、これまたルールが一貫性がない。町が全部買収をして改良してくれれば、そういう約束していただければそれでも結構であります。これまた財政的な問題がございます。金がないからいつまで経っても声がかからないという地域もあるわけです。あるいは、カーブのところの隅切りですね、拡幅、隅切り、早くやってほしいけど寄附、ただで差し出せばやってやってもいいよというのが、多分、今の現状ではなかろうかと思っております。これまた全国の例を調べましたが、各地域です。こういう狭隘道路の拡幅整備事業、補助事業が各地でやられております。市段階が多いようではありますが、例えば芦屋市とか、市原市とか。芦屋市の例でいきますと、中心から2メートル以内に、例えばフェンス等があった場合、それを壊すのにもお金がかかります。登記等は当然自治体がやりますが、そのフェンスやあるいはブロック塀を壊すのにもお金がかかるということで、こういうところでは、例えば芦屋市では最高限度額が50万円、いわゆる奨励金ということで買収ではないですね、町に寄附をしていただく。それから、寄附をできない場合もあるんです。例えば私の家の前の道路ですね、私は議員をやっておりますから、町に私の敷地を寄附するわけにはまいらないわけです。法で引かかるわけですね。そういう場合は、使用承諾ということで、いわゆる道路用地の使用貸借を結んで自治体が拡幅整備をします。事実上寄附と一緒になんですけど、ただでよこせということであれば誰しも躊躇するかと思いますけれども、こういう制度があればですね、早くやってもらいたい方は寄附をして、なおかつ奨励金をいただくと。こういう制度を我が町でも取り組むべきではなかろうかと。

以上、この3点についてお尋ねをいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員の一般質問の町道関係についてのご質問でございますけれども、議員おっしゃるように町道認定の要綱規則については、今のところつくっておりませんので、議員おっしゃるように十分近隣の町村の要綱を合わせながら、法に従いながらしっかりとつくらせていただきたいと思います。おっしゃるように多々良高尾野線関係についても、昭和30年代に作業道というか、みんなで作られた道路がそのまま町道認定をされて、舗装を一部したいというようなこともあったかと思いますが、使われる中におきまして、それがそのまま放っておくというようなことになっておるんじゃないかなと思います。もちろん、そういう中において、相続の問題とかいろんな問題も出てきておるかと思いますが、時間が経っておりますので、再度そういうところについての交渉というか、無くすような方向でいきたいというふうに思っております。いろんな形で、議員おっしゃるように議員のところのあの道路についても開拓道路というような形で、前の方、北側に桜山新小屋線とか、そういうものができておる関係で、皆さんの中で余り車が通るとどうかなというような気持ちもあるかもしれないし、しかし今となつては大変不便なところもあるかもしれませんので、おっしゃるように隅切り、あるいは離合場所関連等について、やっぱり道路の安全上、交通安全上にもそのような道路形態をびしっとつくっていかなくちゃならないと思いますので、そういうところについては、

やっぱり町の方で対応を進めるように検討していきたいと思います。ちょっと広めるだけで農地であれば宅地の、家の建っていないところであれば、そうした金額は余り要らないだろうと思いますので、たまたま家が建ったりいろいろしておくと立ち退き料とかいろんな形で費用がかさんでまいりますけれども、どうしてもつかわなくちゃならない、そういう交差点等に家があたりいろいろする場合は、やっぱりこれは交通安全上やらなくちゃならないという形になるかと思っておりますけれども、その小さな道路管理上の問題、穴ぼこだけでなく、そういう関係の課題のところの問題点についても、要綱の中にうたい込むような形の中で町道整備を今後やっていかななくちゃならないというふうに考えておりますので、これについても担当課と、あるいは政策関係の中で十分検討しながら、逐次やっていくような方向で検討をさせていただきたいというふうに思っております。

そういう意味におきまして、いろいろおっしゃっておった奨励金の問題とかいろいろございますけれども、町道については町が責任を持ってやっていかななくちゃならないだろうというふうに考えております。おっしゃるように里道、農道関連等については、やはり農道の舗装関連でも3割負担とかいろんな形で今はやらせていただいておりますが、どうしてもその辺のご理解を得るためには、何らかな形をしなくちゃならないというような状況であれば、議員おっしゃるような奨励制度というか、そういう形で地元で、役場でなく地元でその道路を使う方々で昔のような作業を自分たちでつくっていくというような気持ち、そんな気持ちの中でやっていった方が事業の推進というか、うまくいくんじゃないかなど。役場よりも地元というような方向で推進していければなと思いますので、そういういろんな形について担当課の方に十分たき台をつくりながら、今後について路線も相当ありますし、町道だけではなく、農道、里道関連等について十分検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

多々良高尾野線の経緯なんですが、その当時の状況をわかる人間があまりなくて、ちょっと聞いた状況によりますとですね、あんまり詳しくはなかったんですが、多分道路自体は以前から形態としてはあったけれども、国土調査等とですね、その関係で国土調査と、あと不動産登記法の改正等によって個人名義になっているというような状況があるようです。あと、整備ができてないということについては、所有権といいますかね、そういうのの申し出等があつてなかなか手が付けられない、そういうことがあつて、ほかにも道路の形態あつても個人の道路関係で訴訟もあつている、余所ではありますので、そういう形でちょっと整備ができないというような状況になっているんじゃないかなということだと思っております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 最初のこの道路の町道の未登記問題で、経過等、やらなくてはならないという町長の答弁もいただきましたので、一つはご承知ですが、道路法によって実際使われている道路が、そこが例え個人の名義であろうとも私の権利を主張することはできないと。つまり道路として引き続き使うことができると、道路法で規定をされているわけでありまして。少なくともですね、例えば今は砂利道だから、その地権者に対して舗装をなんとかしたいから、登記ができなければ同意書なりを取っ

くして入りやすいようにいろいろ工夫されて、私も手伝ったことがありますけど、もうこの際ですね、浴室を改装するのであれば、浴槽、それから風呂釜、あるいは給湯設備、これも併せてリニューアルをするべきではないかと思うわけです。その点について、以上の2点についてお尋ねをいたします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 立石団地の関係についてご説明申し上げます。

まず、団地の計画については、改修については、改修というか、団地の全体計画、建て替え計画については、建て替え計画を先送りして改修に変更したということについては、私の方は議会等で説明したものと思っておりました。それについて、説明がなかったということであれば、お詫び申し上げたいと思います。これにつきましては、一応上鶴団地を建設しておりますので、その移られた後についてはですね、取り壊しを行っております。西側の方が空いているところです。その移転交渉の中でですね、非常に入居者として将来に不安があるという形で新しい団地に移られなくて以前のままの空いているところにですね、移られた方が数件あったと記憶しております。そういう関係もあってですね、新築がいいのか、改修がいいのかといろいろ考えながら検討を進めてきたわけですが、高齢者が非常に多いということで、家賃が急激に上がるよりも改修で行けるもんならいきたいと。当然、当初団地計画つくったときは、平屋の建物については補助事業じゃなかったもんですから、単独費で全面改修はなかなか厳しいものがあるということで建て替えを計画しとったところなんですけど、今、国の方の補助制度が大分拡充されてきておまして、平屋の建物の改修についても補助金がつくようになったということで、約4割程度の補助金がつくもんですから、それであれば高齢者は今まで住んでおられたところを改修してあげればですね、喜ばれるし、家賃の上昇も大分緩和されるということで、改修の方に変更したということをございます。先ほど質問がありました浴槽については、当然、今回の改修自体が下水道を整備して下水道につなぎたいということで、台所と浴室とトイレの改修、それから併せて屋根・外壁を改修したいということで、今までやってきている西嶽、それから北出口ですね、そのあたりの改修に合わせたところで計画しておりますので、そのときも浴槽等についてはですね、そのまま個人の持ち込みされたものをそのまましておりますので、なるべく風呂の改修を合わせたところで段差を生じさせないようにしたいと思いますけれども、浴槽を新たにすることになりますと、今までの既存の住宅関係等もちよっと影響が出てきますので、それについては今後検討させていただきますと思います。

空き地につきましては、一応あと立石の今の既存の改修が3年程度かかると思いますが、その後、実は曙団地の方がですね、15棟ありますけれども、もう建設してから一番古いのが30年、新しい方で20数年という形で、非常にもう外壁も汚れてきておりますし、内部についても大分痛みが出てきておまして、改修費用も大分嵩んできておりますので、そちらを優先的に先にやりたいということで、できれば建設についてはその後考えていきたいということで、全然今までつくっている立石団地の計画のですね、全体計画をまったく白紙に戻してやるということではなくて、立石団地をまた建設するときにはですね、せっかくつくっている計画でありますので、それをなるべく準用しながら計画を進めていきたいということで考えております。

○議 長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 立石団地のその改修問題ですけど、先ほど高齢化、おっしゃるとおりであります。お風呂での高齢者の事故、特に浴室ですね、転倒、介護担当なんかの人たちはすぐピンとくるかと思いますが、非常に危険性が高い。私も他の自治体、熊本市の市営住宅なんかもちょっと調べましたが、ほとんど今は浴槽、その給湯設備も備え付けですね、持ち込みというのは、もう本当に今は時代に合わないというか、とりわけ高齢化が進んでいるところですから、ちょっと本当に使いやすいようにお風呂場も改修をするべきだろうと思います。多分、入居者の方は今はピンと来てないと思うんです。いざ、もし、ああきれいになってよかったね、ところが風呂がこんなに高くて跨ぎきらんという自体が発生することはほぼ目に見えていると思いますので、大した金ではないと思うので、ぜひ高齢者対策のためにも検討をお願いしたい。

それから、その西側の空き地ですね、今の答弁では先送り、大幅な先送りですね、白紙ではないと。しかし、あのままロープを張って囲っとくつもりなのかと。私だったら、ブルドーザーで押しならして当面はグラウンドゴルフでもできるように、それが何というかな、役所の仕事じゃなくて地元の人たちも喜ばれると。そういうちょっと配慮があって、粋な計らいというのはまったく考えていないんですかね。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 立石住宅は、先ほど部長が言いましたようにいろいろと検討してきておりますし、計画変更もいろいろと変化というか、変わってきているようでございます。この前、下水道関係ができてないので、まず下水道をやれというような月尾議員からのご質問がございましたので、あそこに住んでおられる方については、まずそちらの方の整備をやるというようなことで、これはたまたま補助金が出るというような形になりました関係と、これまでいろいろと説明会をずっとやってきておる中でどうするかというような形でやってきた中で、やっぱりあそこに住んでおきたい、住みたいという、直りたくないという人も半分近くおられたということで、そういう形でやらせていただいておりますけれども、計画的には前の計画を活かしながら今後計画をどうするかというふうな形ですけども、今、担当が言いましたように、曙団地の1棟1棟の改築の関係もございまして、先ほど言ったような問題もあります。しかし、我々としては、例えば保育園とか、そういう形の中ですと、活用できないかなというようなこともある法人の方にご相談をしたり、あるいはまた大津町の老人ホーム関係の移転関連の問題も今課題として出てきておりますので、そういう場合に、あの大型団地の中に福祉施設をつくらなくちゃならない、つくったがいいというような国の指示もあっておりますので、あのいろんな形のことを考えながら、跡地については検討しておるところでございます。しかし、今おっしゃったように差しあたってグラウンドゴルフなり何なりをされるような場所にするとか、夏祭りの場所にやっていくとか、そういうことをですね、やっぱり地域の住民の皆さんと十分コミュニケーションを取りながら、何がいいかというのをやっぱり検討していかなくちゃならないんじゃないかなと思っております。その辺については、再度反省しながら、やっぱり入っておる人がもう大分高齢で、長年、今後移動されるというのは非常に厳しい状況の方が多いいんですか

ら、議員の言われたような風呂の改修とか、あるいはその地域の環境の整備についても入居者の皆さんと十分ご相談を今後しながら、何が必要であるかというような形で予算の許す範囲内で検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 一刻も早く地元の人たちの意向に沿って有効に活用させていただきたいと思えます。

3問目に移ります。3問目は、子育て支援充実を求めるということで、まだ大津町は子育て支援日本一の看板は確かまだ下ろしちゃおらんですよ。最近、子育て支援日本一はえらいあっちこっちで、そのうち世界一にせんと間に合わんということですけど、そういう中ですね、私は保育園問題を今日取り上げましたが、一つはこの経済不況の中で共働き世帯が増えていると。それから、働かないとやっていけないという中で、働く夫婦にとって、親にとって、保育園というのは本当に頼みのつなであるわけです。私も3人子育てをしましたが、長男、最初生まれたときからずっと託児所、保育所、3人とも仕事を続けながら育ててまいりました。希望した保育園に最初入れるだろうかというのが一番の悩みだったですね。とんでもないところに行けと言われてたら一体どうしようかということで、幸いにしてその希望した保育所に入れたから、本当にそのときはほっとしたということをお聞きをしたいと思います。そこで、大津町はこの間、私、その保育所の新設も含めて定員が大分増えてまいりまして、これは本当に喜ばしいことだと思いますが、1つはその定員は本当に足りているのかどうか。その場所を選ばなければ足りておりますという、多分そういう話もあると思いますが、今のこの日本の世知辛い職場で、どこでも子どもを預けられるという状況では、そういう職場の環境というのは民間ではほとんどないですよ。そういう意味でですね、この定員問題は希望する保育所、とりわけ地の利ですね、どこどこが感情的に好きだとか、好かんとかいうことはしょうがないとしても、場所的、働く場所によって、地の利でその保育園でないと困るというような、そういう何ですかね、条件を付けて本当に定員は足りているのかどうかということをお聞きをしたいと思います。

それから保育料の問題ですが、以前にも質問をいたしました。改めて調べました。とりわけですね、熊本市、それから阿蘇市の保育料、以前から多分大津より安いと言ってきましたが、改めて調べて本当にちょっと愕然とする思いであります。3歳未満の保育料で私は調べてみましたが、町民税の非課税世帯で均等割、所得割がかからないですね、町民税が最低限かかるという所帯ですね、大津町が3歳未満児で1万4千円ありますが、熊本市は1万1千500円です。阿蘇市はさらに安くて7千800円です。7千800円、要するに倍、約倍ですよ、阿蘇が7千800円で大津が1万4千円です。なぜこんなに差があるんだと。失礼ですけど、阿蘇市は決して裕福な市ではないと思うんですよ。阿蘇市でできて、なぜ大津でできないのか。1カ月7千円近く違いますから、年間になると8万円ぐらい差がつくわけです。今、国が選挙前に、児童、子どもさんに限られた人たちに3万6千円寄附をするという、そんなものは一遍にすつとんでしまう。ですから、保育料は、私は阿蘇市に近づけて大幅に引き下げるべきであると、引き下げる力は大津町には十分にあると思うわけです。

それから、前回、19年度から菊陽町並に保育料が下げられました。今言ったのは、菊陽町並に値下げをして、その値下げした保育料と現在の熊本市、阿蘇市の比較であります。ちなみに、所得税が7千円未満ですから、やっと所得税がかかるという世帯ですね、大津町が保育料が2万1千円、阿蘇市が1万4千円です。1ヵ月7千円やっぱ違います。年間で8万4千円も大津町が高いということです。そこで、前回、菊陽町並に値下げをしたことによって町の財源の影響額もついでにお尋ねをしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 教育部長兼ねて子育て支援課長大塚武年君。

○教育部長兼子育て支援課長（大塚武年君） 荒木議員の保育園の待機状況、それから保育料についてのお尋ねですが、まず保育所の定員と待機状況、それから入居状況についてですが、現在、市立保育園と公立保育園合わせまして定員は630名なんですが、6月現在で25%上澄みの入所が可能ですので、合わせまして今787名の入所が可能です。実際の入所者数は730名ですので、現在の空き状況といいますか、入所可能人数は49名、6月1日現在でございます。待機状況ですが、就労をされて待たれている方が7名いらっしゃいます。なぜ7名待たれているかと申しますと、いずれも特定の保育園を希望されております。第1希望といいますか、第2希望、第3希望はなくて1つの園だけを希望されているという方でございます。今6園保育園ございますけれども、2園は定員いっぱい、定数いっぱいの入所状況ですので、現在、この2園については入所できないというふうな状況です。

それから、あと申し込みの中で未就労の申し込み希望もいらっしゃいますけれども、就労されたり、あるいは内定などがされればですね、これは入所が可能だと思います。しかし先ほど申しましたように、定員いっぱいの園だけの入所を希望されますとですね、すぐ入所は厳しいということになります。このような状況ですので、就労されて、保育にかける状況で、なおかつ受入可能な保育園を希望されればですね、待機することなく入園ができるというふうに思っております。先ほど言いましたように6園のうち2園ですのであと4園はですね、入所できますので、そちらの第2希望なり第3希望でほかの4園でもいいということであればですね、入所できるというふうに思います。

それから、保育料についてでございますが、まず4月現在の入居状況の中で、荒木議員がおっしゃいます低所得者世帯の7階層までのかたが188名です。これは26.5%の割合です。それから5階層以上の方、これは所得税のかかる方ですが、522名で73.7というパーセントでございます。それから、現在大津町に就学前の児童が何名いるかと申しますと、大体1912名の就学前の子どもたちがございます。そのうち保育所に入所している児童が、先ほど言いました738名、それから公立・私立と合わせた幼稚園の入所が671名ですので、いずれかの保育園、幼稚園に入所されている方が73.7%という割合ですので、残りの503名の方、26.3%の子どもたちは家庭での保育ということで、お母さんなりが保育をされているという状況です。保育料につきましては、今、荒木議員がおっしゃいましたように、平成19年度に値下げをいたしております。これは菊陽町と同程度ということで、2階層だけ大津町が千円安くなっておりますけれども、あとは大体同じということで値下げをいたしております。

それから、合志、菊池市と比較しますと5階層以上の所得については、大津町の方が千円から5千円安くなっておりますけれども、4階層までの所得税額だけの世帯以下については、逆に千円から2千円大津町が高いという状況、これはもう荒木議員調べられておると思いますが。熊本市も先ほど荒木議員がおっしゃいましたように4階層で大体5千500円ぐらいの差でございます。高い、所得が高い層につきましてははですね、一番高い10階層になると1万3千円ぐらい大津町の方が安いというふうな状況でございます。阿蘇市と、それから南阿蘇についてもですね、大体同様の数字、今、荒木議員がおっしゃったような料金設定でございます。保育料につきましては、それぞれ市町村が地域の状況とか、あるいはその他の子育て事業を考慮されてですね、各階層の金額を設定されておりますので、階層ごとの負担をどう考えるかという点においては、保育料すべての階層を近隣市町村の最低水準に設定するといいますかですね、それは非常に厳しいのかなという状況はございます。

それから、19年度に値下げをしまして菊陽町と同じにしましたがけれども、そのときの町負担額の増額の金額ということですが、当然保護者の負担額が減りますので、町負担が増えると、ということになりまして、その町負担額の増額については、約1千250万円ほど18年度よりも町の一般財源の負担が増えているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 子育て支援の日本一の大津町づくりということで、看板はまだ掲げて頑張っております。今、保育園関係につきましては、担当部長が言ったような状況でございます。しかし我々としては、保育園だけが子育て日本一というわけにはいかないとおっしゃるように共稼ぎの方々、あるいは働いておられる方に対する支援はどうであるかというようなことで、例えば保育園関係につきましても延長保育、あるいは一時保育、あるいは障害児保育、そして大津町の公立の保育園では休日保育などを支援しております。もちろん、延長保育ついて大津町は夜の8時まで見ようということで本年度から頑張っておるところでもあります。また、その他地域におきましても町内3カ所で子育て支援事業ということで、病後児保育や子育てサポート事業など、それぞれの事業を行わせていただいております。そしてまた今回、子育て支援センターというものをしっかりと充実するために、老人福祉センターで行ってございましたけれども、その辺の改修ができれば、向こうの方にしっかりと子育てに力を入れていきたいというふうに思っております。いろいろな子育てについては課題事項いっぱいありますけれども、その保護者のニーズに合わせる、そういうものをしっかりと聞きながらやらせていただきたいというふうに思っております。今ひとついろいろ問題になっておりますのは、病後の保育はやりますけれども、病児関係の児童の保育関連等について、医師会とか、そういうところとご相談をしておりますけれども、なかなかその辺の医師の対応なり、いろんな形の対応をやることについて、町独自でやれば医者、あるいは看護婦関連等の充実を図っていかなくては無理というようなことでございますけれども、もう1、2年前から話を進めておりますけれども、医師会としてもなかなか厳しいようございますし、また医師会に入っていないところについても、病院についてもご相談を申し上げておりますけれども、担当に行つてこいというけれども、窓口で追い払われるとい

うようなことで、なかなか厳しい状況になっております。いろんな形で子どもたちの健全で、そしてまた親たちが安心して生活できるような、働きできるようなためにも、保育園関係もしっかりと、幼稚園関係もやっていかなくちゃならないんじゃないかなと思います。幼稚園関係も、私立幼稚園についてもしっかりとやっていただいておりますので、私立保育園の入園料の補助も公立並み、同じような形で補助をやらせていただいております。そういう問題とともに、やはり子どもだけの日本一じゃなくて、介護関係でもいろいろと働いておる方が親の介護、あるいは夫婦の介護というような大きな課題を抱えておりますので、大津町についてはそれぞれの方、そして特に若い人たちが大津町に来れば子育てについて非常に進んでおるといような口コミの中で、多くの方々が今大津町に家を建てたりいろんな形でお住みになられておるといことで、大変うれしいことでもありますけども、一方ではそれなりの対応をしっかりとやっていかなくちゃならないというふうに思っておりますので、その辺をご理解いただきまして、日本一についてのご支援もまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） いつもその保育園だけが子育てではないというふうに、確かにそれはそうです。しかし、保育所というのは児童福祉法で規定して、地方自治体が必ず措置をしなければならないという、義務づけられた、それほど大切な子育て支援であります。また、とりわけ女性がですね、社会進出、大津町でも男女共同参画社会といことで、女性の社会進出を大切にするといのか、親の社会的進出。それから、そういう働く親の子どもたちが健全に健康に楽しく育っていくという上では、もう絶対欠かせない、そういう施設であるし、またこれからそうやって働く女性が、とりわけ女性ですね、増えれば増えるほど保育所のニーズは高まってくると私は思ひます。それでですね、子育て支援日本一、看板は下ろさなくてあつた方が都合がいいといえれば都合がいいですね。しかし、せめて菊池郡市ぐらいですね、大津が一番安いんだよといぐらい、それぐらいだったらどうでしょうかね。一つはですね、ちょっと担当部長に聞きますけど、阿蘇市は何でこんなに安いかで、何か分析したことはありませぬか。あるいは、熊本市ですよ、これだけ安くすると相当熊本市は持ち出しが、人数が多いですからね、相当財政持ち出しがあるはずですよ。担当部長に聞いても急だから、町長に併せて聞きますけど、あまりにも差があるじゃないですか。1カ月5千円とか7千円ですよ。それも所得の低い人たちですよ。少なくとも菊池市、合志市あたりよりも優れているぐらいの努力が私は求められると思ひますけど、どうでしょうか。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 保育園関係の料金でございますけれども、おっしゃるようにないに越したことはありませぬけど、しかし中の内容のサービスはしっかりとしたものになやっていかなくちゃならん。そのためには、職員のやはり働きがいのあるような給料体制もしっかり取っていただけるんじゃないかなといふふうに思ひますし、町といたしましてもおっしゃるようにな、就学前の子どもたちも多く今なつてきておひます。そういう意味におきまして、今回は一字保育園も新たに建て直されるし、あるいは杉水保育園の方も東の方に運動場改良しながら何かをやりたいといふ話ももう出てきておひます。そういうような形の中で、我々としては、まずは場所、受ける場所なり関係をやっぱりしっか

り待機児童を無くすというようなことを第一目標にして今やらせていただいておりますので、若干これは落ち着いてというか、将来について十分検討をしていくような方向で考えていきたいというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） 教育部長兼ねて子育て支援課長大塚武年君。

○教育部長兼子育て支援課長（大塚武年君） 阿蘇市と南阿蘇の保育料についてはですね、担当にお聞きしましたら、合併をされたときに安い市町村に合わせられているということはお聞きしております。将来的には、逆に増額をしなくちゃいけないのかなというお話は担当の方からは聞いております。熊本市の場合はちょっと調べておりませんのでわかりませんが、ただ私どもの階層別の中で、例えば多子世帯の3人目以降は無料であるとか、それから母子世帯とか父子世帯、それから障害者のいる世帯は無料にするとかですね、それから2人同時入所の場合は下の子どもさんは半額であるとか、そういうことで調べてみますと、大体4階層までのうち188名と先ほど申しましたけれども、90名の方、約5割近くの方がこの半額なり無料なり、あるいは2千円引きなりの恩恵を受けているということだけは調べております。

以上でございます。

○議 長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） これで終わります。2人目の半額とかは、多分どこも一緒だと思いますので、また研究して頑張りたいと思います。終わります。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。3時10分より開会いたします。

午後2時59分 休憩

△

午後3時10分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番議員、月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） こんにちは。公明党の月尾純一郎が一般質問をさせていただきます。

大津町の上井手に多くのホテルが帰ってきました。夜の9時ごろになると、大松山の下から立石橋まで無数のホテルが乱舞する姿が見られます。私も犬の散歩をかねて帰ってきたホテルたちに会いに行きます。子ども連れでホテル見物に来ている数組の家族を見ることもあります。上井手がホテルがすめるようなきれいな川になった証拠だと、立石団地の下水道工事を含めて町の環境行政に拍手を送りたいと思います。しかし、まだまだ改善すべき箇所は多々あり、さらなる努力、取り組みをお願いしておきたいと思います。本日は、

- 1、町有林のスギ・ヒノキの間伐材を生かせ
- 2、前立腺がんの取り組みの強化を
- 3、新設される子育て支援センター空き地に芝生広場の3件についてお尋ねいたします。

第1問目、町有林のスギ・ヒノキの間伐材を生かせについてお尋ねいたします。大津町には、スギ・

ヒノキをはじめ大変広い面積で町有林があります。熊本100万都市ゾーンの中であって、この広大な森林は、砂漠のオアシスであります。大津町が胸を張って他市町にアピールできる宝であります。このスギ・ヒノキを守り育てていくために、間伐が繰り返し行われます。その間伐されたスギ・ヒノキは、搬出されることなく、そのまま山に放置されています。小さい枝葉はすぐに腐ってなくなります。しかし、ある程度大きくなった幹などは、6、7年から10年ぐらいかけないとなりません。切り倒されたまま放置された姿は、余りにも無惨であり、山を愛する、山に感謝するという姿勢からはかけ離れたものと言わざるをえません。そして何よりももったいないという思いが生ずるのは、決して私一人ではないと思います。放置される理由は、はっきりしています。搬出にお金がかかるからです。それはわかります。では、黙ってそれを見ていていいのか、私はノーだと思っています。大津町としてこれまでこの利活用について検討されたことがあるか、現在研究・検討されているかお尋ねいたします。

次に、いわゆる化石燃料の限界を迎え、新エネルギーと呼ばれるものが注目を集めています。というより、既にエネルギーの主力となっています。その中で、建築廃材や解体建築物のチップが燃料となり、電力を生み出しているという報道が先日のテレビであっていました。大津町には建築廃材はともかく、大量の間伐材があります。これらを有効利用して新エネルギーとする考えはないか、お尋ねいたします。

1問目の質問を終わります。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 月尾議員の町有林の間伐関連等の利用についてでございます。議員おっしゃるように大変木材関係も昨年よりも半額というような形で、1立米8千円近くになっておるようでございます。もちろん、大津町としては銘木というような形で今育成を図っておりますけれども、お話によると40年生の木材を貼り合わせて使った方が強度は強いとか、いろいろな形で、そちらの方が金になりやしないかなという話も聞いておりますけれども、それはともかくとして、我々も町有林の間伐関係の残り材料というか、有効利用というものについてはどう考えておるかというようなことでございますけど、もちろん議員おっしゃるように、製紙用のパルプや燃料用チップ関連等に活用すればいいわけでございますけれども、その辺のコストの問題もでございます。もちろん、県の林野庁についてもそのような補助事業もいろいろとやられているようでございます。そういう補助事業に則ってやれるかどうかというのがなかなか取り組みにくいところでございますけれども、大津町として今、森林組合をはじめとするところによって、各種イベントの折りの子どもたちに木工教室を開きながらイスや、あるいは机、あるいは本立て、いろんな形で子どもたちに自然の親しみ、そしてまた大工道具の使い方というような教育の面からも指導していただいております。しかし、わずかな材料でございますので、それに対応するのはなかなか厳しいようでございます。今後についてもいろいろと各エタノール関係の研究も今日の新聞にも載っておりますように、200円かかるとか、いろんな形でコストの面が一番問題になっております。あるいは、杉の葉での考慮というような形もされておるようでございます。それぞれ今、研究なりやられているけれども、これが商品化になるのにはまだちょっ

と時間がかかるようなお話でございます。そういう意味におきまして、今後の開発につきましても、十分その町有林の間伐とか、下刈りした後の木についてはどのような形で進めた方がいいかというのは、今のところ検討が我々としてもついてないというような状況でございますので、この辺につきましても森林組合をはじめとする皆さんで活用できるような形をお願いできればなというふうに思っております。例えば、今、役場の下の方に間伐を利用いたしまして緊急対策関係の宣伝の看板をつくっておりますけれども、こういうものをうまく地蔵まつりとか、いろんな形で提灯をつくりながら祭りのイベントにうまく活用できないかなというような検討もさせていただいておりますので、何らかの活用方法を見つけ出して大津町からこの発信ができるようなものができればなというようなことで、今、そういう模索をさせていただいております。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 月尾議員のチップ関係の、燃料関係の利用でございますけれども、まず大津町の現状を申し上げますと、町有林の切り捨て間伐でございますが、一般的に植栽を35年未満と、胸高の直径が14センチ以下の木でございます。間伐を山林に放置しております。これは、今おっしゃったように搬出しても通常の土場的な防護策、杭ですね、それから垂木等にしか需要がないということでございます。300円程度にしか取り引きがされませんので、町長が申しました搬出費用等で赤字が出るという経済的理由もございます。また、森林関係も含めたところ、あるいは県あたりの指導でございますけれども、パルプの燃料用といいますか、ペレット等の利用が進められているのも現状でございますけれども、それにおけるところも費用面からいっての研究所等で、これは山口県だったと思います。そういうところでは一応試験的にされているところがございます。私が昨年ですか、石川県の方に勉強させてもらったときには、大々的に大きな20億円といいますか、そうした事業でかなりの取り組みをされている、民間で取り組みをされておりましたけれども、なかなか現実的には採算性が今では検討中ということの事例は聞いているところがございます。

それから、町有林の今出ましたスギの木の植林でございますが、今は植林の状態はしておりませんが、先ほどおっしゃっています切り捨ての間伐ですね、年々減少しております。この数年間は瀬田裏の植林からの15年程度の山林を毎年2ヘクタールほど間伐する部分がございますが、搬出、間伐等の育ちの悪い木と切り捨ての間伐の対象にはなるのかなと思うところがございます。現実には、以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 日本には、世界に誇るべき省エネ、それから環境技術があります。また、物や資源を大切にすることもたいへんという考え方や豊かな自然と共生する文化を育んできた歴史もあります。こうした強みは、先人達の努力や毎日の生活の積み重ねによって得られたものであると思います。新エネルギーをはじめとする環境問題は、緊急の対応を求められていますが、同時に長期的な課題も含んでいます。大津町の中で広い面積を占める森林は、二酸化炭素の吸収源、環境負荷の少ない木材の供給源であり、地球温暖化防止に貢献する重要な緑の社会資源であると思います。そういう意味で、積極的な整備活用が重要であると思っております。そのために、林内路網の整備とか、後世の

林業機械の導入促進等による低コスト化を図ることも必要ではないでしょうか。森林資源を核として地域産業を再生、創出し、山村地域を中心に雇用を創出することが今望まれております。環境保全、水資源涵養という立場で大津町が果たすべき役割を考えたときに、あるいは雇用対策という観点から、あるいは新エネルギー創出という観点からしっかりと今後も検討を重ねていただきたいと思います。

第2問目に移ります。前立腺がんの取り組みの強化についてお尋ねいたします。前立腺がん、50歳以上の男性の大半がかかるとされ、男性のがんによる死亡の中で現在第6位です。これが近い将来第2位に浮上すると言われております。この前立腺がんも早期発見、早期治療することで死に至らずに済みます。早期発見するためには、PSA検査をすればよいわけですが、PSA検査は現在大津町ではふるさと総合検診ではオプションとなっております。この受診率がどうなっているか。大津町では受診率を上げるためにどのような対策を取っているか。受診を希望する人に全額助成する考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 前立腺がんの取り組みの強化のご質問でございますが、大津町の受診を希望するすべての人に全額を補助するようなことも考えていただくというようなことについてご答弁を申し上げます。前立腺がんは、前立腺肥大症と同様60歳以上に多く、その発症の平均年齢は70歳となっておりますと聞いております。また、これに関する人口は高齢化や食生活の欧米化に伴い年々増加傾向にあり、死亡者も増えてきています。約9千人と言われておりますが、前立腺がんは早期発見できれば治癒率が高いとされ、定期的な検診が有効です。大津町におきましては、早期発見により適切な治療へつながるために、平成17年度から40歳以上の男性を対象に検診の公費助成をさせていただいておりますが、検診の方法としては、血液検査による前立腺腫瘍マーカーPSAの診断を行っております。自己負担は74歳までが500円、75歳以上が200円、それぞれ3割負担で検診できるようにしております。近隣市町村を見ますと助成がないところが合志、菊池市は助成がなし、また助成率が低いところで菊陽町は年齢に関係なく自己負担は500円があり、近隣町村と比べまして推進しているのではないかと感じておりますが、受診実績は平成18年度は164人、平成19年度は184人、平成20年度は222人と増加傾向にあります。平成20年度の実績を詳しく分析しますと、222人の受診者のうち20人は精密検査が必要とされ、その中で2人ががんの疑い、4人が前立腺肥大でしたという結果が出ております。米国では、1980年代後半からPSAの検診が導入され、前立腺がんの死亡率が31%減少したという実例があります。食生活が欧米化した現在、前立腺がんの上昇が十分予想されますので、当町としても近隣市町村の状況を把握しながら、今後さらに検診を啓発、推進していかねばならないというふうに感じております。議員おっしゃるように、テレビ等でも前立腺がんについての増加傾向とその対策について十分今後検討をしていかなければならないというふうに感じております。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長、松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 月尾議員の一般質問にお答えいたします。

市町村が行うがん検診経費は、平成10年度に一般財源化され、平成20年度からは健康増進法に基づき市町村の努力義務に位置づけられております。しかし、今般の経済危機対策の中で、女性特有のがん検診推進事業が予定されております。議員さんもお承知だと思いますけれども、県の情報によりますと、この国の補助事業は平成21年度限りの措置として位置づけられており、平成22年度以降の事業の実施については、本事業の成果を検証の上、検討していくとの見解でございます。一方、男性特有のがんとして前立腺がんについてですが、先ほどから町長の方も答弁しておりますように、全国のがん罹患数において第4位となっているようでございます。近い将来胃がんや結腸がんを追い抜き、肺がんに継いで第2位の罹患数となると予想されております。前立腺は年を取るに従い、その機能が衰えてきます。前立腺がんは、前立腺肥大症と同様60歳以上に多く、その発症の平均年齢は70歳となっております。また、罹患する人口は高齢化、先ほどあっておりますように、食生活に非常に関係しているということで、年々増加傾向にあるようです。

以上のことから、前立腺がんにつきましては、健康増進法の中には入っておりませんが、2位となっておりますけれども、今回の国の経済危機対策の一つとして実施される女性特有のがん、乳がんとか子宮がんでございますけれども、そういったがん検診対象年齢など検診内容がまだ不明な点がございます。そういうものがですね、明らかになって、今後市町村のがん検診事業の全体の見直しをしなければいけない時期が来ると思いますので、そのときまた併せて検討したいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 今、お話がありましたように、このほど国の政策として女性の乳がん、子宮頸がんの受診について、全国どこで受けても無料というクーポン券を発行することになりました。私たちは、今年の4月にがんの受診率を高めよう、取り組みを強化せよと国への要望として署名活動をしました。その一人として、今回の早い対応について大きな喜びを感じるものであり、ご協力をいただいた皆さんに心から感謝を申し上げたいと思います。今回の一般質問は、その結果を受けて行っているわけですが、女性の乳がん、子宮頸がんと同じく前立腺がんは、我々男性にとって極めて重大な問題であると思っております。50代、60代が多く発生し、しかも死に至る順位も高くなってきているという事実を決して見過ごしてはならないと思っております。社会や家庭で中核として一番力を発揮しなければならないときにがんを発病し、苦しまなければならない、あるいは亡くなってしまう、こんな悲しいことはありません。いずれ国としても手を打ってくるとは思いますが、事が事だけに全国に先駆けて大津町が何らかの取り組みを進めるべきではないかと、先ほどの町長のあれでは近隣市町村よりも進んでいるとお話ございましたけれども、PSA検査で早期発見し早期治療をすれば命が助かるわけです。これについて、全額補助を大津町でしていただきたいというふうに思っております。もう一度その辺ができないか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 部長が言いましたように、今後のことについては十分全体的に検討をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 3問目に移ります。新設される子育て支援センター空き地に芝生広場についてお尋ねいたします。今、アルコール工場跡地に子育て支援センターの新設が進められています。この建物の東側の広大な敷地に芝生広場をつくり、子どもたちに提供する考えはないか。校庭や公園の芝生化が全国で広がっています。校庭の芝生化については、私は過去の議会において質問をし、提案をさせていただいております。私は、子育て支援センターは子どもたちが1日中いて遊べる場所ではないと思っています。子どもたちが裸足で遊べる芝生、日陰をつくる樹木、子どもたちと一緒に来た親、あるいは祖父母たちが健康増進を図れる健康遊具を設置する考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 子育て支援センターの東の部分についての活用でございますけれども、この前は高齢者用の健康関係の広場にどうかというような提案もっておりますし、今回は子ども育てについて子どもたちが楽しめるような公園をとというようなことでございますけれども、子育て支援センターについては、本年度で事業開始をいたしますけれども、今後についてはこれから検討をさせていただくために、今、担当の方で説明なり、アンケート調査を取りながらやっておりますので、担当部長の方からその辺の状況についてご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 教育部長大塚武年君。

○教育部長兼子育て支援課長（大塚武年君） 月尾議員の子育て支援センターの芝広場についてのご質問にお答えしたいと思います。今、町長が申しましたように、事務所等については、現在改修を行っております。議員お尋ねの東側の広場改修についてでございますが、来年度で事業に取り組もうという予定でございますので、今、そのアンケートなり取っております。議員が言われますように、中心部にある広大で貴重な土地でありまして、空間であるということは、もう誰もが認めるところでありますし、私たちもそういうふうに考えております。特に東側の緑地は、今芝生が広がっておりますし、樹木もたくさんございます。その景観を活かしながら子育て広場、あるいはセントラルパークという位置づけです、子どもたちはもちろん高齢者まですべての皆さんが気軽に、自由に集えるような広場にしたいということで考えております。今年の1月に小学生以下の保護者2千人の方にアンケートを採っておりますけれども、その中で公園等に関しての内容を見てみますと、子ども連れで出掛けやすく、楽しめる場所を増やしてほしいと。それからの児童公園を増やしてほしいというような、どちらも47%ございました。それから、このアンケートの中で自由記述ということで、それぞれのお母さん方やお父さん方にご意見を求めたところ、例えば1日子どもと過ごせる場所がないとか、あるいはお金のかからない環境をつくってほしいとか、安全な場所に遊具があって、豊富な広い公園をつくってほしいとか、それから遊具の充実した公園がほしい、あるいは子ども同士で集まって思い切った遊べる場所をつくってほしいとか、中にはアルコール工場跡地です、充実した施設ができるように期待しているというふうなご意見もいただいております。来年度にこの公園をどういうふうにするかということで、現在、近隣住民の方、中学通り、それから鍛冶の上あたりの皆さん方に2回ほ

ど集まっていたいております。説明会をしまして、それぞれのご意見をいただいております。例えば、目的広場にしないでほしい、というのが、広場を何かの目的だけに使うような広場にしないでほしいとか、あるいは外灯とか常夜灯を設置ほしい、あるいは一人で遊べる、安心して遊べる公園にしてほしいとかですね、出ております。それから、現在、次世代育成の行動計画を作成しておりますけれども、その委員さんが15名ほどいらっしゃいまして、その意見の中で、今2回ほど会議をやっておりますけれども、自然で草スキーとか農園とか砂場とか、裸足で遊べる芝生広場にしたらどうかとか、森林浴のできるような樹木ももっと増やしたらどうかというふうな意見も出ております。それから、ワークショップ班の方にも1回現地を見ていただいて、ご意見をいただいておりますけれども、プレパークとか、多くの人が集える公園にしてほしいとかいう意見でございました。大半の皆様が今の環境をですね、活かした広場、特に芝生広場は非常に貴重な芝生広場ですので、それはやっぱりぜひ私たちも活かしていきたいなというふうに今思っております。そういうことで、これからまだまだほかのご意見なり、アンケートは採りましたので、各方面からご意見をいただきながらですね、よりよい公園につくっていききたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 今、全国的に校庭でありますとか、公園についての芝生化というのは進められております。文科省の方がその効果について書いている資料がありますので、それを読ませていただいて終わりにしたいと思います。教育上の効果として、芝生の弾力性がスポーツ活動に安全性と多様性をもたらす。環境教育の生きた教材として活用できる。それから、環境保全上の効果としては、強風時における砂塵の飛散防止、工事における土砂の流出防止、夏季における照り返しや気温上昇の抑制、地域のスポーツ活動の活性化としては、幼児から高齢者までの様々なスポーツを安全かつ快適に実施できるというふうなうたっております。積極的な取り組みについて期待をして、終わりたいと思います。

以上です。

○議長（大田黒英生君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

午後3時37分 散会

本 会 議

一 般 質 問

議 事 日 程（第 3 号） 平成 2 1 年 6 月 1 2 日（金） 午前 1 0 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長（大田黒英生君） おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりでございます。

日程第 1 一般質問

○議 長（大田黒英生君） 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2 番議員、府内隆博君。

○2 番（府内隆博君） おはようございます。通告順に一般質問をさせていただきます。

最初に、矢護川地区圃場整備事業についてでございます。矢護川の水の源流は、鞍岳山その南東に矢護山、その山々に降った雨水が伏流水となり矢護川に流れ、真木、矢護川地区や菊池市の一部の水田を潤しています。ほかにも熊本の名水として有名な諏訪水源があり、簡易水道として利用され、余った水が矢護川へ流れ込んでいます。この素晴らしい水環境と土の恵みの中でおいしい米が収穫されているのです。その米を矢護川地域の収穫祭で機械メーカーが食味検定をしたところ、総合評価で 7 9 から 8 0 点の高い評価が出たと聞いております。これは、新潟のこしひかりの検定評価 8 2 点とあまり変わらない結果だったということでした。この結果を見てもおわかりと思いますが、「矢護川の米」としてブランド化しても十分市場魅力のある売れる生産物ではないでしょうか。しかしながら、こんな素晴らしい環境の中でも農業従事者の高齢化と担い手の減少と減反政策で休耕田が多く見受けられるのは寂しい限りです。今、地域の高齢者の方々が困っておられることは、一部の水路の整備ができてないため、水路に溜まった泥の排除作業が一番苦労されており、それと水路の漏水による下流まで水が流れないときも多々あるそうです。狭い面積で大型機械での作業もできない、排水施設や農道の整備もできてないし、意欲ある農家が規模拡大してもできないのが現状です。町長も施政方針で農業を取り巻く状況は非常に厳しい現状ですが、まず農業の担い手を育て、農業所得の向上を図ることが大切であると考えています。そのためには、農業経営の基盤の整備や環境整備が必要であり、それが経営効果を高めることにつながると考えていると述べられていますが、私も同感であります。現在、大津町の水田総面積約 8 2 3 ヘクタール、圃場整備ができていない面積が約 6 9 3 ヘクタールで、8 4 % の水田が整備されています。その中で、迫井手地区圃場整備事業が工事着手予定となっております。北部矢護川地区から真木地区においても、農業生産基盤の整備充実が重要であると思われま。圃場整備を行い、集落営農を立ち上げ、大型機械の共同利用により高齢者の作業委託も可能になり、作業効率化も図られると思います。矢護川地域は畜産農家も多く、そこでできた堆肥を水田に戻す循環型

農業を目指し、化学肥料に頼らない農業を確立するよう努力すれば、もっとおいしい安全・安心な米ができると思われまふ。幸いにして矢護川地域には畜産や野菜、樹芸などの後継者も20名ほどおられます。それと、国の政策に沿って営農組織を整備し、大豆の団地化などに取り組めば、今より農家の収入にプラスになると思ひます。今後、受益者の方々と十分話し合ひを重ねていただき、その話し合ひの中で一番大切なことが受益者の負担の問題だろうと思われまふ。そこで、圃場整備事業計画を進めていく上で受益者の負担を軽減するために非農用地の計画はどのように考えておられるのか。また、JAが圃場整備計画内に豆腐工場を建設する計画だが、JAとの話し合ひはできているのか。それと、各集落で説明会が開催されたと聞いていますが、今後区長や区の推進委員の方々とどのように話を進めていかれるのか、お尋ねします。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） おはようございます。府内議員の質問にお答えします。

まず、最初は圃場整備事業を進めていく上で受益者の負担軽減するために非農用地の計画ということでございました。まず、現状を申し上げます。水田圃場は、矢護川地域は10アールに満たない変形的な区画が多数あり、農作業に支障をきたしているのが実情でございます。このようなことから、農作業での危険性や効率的な営農の妨げとなり、地元からも水路の改修などの要望が出ているところでございます。農業従事者の減少の進む中、これまでの農業生産や農地の保全を維持・増加するには、集落営農組織や担い手の農家の育成、また農地の利用集積を進め、優良農地の確保、遊休農地の解消が課題であります。そこでこれらの状況を踏まえ、現在、圃場整備事業の採択に向けて地元での説明会を、第1回目を行わせていただいたところです。区画整理をはじめ道路や用排水路などの農業用施設を総合的に整備することにより、効率のよい営農ができ、本町の主作目の1つである米について、売れる米の産地づくり、競争力のある力強い農業、環境と調和した保全型農業の推進を図っていきたいと思ひているところでございます。また、その中におきまして圃場整備事業などの土地改良事業を行うには多額の費用がかかり、その一部に受益者負担が伴います。この受益者負担は、現在の厳しい農業情勢の中で大きな負担になると予想されます。

それから、2番目の圃場整備内に豆腐工場を建設する計画だが、話し合ひはできているのかということでございますが、できております。大津町の転作作物である大豆を利用することでしたので、期待を寄せているところです。また、水のきれいな矢護川地域を検討されているということでしたので、圃場整備事業に合わせて実施をお願いしたい旨を伝えております。現在、今言いました圃場整備の中で歩調を合わせて進めたいと思ひております。

それから、各集落の説明会が開催されたと聞いているが、その結果はどうなかったかということも含めての質問でございますが、各集落での説明会では本事業の受益地、真木地区も含めてでございます。矢護川、それから片川瀬の合計合わせて約80ヘクタールを想定しており、既に4月から説明会を、第1回目をさっき言いましたように終わっているところでございます。4月15日が上中・御願所・護東ごと、4月21日が役員会を開いて、それから4月23日が真木、4月27日が下中、4月30日が片俣、それから片川瀬、旭志、菊池市の方ですが、それは6月1日に実際全部地域は説明は

終わっておるところでございます。その反響でございますけれども、出席者は上中42名、それから下中24名、真木25名、片川瀬12名、片俣24名、反応的には、何しろ圃場整備を進めなければならないという積極的な意見をいただいているところでございます。ただ将来的なことを考えたときに、いろいろ事業推進は賛成をするということでございますが、まだまだいろんな意見が出てくるかと思しますので、受益者負担金等を心配される向きもの1つでございました。

現状は以上でございます。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） おはようございます。府内議員の矢護川地区の圃場整備事業等についてのご質問でございますけれども、状況については、今、部長が申したような状況になっております。もちろん我々は矢護川地区におきましては、その前に今、北部畑総第1、第2というようなことで事業を進めさせていただいて、第2も今年には終わるといような話を聞いております。そういう中で、やっぱり状況はもう皆さんご承知のとおり、やはりどうやっていかなくちやならないかというのは、もちろんおわかりというふうに思っております。北部畑総のときにも、いろいろゴルフ場の農薬の問題もいろいろございましたので、それはわかっておるといような話だったんですけども、大変町としても大変苦勞した経緯もございますけれども、今、やってみて現況を見られて本当によかったなど。今、圃場整備していないところについての借り貸しも非常に厳しくて、やってあるところについては手を挙げて来られるといような状況と聞いております。農地についてのやはり思いというのは、農家の人は非常に先祖からの大事な土地ということで、農地の管理についても昔は個人で一生懸命やられ、特に豪雨のとき土砂崩れとか、土手崩れとか、自分たちで杭を打って竹籠、竹を編んで泥を入れるとか、そういう苦勞をされておったようでございます。そういう苦勞の中で、農業の方も馬車とい時代になったときに、その辺の道路の幅の問題とかいような問題で、皆さん、地域で一緒になって道路をつくってこられた歴史がございますけれども、今はもうそのようなときでなく、地域から次は町に管理をしなさいといようなか、そういうお手伝いをしていくような時代の流れになってきております。しかし、少子高齢化といような時代において、これが大変厳しい時代でございますので、その辺の農地や農道、水路の管理については、個人的、区でもなかなかできないような状況でございますので、圃場整備とか、そういう畑総といような事業をやらせていただいております。国が50%、県が27.5%、そして町が13%、そして受益者負担が9.3%といような割合で仕事をさせていただいております。そういう中におきまして、まだまだ今おっしゃるように、個人、受益者負担といのが大変9.3%でも厳しいといような状況でございますので、大津町のこれまでの圃場整備等については、県道用地やあるいは公共用地、あるいは工業用地といようなことを考えながら受益者負担の軽減を図ってきたわけでございます。ご質問のとおり、おっしゃるとおりあそこはどうするかといような軽減負担問題については今後の課題でございますけれども、今、推進委員を決まっておるようでございますし、これから推進していく中、そしてまたその事業計画等についても十分な思いを込めてやられると思っておりますけれども、その辺の受益者負担関係が出てまいりますので、それをどうするかとい形になって、町は13%負担をやりますけれども、そのほかにやっぱり矢護川の県道赤水線から御願

所の直線道路を今、大変車が混雑しておりますので、前々から地元の議員さんからいろいろとお話を聞いておまして、広めなくちゃいけないんじゃないかなというような形でありますので、そういう町道を一部入れるというような事業を兼ねたところでの減歩による負担軽減も図っていかなくちゃならないんじゃないかなと。もちろんおっしゃるようにJAの豆腐工場でございますけれども、前の上村組合長のときからもう2年近くなりますけれども、ご相談をしながら竜門の方につくりたいというような話もあったし、あるいはレストラン関係を飛行場の周辺につくってやりたいという、あの韓国からの観光客と、そういう話の計画がなされておりましたので、いろいろ町も相談しながら農協と圃場整備の関係の負担軽減につながるということで、ぜひ矢護川の方にお願ひできないかというような相談は進めてまいっております。JAさんも、もうすぐにつくりたいというようなお話でございますけれども、うちの方の圃場整備が若干遅れておりますので、その辺を考慮していただきまして、農協とも十分相談しながら我々の圃場整備の中の1つの支援としてお願いできればなという思いをしております。もちろんあそこに豆腐工場ができて、全部そこで経営が成り立つかというのは大変厳しい状況というふうに農協の方も思っておられると思いますが、我々としてはあの地域が今ホテルとか、ある景観をどう活かすかと。そのためには矢護川公園もできておりますけれども、あの公園も活用しながら、あるいはコミュニティセンターもできております。そういう全体的なものを考える中で、圃場の面をどのような形で作った方がいいかというような、あの地域全体を観光というか、景観にお客が来ていただくというような形でやってもらえればなという思いをしております。そういう意味におきまして、部長が言いましたように地産地消のものをあそこでどう販売しながら広めていくかという一つの出発点というか、起点になるんじゃないかと思っております。矢護川の米は、議員おっしゃるように昔からおいしい米というようなことで、我々もどうにかならないかなというような思いをしておりますので、やはりこういうときこそ地域の皆さんと一緒に新たな地産地消の出発点につながっていければなという思いをしております。そういう意味におきまして、ぜひ矢護川地区の圃場整備についても、議員の皆さんをはじめ地域の皆さんとともに推進ができるよう今後とも町としても圃場整備面工事だけでなく全体的な観光面を兼ねたところの商業の活性化にもつながっていけるんじゃないかなという思いで取り組ませていただければなという思いをしております。

○議長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） 今、町長の方から前進的な返答をいただきまして、希望が持てる圃場事業になると思っています。米の価格下落と生産費の高騰や農家の高齢化など、厳しい現状がありますけれども、圃場事業に対する期待も大きいようでございます。さらなる事業計画をお願いしたいと思います。

それと、JAが圃場整備事業予定地に豆腐工場を建設計画をするというならば、矢護川公園と一体化し、自然などを活用し、癒しと体験学習施設や試食コーナー等の体感できるツーリズム観光を取り入れた施設などを計画し、地元で取れたおいしい米と大津産大豆で作った豆腐に平川地域で採れた甘藷や野菜等、付加価値を付けて一緒に提供すれば、生産・加工・販売ができ、北部地域の活性化、また地産地消にもつながると思っております。今後、行政とJAが一体となって創意工夫しながら事業計画を進めていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

2番、農業新規参入希望者に対する対策は。担い手不足が深刻になっている現在、大津町でも他の産業に従事していたUターン就農希望者や新規参入希望者等に対して将来の地域農業の担い手となる人材育成確保を図っていくために、町としてどのような対策を考えているのか。新規参入希望者から土地の相談があった場合、指導等の対策にどのようになされるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） まず、状況を申し上げます。大津町における新規農業希望者に対する支援といたしましては、農業委員会による農地の斡旋及びスーパーL資金等の近代化資金などの制度資金を利用する利子補給の助成、それから後継者対策としまして大津町農業後継者対策協議会という組織がありますが、そこに補助金を交付して活動を支援させてもらっているところでございます。また、新規就農者への相談業務等を行っている熊本県の後継者育成基金の事業を紹介するなど、関係機関との連携、協力する中で就農支援を推進してきているところでございます。

それから、農地の相談があった場合の対策について申し上げます。近年、農業者の高齢化や都市部への労働力の流出等を背景に農業の担い手が不足して、また耕作放棄地が増加しております。担い手不足を解消するといいますか、それから耕作放棄地の増加をくい止めにはどうするかということですが、これも併せて新規就農を確保することは重要だと考えているところでございます。これは、全国的に農業への新規参入が増加傾向にあると言われていたところでございます。それから、農業を行う場合には農地法第3条の許可の基準の1つに下限面積が設定されております。農地の権利取得後の経営面積は原則として大津町は50アールが必要となります。新規就農については、下限面積の確保が最初の難関といいますか、そのことも想定されているところでございます。農地の農業機械などの就農にあたっては確保することが一番になりますが、その農業を始めようとする方々にとって直面する大きな課題の1つではないかなと思っております。ちなみに、具体的な新規就農になった場合の支援体制等がございしますが、ちょっと若干紹介させていただきたいと思っております。まず、新規就農は農業後継者の方とは違しまして、新たに始めるということございまして、大津町におきましては21年は正式にはまだ出てきていないところでございます。18年から19年にかけて下町の方が新たに新規就農をされておるわけですが、この相談におけるところに県も進めております補助対象というのがございます。この補助対象の条件といいますか、できるだけ意欲的な方々の意を察して採択要件も柔らかくなっているところでございます。まず、その柔らかい部分というのが、年齢的には企業等が関連がおっしゃったUターン部分のこともありますけれども、39歳以下とあることで、まず設定を県は要件を決めているところでございます。それと遡りまして、この新規就農される方の機械施設の導入等を含めまして最大400万円等の補助金等が助成をされます。このことは、平成19年度以前にされた方も対象となるということでございます。もう1つは、当然農地を使う場合にトラクター防除機等の施設でございますが、通常近代化資金の利子関係が無利子ですね、の補助関係等も緩和されておりまして、意欲的な方は、これが私たちは一番の支援の方策の中で説明をさせてもらっているところです。これが現状でございます。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 新規就農者についての状況と支援については、今、部長が申しあげましたとおりでございますけれども、おっしゃるようになかなか新規就農というのは厳しい状況にあると思います。今、下町の方は今、部長言われましたように大分大きい、もともと大きくやっておられた方で、それぞれの人たちの土地をお借りしながらやっておられたという話ですけども、ほかに1、2、私も知っておる方がおりますけれども、矢護川の方で米をつくろうというような形でやられておりましたけれども、途中でやめられたり、あるいは今、代わりに息子がやっとなつたけれども、やはりこの就農については所得も上がらない、きつい、時間は1日中やらないかんということで逃げ出す人もおるようでございますけれども、お借りした土地を耕作する中で、そういう小さな就農について5反以上の、農地法の3条にありますけれども、それを買い求めて継続的に、将来的にやろうとする人はなかなか厳しいんじゃないかなと思いますし、また農家の人も昔からのその農地に対する思いがありますので、すぐその安く売ろうというようなことについてはなかなか踏み込めないで貸してつくっていただくというような方向に今あるんじゃないかなと思いますので、しかしおっしゃるように今後の耕作遊休地をどう活かすかということになると、やっぱり都会の人たちがやっぱり農業を楽しむ人、あるいはそういう勤めた後の方というのがやっぱり10年間ぐらいはできるというような思いがあるんじゃないかなと思いますので、そういう人をうまく我々としては募集というか、お願いしながら遊休農地の耕作していただいて、そしてお友達においしい米なり、大津の特産についてPRしていただければ地産地消の一環となつてつながっていくんじゃないかなと。そういう思いの施策というか、そういうのを今後やっていかなくは厳しい状況になるんじゃないかなと思います。そういう意味におきまして、そういう人であれば、今おっしゃるように、小さな、圃場整備しなくても2、3反のあの小さな土地でもいいんじゃないかなと思いますけれども、やっぱり昔のようなその手仕事では能率が上がらないというか、そういう形の状況でございますので、やっぱり面工事をしながら、そして農作業の上がる形のものをつつと地域の方と一緒にやるといふことを、地域も応援してやるというような気持ちをですね、共同作業的な精神を持って就農者の支援をやっていくというようなことが大切じゃないかなと思いますので、これにつきましてはやはり農協や行政はもちろんですけども、地域の方の力が就農する人たちに対して思いをしっかりと支援するのが一番大切じゃないかなという思いをしておりますので、今後について地域の方と一緒に新しい就農者というか、農業を楽しむ人をどう支援していくかということのを今後検討していかなくちゃならないというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） 本当にやる気のある若い新規参入者や就農希望者が1人でも多く担い手に育つよう手助けをお願いいたします。

これで、私の質問は終わります。

○議長（大田黒英生君） 続けて行います。

3番議員、吉永弘則君。

○3番(吉永弘則君) それでは、3番議員吉永が通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

昨年後半からのアメリカのサブプライムローンに端を発して世界的に金融経済の悪化を招いていることには、マスコミ報道等を通じて皆さんご承知のことと思っております。100年に一度と言われる恐慌に、現在我々は直面しているのです。我々は今こそ、全員一丸となって知恵と工夫を出し合っこの難局を乗り越えなければならないと思っております。

そこで、1つ目の質問でございます。まず、農業・商業・中小企業の振興と集落の活性化方策です。全国的に地方の農村、商店街の疲弊は目に余るものがあります。当大津町は振興総合計画を平成18年に制定され、農・工商・併進のまちづくりとして大きな5つの振興方策を上げられております。基本構想は10年間ですが、基本計画達成は平成23年の3月が目標とされています。これまでは警告に沿った形づくりはできているようですが、これからが問題です。机上の計画だけでは、その実践目標に近づくことは非常に難題かと思われま。何よりも、その施策に携わる人材が重要かと思われま。それぞれの施策に適する人材、これは何も役場の職員だけとは限りません。県、JA、商工会、企業、この策定委員会等を巻き込み、研究議論し、目標達成に向けて早急な対応を望みたいと思いま。また、振興計画の策定委員会での進捗状況等の説明会等は行われておるのか、お尋ねしたいと思います。

次に、集落の活性化策です。高齢者や農家が主体の集落においては、将来限界集落化に近い状況になりつつあるように思われま。現に私の集落においても60歳以上は全体の45%弱であり、小学生児童はいません。魅力がないから後継者が去っていくといった傾向に歯止めをかけなければならないと思っております。昨日、同僚議員からも農業問題について質されたとおりでございます。ただ、幸い当町にはですね、各集落、各地区に対して担当職員を配置されています。先日の熊日報道にも掲載されておりました。町民にとっては大変心強いことだと思っております。その配置担当職員が中心となって、区長、区の役員、それと区の消防団等々と議論を重ね、集落の未来、将来、5年先、10年先を描かなければならないかと思いま。集落があるからこそ農村の美しい景観が保たれるのです。集落が消えれば、そこに雑草、雑木が生い立ち、環境面の悪化にもつながります。集落の育成、存続への取り組み強化をお願いしたいと思っております。よろしくお願いま。

○議 長(大田黒英生君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 吉永議員の農業・商業・中小企業の振興と集落の活性化についてのご質問でございますけれども、おっしゃるよう到大変厳しいときを迎える中でどのような農業経営をはじめとする中小企業の皆さんの振興を図っていくかという、大変厳しい状況はもう自覚しております。そういうような中で、国の方もそれなりの政策を打ち出しながら今進めてきております。そういう意味におきまして、集落関係の高齢化に伴いまして、やっぱり後継者の問題もございまけれども、先ほどから申しておりますように、個人での農地や、あるいは農村周辺の管理運営というのはなかなか厳しい状況でございますので、国は農地・水・環境保全事業というようなもので各地域におきましての農家でなく、一般の皆さんとともに保全をしていこうというような事業を推進しておるということでございまして、大津町についてもそれぞれの地域において頑張っておられる状況にありますし、ただこ

れが昔で言う区役というか、そういう形で進められておまして、それも苦になるような方もおられるような話でございますので、やはりその辺の教育というか、体験とか、そういうものをやっぱりしっかりやっていかなくちゃならないというふうに思っております。そういう意味におきまして、大津町におきましては、各種イベント関連等についてもそれぞれその楽しさを経験してもらおうというか、おもしろさを覚えていただくような人材育成というか、子どもたちにそのような教室なり、いろんなことをやらせていただいております。今日の新聞にもある南の地区の人が南小の子どもたちや幼稚園の子どもたちを「どろんこ学校」というか、そういうものをおられますけれども、農地・水関係についてもしっかりと田植えの学校や稲刈り体験というような形をしながら、熊本市の子どもたち、あるいは地元の子どものたちと一緒にそういう体験コーナーをつくったり、あるいは山では大工関係の物づくりの学校を開いて、いろんな形で子どもたちに体験し、そしてそれについてくる保護者の皆さんにわかっていただいて、農業の厳しい中での楽しさやあるいは林業関係の厳しさも知っていただくためには、全体的にご協力をしていただくというか、全体でやっぱりやりにゃいかんと。これは、その地域地域だけではなく、全体がやりにゃいかなんというふうなことでございます。議員の地元にも岩戸の里のグラウンドゴルフのところに迫を、錦野井手の組合長さんをはじめとする皆さんが足湯をつくられたと聞いております。その足湯についても、やはり行政でなく地元の人がそういう形で立ち上がりつくられたというふうなことに對しては、私たちは非常に模範となる一つの事業ではないかなというふうに思っております。そういうふうにして地元が立ち上げ、そこにお客が寄ってくることによって農業が強くなれば、なつてこそ商業の発展にもつながってくるんじゃないかなと。これは農業だけで考える問題ではなく、農業も商業もそれぞれ、工業も一体となつて頑張つていただくということが一番大切じゃないかなというふうに思っております。そういう意味におきまして、いろんな形で農地・水の関係の、先ほど緑ネット関係の事業、そしてまた迫井手関係の事業におきまして、水苔の関係の東海大学の先生たちと一緒に商品化にこぎ着けようという、大体見通しが付いたという話も聞いております。そういうような商品化になれば、農業から商業というふうな形につながっていく。そして、儲かる農業ができれば、その金が町に回ってくるんじゃないかなという思いをしておりますので、やはり経済というのは金が回らないと仕方ないわけでございますので、その金の回るような対策を我々としてはやっていかなくちゃならないというふうに思っております。今の内容の状況の詳しいことについては、担当部長の方から説明があるかと思ひますけれども、私としてはそのようなやり方でしっかりと農業・商業の推進を、振興を図つていかなくちゃならないというふうに思っておりますので、一体となつたところでいろんな形でご相談をしていくというのは、農協だけでなく、商工会を通したところで一緒になつてやっていくのが地域の活性につながるものというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） はじめに、町の振興計画の中でその状況報告等行われているのかということだったと思ひますが、実施しております。まず、その実施の中で、それぞれ担当課部内で十分打ち合わせたところで政策会議等をさせてもらっております。それから、その中身につきまして、課長会

議等、それから本当に実施するののかという庁議等を含めたところで実施の方向に進んでいるところでございます。

それから、吉永議員のおっしゃる中で、今言いました振興計画の5つの施策の柱を掲げているということですが、そうした各種事業を展開しているところで進んでおります。現状を申し上げますと、まず厳しい状況を克服するためにも、事業計画の具現化、具体化ということが一番大事でございます。この計画におきましては、中小企業の方の振興についても、同様に施策の基本方針、見解方針を示しながら、事業計画を計画しているところでございます。

まず、急いで実施すべき事業、それからゆっくりでもいいということではございませんが、持続することが大事な事業、場合によっては他の方法により切り替えた方法が効果があるといったものなどに誠意検討しながら事業を進めるべきではないかと考えているところでございます。21年度に集落営農組織が行う農業機械導入に係る助成、あるいは二重の事業体の制度資金の利用に伴う利子補給などの助成、飼料・燃料価格高騰緊急対策資金等に伴う助成など、農家負担の軽減に対する予算づけを行っているところでもあります。

それから、高齢化や後継者不足に伴う農地・地域の保全にもおぼつかない状況に対して取り組みの強化との意見でございますけれども、これも大きな課題の1つと認識しているところでございます。

それから、平成19年度から始まった、これは先ほど町長の答弁の中にもありましたように、農地・水・環境保全対策事業などもこれからのこれらの問題の対策として位置づけできるものと思っております。農家中心だった農村景観保全を地域全体や複数の地域で実施するものでもございます。これについては、引き続き実施していく必要があると思われるところでございます。

ちなみに、集落営農関係におきましては、圃場整備が17集落、これは何度も出てきますけれども、さらに強化する部分ではないかなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 吉永弘則君。

○3番（吉永弘則君） 今、答弁がありましたようにですね、ぜひ農・工・商併進のまちづくりに向けた振興策、これを早急な取り組みをお願いしたいと思っております。

それから、集落の活性化でございますけれども、何しろ集落の活性化はやはりですね、町に頼るだけではなく、やはり集落が一丸となって、集落の中でやはり集落の活性化を図るのが一番かと思えます。ただですね、これ先般の、先月ですかね、先月の10日前後の農業新聞でございます。集落元気ということですね、見出しで支援活動が始動という記事が出ておりましたので、ちょっと参考にですね、これを読ませていただきます。集落などの住民に地域活性化策を予言する総務省の集落支援員の活動が本格化してきたと。専任・兼任合わせて約2千200人が全国で活動。住民と行政への橋渡しや地域興しの計画づくりなどにも協力し、成果も出ている。一方、支援員と地域の関係機関、支援員間の連携など、今後の課題も明らかになってきたということで、支援員制度というのが国の方にあるということがここに出ております。これで見えますとですね、総務省によると2008年度末で千人の集落支援員は199人、自治会長などとの兼任は2千人、11府県66市町村が配置すると

いうことでございます。支援員の経費は、この総務省が特別交付税で自治体を支援すると。昨年度は千人、1人当たり最大220万円、兼任は最大40万円を自治体に配分したと。総務省は、今後支援員の増加とともに、各地の支援員の連携を強化する考えであるという、こういった記事が載っておりましたので、当町としてですね、まずは我々としては地元でこういった集落の活性化を図るのが一番と思いますけれども、こういったやつを今後活用する考えがあるかどうかのご質問をしたいと思いません。よろしくお願ひします。

○議 長（大田黒英生君） 企画部長徳永保則君。

○企画部長（徳永保則君） 吉永議員の質問の中で、一応限界集落という形での過疎集落に対する地域振興の施策という形で答弁させていただきたいと思ひます。町の振興総合計画で、一応まちづくり戦略の重点施策としまして地域づくりを掲げさせていただいております。そのため、ご存じのとおり地域住民が主体となった地域づくりという形で地区担当職員制度を設け、区長さんと連携しながら地区活動を支援させていただいているような現状でございます。

それから、地域活動支援事業という形で3万円以上20万円の補助という形で、地域住民が自ら考え、自ら実践する地域づくり活動に対して経費の一部を助成いたしております。平成20年度におきましては400万円の補助金を支出しているような状況でございます。さらに、元気づくり大津活動といたしまして、地域社会に貢献する目的を持った活動に対しまして、地域通貨みずみずの発行する施策等を展開しているような状況でございます。議員が言われました総務省の特別交付税対象となります地域活性化集落支援員という制度につきましては、人口流出や高齢化などにより衰退が懸念されております小規模集落を維持活性化するための方策でございます、地域づくりの有効な施策と考えております。現在、要領、制度内容等の精査を行い、補助金の活用ができないか等を検討させていただいておりますので、今現在やっております制度が今年度一応終了予定という形でできておりますので、何らかの方策を検討させなければいけないと思っておりますので、その際に十分精査して検討していきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議 長（大田黒英生君） 吉永弘則君。

○3番（吉永弘則君） いずれにしてもですね、集落の、地方の集落ですね、田舎の集落は衰退しておりますので、何らかの形で町としての力添えをお願いしたいと思っております。

それでは、2番目に移りたいと思ひます。観光資源の掘り起こしとPR活動についてということでご質問をいたします。また、これまた町の振興総合計画では、北向山原生林、岩戸溪谷など、恵まれた自然はあるが、観光ルートとしては、また未だに未整備と言われております。ぜひこのルートの開発、整備をお願いしたいと思ひます。このルートには、大正初期に建設された煉瓦造りの白川発電所もあり、現在も操業している貴重な発電所です。まだまだ町民・県民にも広く知れわたっていませんが、このルートが整備されれば、かなりの観光客が見込まれるのではないかとと思ひます。これにより、また大津温泉の入浴客も大幅に増加が期待されるのではないかとと思ひます。先ほど町長の方からも言われましたようにですね、また熊日新聞でも報道がありましたように、温泉の広場、南側に錦野土地改良区理事長が今余った源泉を川に流しております。それをですね、足湯あたりに使われな

いかということで、足湯どころを建設されました。今、グラウンドゴルフあたりに来られておる高齢者の皆さん方あたり大変喜ばれております。このようにですね、話題性を発揮すれば温泉運営も黒字化に進むことになるかと思えます。中期計画、3年から5年ぐらいで結構ですので、このルートの整備をお願いし、またアピールしていただいと思っております。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 南部地区の観光ルートでございますけれども、いろいろと我々としても検討をさせていただいております。国の重要文化財江藤屋敷をはじめとして、南の方の岩坂の関係の駅舎土地、あるいは岩戸の温泉と今おっしゃった白川発電所等がいろいろとつなぎ合わせて、最終的に岩戸の温泉で遊んで帰られるようなルートが一番大切じゃないかなと思えます。我々としては、今まで岩戸の温泉だけを主体にやってきております。そして、岩戸神社の登山口、登る道関連についても、あれを中心にするかというような形でしっかりと検討をしております。あの岩戸溪谷の水をどう通すかということで、上の方には、もう植林も大分植え尽くしておりますし、新たなところも計画をしながらやっております。しかし、今のところ、あまり水も我々が期待するほど出ていない、落ちていないというような状況でございますけれども、それよりもあの神社仏閣と言われるあの神社の、もう大分古くなってきておりますので、あの辺はやっぱりしっかりと整備しないと、あの地域の散策道路の目玉にはならないんじゃないかなという思いもしております。そのような思いがありますけれども、一つ一つその肝心なところを今進めさせていただいておりますので、そういう意味におきまして、議員おっしゃるように、やはりこれから人を呼ぶ、人が来ていただく、そしてその中で地産地消というか、大津の特産を広めていく口コミというか、そういうものが一番大切であるというふうに思っております。議員が先ほど言われましたように、やっぱりそれには地域の皆さんの知恵、そして皆さんの頑張り、こういうご協力とご理解があつてこそ、新たな地域興しにつながってくる人の力というか、人の思いというか、そういうものがぜひ必要であるというふうなことを感じております。そういう意味におきまして、その地域の、南の地域の皆さん方についてはやってやろうという気持ちがひしひしと伝わってきておりますので、そのお手伝いは今言ったような形でやっていかなくちゃならない。しかし、その地域づくりのために、今、ミニ特区事業が始まりまして、その後地域支援事業も行わせていただいておりますけれども、その辺の事業関係については、若干個人負担というか、地域負担もございまして、今年で終わるといふような状況になっておりますので、新たな事業をどうやっていくかと、あるいはどういう支援をやっていくかというようなことを今検討をしておりますので、地域担当職員も配置しておりますので、区長さんをはじめ地域の人材の方々とご相談しながら、今後何か必要であるかというようなことをやっぱり十分検討していかなくちゃならないというふうに思っております。そういう事業は、ミニ特区事業から始まりましたこの事業というのは、やっぱり地域興しに一番必要じゃないかなという思いをしておりますので、今後についても十分な検討をしながら事業の予算、あるいは事業、どういう事業をやるかというようなことを今後考えていかなくちゃならない問題だと思っておりますので、この辺につきましては、また地域の皆さんの知恵をお借りしながら事業の推進を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 岩戸周辺を中心とした周辺の散策コースでございますが、そこら辺の実情といえますか、いろいろ施設等もございますので、状況も含めたところで説明いたします。

まず、一番雄大なのは、自然の美しさでございます。その周辺を散策した場合におけるのは、まずどこにもない雄大な阿蘇の豊肥線を走る九州横断特急などが眺められることは、これはすごいことではないかなと思っております。それから、明神池、これは内牧地域の貴重な水源ではないかなと思っております。高遊原台地の伏流と、それからそれぞれの岩戸の里というように石の脇から湧き出します太古からの人々の生活がその糧となって、地域の守護神である阿蘇大明神を水の守りに明神さんの池ということで親しまれておるところでございます。それから、畑井手取水口でございますが、江戸初期に白川南岸の外牧錦野源流に上流である畑からの井手を開削して、新田を開きつするという目的で作られた取水口でございます。下流では、錦野井手として合流し、今日も豊かな水を蓄えて緩やかな錦野岩坂地域の水田の約140ヘクタールを潤しているところでございます。この歴史的にも大変重要な大津町の始まりとも言える史跡など、多く残っている地域でございます。今後、多く広く広報などを行いながら、町内はもとより県内からの観光客を誘致するための魅力あるイベント、幼児から高齢者の方々まで気軽に安全に散策できるコース設置等を住民の、それぞれ先ほど吉永議員おっしゃっています地域の方々の協力ということを念頭に、頭に置きながら、自然環境を守っていくことが大事ではないかなと。そのことが相違工夫を凝らしていくのではないかなと思っております。今まで16年度から電源開発関係等の事業におきまして、いろいろ事業を行ってきているところでございます。駐車場の整備を含めたところ、それから遊歩道、それから散水、遊歩道のサインとか、ベンチとか、あるいは案内板等でございます。今後はトイレ等の設置等も考える部分ではないかなと思っております。

それから、道路整備の部分でございますが、これにつきましても内牧から畑あたりの改良工事等も進んでおりますし、散策コースにつきましても、時間的にはかかるかもしれませんが、計画的に事業が進んでいる現状でございます。

○議長（大田黒英生君） 吉永弘則君。

○3番（吉永弘則君） 岩戸溪谷への観光周遊コースを考えられとるというようなことでございますので、ぜひお願いしたいと思っておりますが、併せてですね、北向山原生林への散策道等もですね、ぜひお願いするなかと考えております。

最後になりますけれども、高齢者対策としての生きがいづくりの提案をお願いしたいと思います。少子高齢化社会の中で、当町管内で65歳以上の高齢者は約19%、6千名弱になります。その中で、多くの方は元気な高齢者として、まだまだ働きたい、働くことが生きがいだという人が数多くおられます。現在、大津町シルバー人材センターには250名弱が登録され、60%強の方々は何らかの形で就業されています。町関連の施設には1割程度従業されていますが、昨年からの不況により企業からの就業以来が激減しております。そのため、待機会員が数多くおられます。また、大津町シルバー人材センターは、高齢者生きがいセンターの指定管理を受けております。生きがいづくりとして、高

齢者であります男性の料理教室とか、習字教室、盆栽教室、手芸教室など、毎月1回のペースで何らかの形で生きがいつくりの活動をやっております。元気な高齢者が多いということは、医療費や介護費、いろんな面において町の財政にとっても大きなメリットがあります。このように、元気な高齢者に対しての生きがいつくり行政として積極的な支援、手助けをお願いするものであります。お願いします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 高齢者に対しての生きがいつくりということで、一番大事というか、主体的に仕事をやっていただいているのはシルバー人材センターでもあります。シルバー人材センターにおきましては、もう吉永議員が一番詳しくおわかりだろうと思えますけれども、町といたしましてもいろんな形でシルバー人材の皆さんの仕事、そしてまちづくりの一環としてやっていただけるその町の予算の以外の関係で仕事をさせていただいておりますので、大変町も助かっておるといような状況でございます。運動公園をはじめとする町の事業、そして例えば菊陽にあります大菊の深迫ダムのごばらいとか、そういうようなことについても議員心配されておる企業の仕事の関係でほかに迷惑をかけないような形の中で仕事をしっかりとさせていただいております。シルバーセンターの皆さんだけでは、そのような仕事の探しというか、お願いというのはなかなかできてきませんので、我々職員、そして関係の皆さんがご理解を持ってやっていかなくちやならないというふうに思っております。しかし、議員おっしゃるよう到大変不景気な時代を迎えて、企業も大変な時代を迎えております。だから今までシルバー人材に単純な雇用関係を各企業もお願いされておったようでございます。もう収入としては一番高い金額を上げておられるようございました。しかし、今となつては、その企業も仕事のお断りというか、そういうものが出てきておると聞いております。そういう状況の中で、どこまでお手伝いができるかというようなことでございますし、またある企業は新たにお願ひできないかなというようなところも出ております。シルバー人材というような形の事業関係は、所得はあまり負わないというか、そういうようなセンターでございますので、企業としても助かっておるといような話を聞いております。そういう意味におきまして、我々としても町内のそれぞれの中小企業の皆さんともご理解をいただきながら、これならばシルバー人材でできるというか、やっていただいてもいいんじゃないかなというようなことで進めていかなくちやならないんじゃないかなと思います。もちろん町でも、町の仕事でできるものがあればシルバーさんをお願いしていきたいというふうに思っております。後期高齢、そしてこれからの高齢者の皆さんが、やはりただ仕事をするとか、大体働いておられる方の半分近くは、やはり生活を主にするといような方々がおられるようでございますので、そういう意味におきまして、元気で働く、そして大津町のためになっておるといような思いがあれば、ますます元気で仕事に励んでいただける、そういうことになると、やっぱり議員おっしゃるように病気はしちやおれんばいといような形になりますので、そういう意味におきましては高齢者の皆さんのできるだけ働ける、続けられる、そういう仕事も探していかなくちやならないというふうに思っております。大変シルバーの皆さんには御世話になっておりますけれども、今後ともますますそのような仕事を関係のみんなと探しながら頑張っていきたいというふう

に思っております。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長、松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 吉永議員の一般質問に答えたいと思います。

先ほど町長の方からもありましたように、今、非常に企業関係、厳しい状況でございます。19年度から20年度に比較いたしまして企業等からの仕事の受注が減少している状況ということで、ただ会員あたりにつきましては現在237名、男性が166人、女性が71人ということで、若干でありますけれども増加傾向でございます。ただ、やっぱり女性の会員が少ないのかなということで、その辺の問題もですね、今後の課題ではないかというふうに感じているところでございます。今後もしばらくは企業等からの仕事の受注件数の増加が見込めない状況でありますので、町といたしましても民間企業の経営を圧迫するわけにはいきませんが、高齢者の生きがいつくりの対策といたしまして、福祉や環境等新たな視点でできる限りの就業の場の提供を考えていきたいというふうに考えております。

また、高齢会員も増えてきておりますので、就業以外の社会参加活動として生活環境改善活動や健康、それからスポーツ系のサークル活動及び趣味の活動等の活動支援についても関係課と連携を取りながら、機関と連携を取りながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 吉永弘則君。

○3番（吉永弘則君） ありがとうございます。いずれにしましてもですね、元気な高齢者に対する支援施策、そういったやつの強化をですね、ぜひお願いしたいと思っております。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。11時25分から開会いたします。

午前11時12分 休憩

△

午前11時23分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き開会いたします。

11番議員、手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 11番議員の手嶋靖隆が通告に従いまして3項目について一般質問を行います。

まず、農・商・工連携促進について、それから遊休農地の解消対策実態を問う、3番目にスポーツ総合案内の設置についてを行いたいと思います。

まず、農・商・工連携促進についてですけれども、これは吉永議員も出しておられたように関連事項でございますけれども、関連として出していききたいと思います。世界的な金融危機の影響で経済低迷の続く中、昨年7月に農・商・工連携促進法が施行されます。地域経済の活性化を目指して各地で事業認定が行われ、具体的な促進を図るため、地域内の農業、商業、工業の各産業が連携した新事業創出が求められています。よって、地域の全体の所得向上や雇用促進を図り、産品創出、販売促進が不可欠であるということから、農業と企業が連携することにより地域の支援が活用され、雇用創出が生み出され、農産物の新たな用途販路の拡大や技術革新、農業生産の向上など、相乗効果が期待

されている。現状を含めまして地域の商業、中小企業連携することにより農産物の付加価値を高める、地域振興対策が急務と思われる。今後、その取り組みについて町長の所見を伺いたいと思います。

第1回目の質問を終わります。

○議 長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 手嶋議員の質問にお答えします。

まず、大津町の現状でございますが、近隣の市町村のことをその前に述べさせていただきます。事例の中で合志市の事例でございます。地元農産物などを利用した商品開発等を行い、地域の魅力づくりを進めるということでございまして、その特産品、特性を活かした特産品を開発してブランドを確立し、市のPRと農家所得の向上、あるいは地域経済の活性化に根ざしたものであるということで、そのブランド推進協議会が設立されているところでございます。議員の指摘のとおりでございますが、大津町では唐芋を活かしたお菓子、それから焼酎や伝統的な銅銭等をはじめ農産物、食品など、地域産品の活用が行われてきております。今後、さらに大津町として地域の魅力向上を図る上で豊富な農産物や地域資源を活かし、新たな特産品づくりなどを行い、町内外から誘客の増加を視野に入れた農・商・工連携組織の体制整備を進め、地域経済の活性化、雇用促進につながる取り組みの検討が必要であるというふうに考えております。その中におきまして、今、景気の落ち込みに伴うところの会社存続とていう言葉は表現があれですけども、従業員の方々の出勤制限等により経費削減せざるを得ない企業が増えてきております。必然的に自由の利く時間も増え、その過ごし方もいろいろあるかと思えます。町である企業に農業体験に関するアンケート調査を実施させていただきましたが、野菜等を栽培することで家庭のメリットはあるのかとか、そうした中におきまして82名中52名の方があると答えておられます。その理由に、食べ物の大切さがわかる、あるいは収穫の喜びを知ることができるなど掲げられており、土や水に触れ、農業体験でございますが、農に触れる農家の方との交流機会があれば参加したいと思われる方が多いことが伺えました。このような農業体験により、食物の大切さ、安全・安心な作物栽培などを学ぶことで、偏食をしない、食べ残しをしないなどの食生活の基本を実践できる子どもたち、若い保護者の方も含めてでございますが、農業に対する理解を深めることができると思われます。現在、県の補助事業の中におきまして30万円程度の補助金を受けられる制度を利用し、農家協力の下、農業体験を通じた食育の場を企業の従業員の皆様に提供できるよう計画をしているところでございます。これからの活動によりまして相互理解が深められ、農家と企業が連携し新しい事業展開に結びつけばいいきっかけになるのではないかなと考えているところでございます。

以上です。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 手嶋議員の農・商・工連携の促進についての、先ほど担当部長の方からお話がありましたように、大津町としてもこの景気不況の中でどうするかというようなこと、先ほど言われたように大変週3日とか週4日とか、いろんな企業の体力の衰えを感じる中において、家庭内のいろんな課題も出てくる中で、農業体験、農業、自家野菜菜園をつくることによって、家族がうまくいくんじゃないかなという思いもありまして、各企業、ホンダさんをはじめ富士精工、そしてアンケー

ト調査をお願いしたところのサンユウ工業さんをお願いし、その結果を今、サンユウ工業の結果を部長が言いましたように、あれば付けるということで、農業サイドで補助金は何かないかということでお願いしたんですけれども、先ほど言われたように県の補助事業というような形の中で1事業30万円の食育関係の補助事業があるということで、それで検討をしていただければということで遊休農地を利用しながら企業に貸してそこでやっていただけるというようなことができないかなというような、今、検討をしながら、その方向で今進めさせていただいております。しかし、2008年度から農林漁業と商業と工業等の産業間の壁を超えた連携による地域経済活性化の実現を目的として、農・商・工等の連携促進法というのが施行されております。地域経済の担い手である中小企業者と農林業者の活性化を図る上で、産業に携わる関係者は従来の技術やノウハウ、安全、商品質など、農林水産物の算出など、独自の強みをお持ちでありますので、その強みを持って創意工夫を活かし、新たな農産物などの商品開発や販売流通を行うための事業展開を引き出すことで、事業者の経営改善や就農機会の創出など、地域経済の活性が期待されております。そのような制度を活かすために、国の認定基準として有機的連携や経営支援、新商品、新サービス開発と経営改善などの基準を満たし、事業の認定を受ければ、農産物等の商品開発段階における試作品開発や市場調査に関する費用の補助金や融資制度、設備投資、減税制度の措置をはじめ事業計画や販路開拓等の支援があります。3月末現在でこの制度の認定を受けた事業所が全国で189件あり、県内においても御船、熊本市、水俣、松橋というような企業やJA、地元農産物を活用した地産地消の取り組みがなされておる中で、4件の認定が行われておるということでございます。先ほど部長が申しました合志市もその1つとして行っておりますので、大津町についても今後十分検討しながら、この補助制度に乗ればというふうに思っておるところでもあります。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 再質問をいたしたいと思いますが、昨年から施行されております農・商・工連携促進法ですけれども、これも双方の活力を取り戻すということで地域の活性化を促進するという事で、農水省と経済産業省の両者が共同で支援するためのそれぞれの100億円ですかね、合わせて200億円以上の予算措置がなされているということでございます。これをどういうふうに活用していくかということですが、やはり未利用地域資源を地元企業が商品会をはじめ、農・商・工連携の足場として農業側から商品化のアイデアを積極的に展開するとともに、また農から求められたものでなく商工からも提案協調がですね、不可欠ではなかろうかなということでございます。農・商・工連携の事業の計画、または資源事業計画策定にあたり、本町の連絡協議会はどのような連携を図られるのか、今後どのようなその連絡協議会を立ち上げてですね、このことに取り組みされる考えがあるのか、そのところを再度確認したいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員おっしゃるように、連携でございますけれども、その連携の下で開発、商品をつくらなくちゃなりませんけれども、今言ったように中小企業の皆さん、あるいは商業の皆さん、農家の皆さん、それぞれの今、状況を把握しておりますけれども、農家の関係については、やっ

やはり大津の甘藷とか、あるいは水の恵み関連につきましては、農協を通してさっとやっておられますけれども、その第1次から第2次、第3次という販売通路までの開発をどうやっていくかというような形が大切であるというふうに思っております。そういう意味におきまして、地元企業が、あるいは企業連絡協議会71社企業の皆さんおりますので、そういう皆さんの方々に大津の特産をしっかりと知っていただき、その方々の会社及び家庭について広めていただければいいんじゃないかなと思っておりますけれども、まずはその議員おっしゃるように、売るんじゃなくして買っていただける品物をやはりつくらなくちゃならない、開発しなくちゃならないというふうに思っております。今、そういう意味におきましては、やっぱりふるさと懐かしき思いが皆さん強うございますので、地域の今高齢者のパワーのウーマンパワーの方々が一番商品開発にはつながっていくんじゃないかなと思っております。そういう意味におきまして、昔の商品、昔のうまさ、素朴さをしっかりと開発できるようなことを今後はやっていくことが一番じゃないかなと思っております。そういう開発の中で、地域の女性の皆さんの力を借りながら、そして商工会、あるいは農協を通しながら次の販売とか、そういう形につながっていくためには、やはり大津町にある企業の皆さんの意見も十分取り入れながら商品開発をしていくのが一番じゃないかなと思っております。そういう意味におきまして、企業連絡会、あるいは曙会、そういう関係の方々の中での情報をしっかりと交わしながら商品開発のPRもやっていかななくちゃならないというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） ただいま町長の方からの回答でございますけれども、今後いかに企業と連携していくかということ、また商業と連携していくかということになるかと思っております。特に今回の商工連携促進につきましては、九州農政局が力を入れていることはですね、ご承知かと思っております。新聞紙上等でも出ておりましたけれども、やはり九州の食の行動委員といいますかね、融合会議を発足させるということで発表されておりました。農・商・工連携は、食育、グリーンツーリズムなどの現場で活躍されといえる人たちですね、その人たちの50人程度でネットワークをすると。都市やメーカー、流通業などの農業連携先にもですね、参加を呼びかけると。農家の抱える悩み、解決策をですね、じっくりと話し合う場にしたい。それから、記事も掲載されておりましたけれども、農政局の想定する参加者は地産地消、食育、村づくり、農商工関連の観光などの分野で活動している人、全体等を行いながらですね、小グループ会議も行いながら緻密な話し合いをして、課題解決をしていくということが載ってました。なるほどこれだけ農業に対する国の思いもですね、地方分権の中に下りてきたんだなという感じもいたしましたので、今後の農業の地域の活性化を図るためにもですね、今では並行という形で単独でやっておったような感じがいたします。そうじゃなくて、やはり地域経済を再生するためには、行政が主導になってですね、農業・商業・企業連携の強化をどう図るかということが1つの大きな課題にもなってきます。そして地域の資源をですね、また人材をですね、引き出す。そういうことによって経済効果もたらされるということでございますし、農・商・工併進の源でもあります。そういうことを確信しながらですね、連携促進、規範化のためにぜひ多様な連絡協議会を再構築していただければ、今後の農・商・工が発展していくものと思っておりますので、よろしく願いしておき

たいと思います。

次に、遊休農地の解消対策実態ですが、近年、農村においても遊休農地、耕作放棄地が見受けられるが、産業廃棄物等の農地への不法投棄や無断転用による農業生産、経営環境の悪化が懸念される。これらを解消、防止するためには、農業委員会活動強化対策が平成15年度にスタートしております。積極的に広域連携協調を図りながら、遊休地の利用促進が急務と思われませんが、現状を踏まえまして今後どのような対処をされていくのかをお伺いしたいと思います。まず、

- ①遊休農地の利用の活用体制はどうなっているのか。
- ②農地パトロール、これは現地調査確認ですね、この遊休農地の実態はどうなっているのか。
- ③遊休農地の有効活用はどのようにされているのか。
- ④遊休農地の解消に対する補助金等の活用をどうされているのか。
- ⑤今後どのような方策を持って遊休地、耕作放棄地解消に取り組まれるのか。

をお尋ねしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 農業委員会事務局長服部次子さん。

○農業委員会事務局長（服部次子君） 手嶋議員さんの遊休農地の解消と実態を伺うについてお答えいたします。

大津町では耕作放棄地の把握を行うため、毎年農業委員による全筆の現地調査を実施いたしております。平成16年に120ヘクタールございました耕作放棄地が平成17年に集落営農が立ち上げられまして85ヘクタールに減少しております。平成20年度には8月から9月にかけて農業委員さん方に調査をしていただき、515筆の約84ヘクタールの耕作放棄地を把握いたしました。今年も21年度も5月に農業委員さん方にですね、お願いしまして、現在耕作放棄の調査中です。毎年12ヘクタールぐらい解消されますが、新たに耕作放棄地がまた12ヘクタールほどできますので、なかなか面積が減らない状態です。全筆調査後はですね、遊休農地の有効活用を図るために、幹旋等によりまして農業経営基盤強化法に基づく利用権設定等を行って解消に努めさせております。補助事業の活用としましては、平成20年度に県単独事業、これは農振に入っているところなんです、耕作放棄地解消緊急対策事業に取り組みまして、4.2ヘクタール解消いたしました。今年はまだ21年度からこの県単独事業が農振を被っていないところがありまして、この事業がまたございます。また、農振被っているところに対しては国庫補助事業として、農政間所管の大津町担い手協議会の耕作放棄地部門を補助対象としまして、耕作放棄地再生利用緊急対策が実施されております。今現在、関係機関と連絡調整を図って、また耕作放棄地のですね、解消に努めているところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 遊休農地の活用につきまして、今、補助事業を絡んで局長が言われたとおりでございますので、今後についてどのような形かと、減らす方向については農業委員の皆さんとともに現地の意見を聞きながら今後検討を進めていかなくちやならないというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 再質問いたします。

遊休農地の解消の発生防止はですね、これはもう個人ではどうしてもならないというような状況はわかります。地域の関係者がお互いに連携してですね、一体となって取り組まなければこれは解決しない問題もあるわけですが、5年前120ヘクタールの遊休地がですね、農業委員さんの努力によりまして82ヘクタールですか、減少しているということですが、なかなかここ数年横這いの状態であるということですが、もちろんこれは、もちろん農家の高齢者ですね、高齢化していくということもあると思いますし、土地基盤等の整備の関係もあるかと思いますが、今後解消運動として農業委員会ですね、またJA、それから集落組織、土地改良区、隣接の町村の農業委員会とか商工業の、また森林組合などで関係者をもってですね、その解消協議会といいますか、そういうやつを構成されまして取り組まれるとですね、早い情報収集ができるのではないかなというように感じがいたしましたので、そのことについて考えがあるかないかですね、お尋ねしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 今、農業委員さん、一生懸命頑張っておられますので、新たにつくるかどうかについては、委員会とも検討をさせていただきたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 今のことにつきましては、また農業委員会等でも協議されるかと思いますが、やはり多くですね、門からこのことについては協議された方がかなり情報収集が早くですね、また取り組みもできるのではないかなということですが、考えをいただくならばと思います。特にこの農地解消というのは、農業的な活用と、それから環境、林業の活用、それから被農業の活用ということがありますけれども、やはりそれぞれ遊休農地の実態を把握してですね、地域農家と話し合いをしながら、その状況を報告してですね、問題解決しなければ成り立たないわけですので、そこの辺を十分今後精密に検討させていただきたいと思います。特に最近は遊休農地の耕作放棄地で見受けられますのがですね、産業廃棄物の不法投棄でございます。なかなか刈り払いやったりしても相当中に入っているというような状況でもあるということをお聞きしておりますし、やはりそういうところも整備していく必要もあると思いますが、やはり、そういう不法投棄は、転用によってですね、農業生産経営環境が悪化が懸念されるということでございます。これを解消・防止するために農業委員会の活動強化策をですね、今後進めていく、広域的に進めていただくということが大事と思われましたので、取り組みをお願い申し上げて終わりたいと思います。

次に、スポーツ総合案内の設置についてですが、本町におきましては生涯学習課、それから体育協会、その他の活動組織があるわけですが、町民の総合案内といいますか、窓口がない。スポーツ取り組みの実態が不透明であるという実情をお聞きしました。どこが窓口だろうかということですが、これだけスポーツが盛んな大津町ですけれども、そのことがちょっと欠如しているんじゃないかなと思います。今後、健康で明るいまちづくり、スポーツ振興育成を図るためにはですね、やはり迅速に対処できる統一した窓口を設置して、行政としての指導体制を確立していく必要があると

いうふうに思われます。これについて、町長の見解をお伺いします。

○議 長（大田黒英生君） 教育部長大塚武年君。

○教育部長兼子育て支援課長（大塚武年君） 手嶋議員のスポーツ総合案内の設置についてのご質問にお答えしたいと思います。

大津町には、創立から50年を超えました町の体育協会をはじめとしまして7年目を迎えております総合型の地域スポーツクラブがありますクラブ大津、それから婦人スポーツ連絡協議会などのスポーツ団体がございます。いずれもスポーツの技術向上から普及振興までという幅広い活動が行われております。県内の市町村にも大津町と同じようなスポーツ団体がありますけれども、体育協会のようなスポーツ団体の状況としましては、まだまだ行政が指導しているという例が多くて、事務局も行政が行っているという例が少なくない状況でございます。大津町のこれらのスポーツ団体につきましては、いずれも自主運営ということを目指して運営をされております。それぞれすべて自分たちで大会を運営していただいております。行政と団体の役割が明確にされておまして、その取り組みについては県内でも先進地としての評価を受けております。現在、体育協会とかクラブ大津などの各団体の事務につきましては、それぞれの事務局員がおられまして団体の事務をされております。大津町のスポーツ行政の窓口につきましては、体育館の方で生涯スポーツ係でスポーツ大会、あるいは団体等について、こちらの方で総合的な窓口として様々な問い合わせなどについては対応をしてくれております。それから、大津町のホームページ、あるいは町の広報紙などですね、活用しましてスポーツ団体の紹介、あるいはPRなどに努めております。それぞれの団体の情報とか、主体行事の申し込みなどについても、各団体と連携を取りながら体育館にあります生涯スポーツ係で対応をしてきたところです。大津町の体育協会でもですね、町内の各スポーツ団体が連携して、それぞれの団体の活動について窓口の一本化を図るということで、今まで以上にスポーツ活動ができて、広く町民に情報提供できるのではないかという意見が出されておるようでございます。今後それらの団体が集まられて話し合う機会をつくる方向で検討されているところでございます。

以上です。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 手嶋議員のスポーツ総合案内の設置についてでございますけれども、今、担当部長の方からお話があったように、それぞれの団体が自主運営をされて、それぞれスポーツの愛好者を募って頑張っておられるという方向であります。我々としては、ますます多種多様化するスポーツニーズの対応や大会等の問い合わせについても迅速な対応ができるよう、今まで以上に生涯スポーツ係の窓口の充実やスポーツ団体との連携や情報に関するホームページ等を充実させ、行政とそれぞれのスポーツ団体との連携を密にしながら、お互い連携を取り、町民が誰でも、どこでも気軽にスポーツを楽しむことができるような体制の充実に取り組みしていきたいと考えております。

○議 長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） スポーツの主目的要綱についてはですね、関係者は十分わかっておりますけれども、年間の行事活動、それからいつ、どのような取り組みをされているのかということについて

の一般町民がわからないという不満をいただいていると思います。これ実際、話が出たわけですが、今まで情報の共有されていない点もあるんじゃないかなという感じもします。何と申しますかね、どこに行くとはっきりわかるかなということで、もうたらい回しですね、されたという人もおられるということでございますし、そういうことがないようにということで今回出したわけですが、当然菊池市とか合志市についてはですね、職員で対応していると。菊陽については、専門職がおると、専門の案内人があるというようなことも聞いております。そういうこともありますので、今後いろいろな各種の協会等においてもですね、ぜひホームページの中に入れてたいということでもしておりますけれども、まだ21種競技種目があるわけなんですね、体協の中でも。その中でも、3分の1しか出ていないような状況ですね、総合的には不透明であるというようなことでもあります。そういうことでもありまして、体育館の管理者に聞くと何かわからないというような状況でありますし、あっち聞け、こっち聞けというふうな形だったそうですが、そういうこともありましたので、やはりスポーツの大津町と言うことで今後取り組んでいるところから、総合的な案内ですね、が対応できるような担当部署を明確に設置していただきたいというふうに思うわけでございます。そういうことによって、情報を公開しながらですね、スポーツの体制が今後取れるといいんじゃないかなというふうに感じしましたので、今回質問したわけでありまして。今後の体制充実のため、それぞれの各種団体と連携を取りながらですね、二度とそういうたらい回しにならないような総合案内ができるような体制づくりをですね、今後協議していただきたいと思っております。

以上、終わります。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後は1時00分から始めます。

午後0時00分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番議員、鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨ君） 皆さん、こんにちは。通告順に従いまして、5番議員鈴木ムツヨが町民の皆様を代表いたしまして一般質問を3問行います。

1問目 教員免許更新制について

2問目 住宅要火災報知器の給付について

3問目 人に優しい福祉と人権の町として

を町長、教育長にお伺いいたします。

昨日の熊日に「驚き白寿」の見出しで、上天草市の99歳の滝下文子さんが元気いっぱい大阪しぐれを歌う姿が載せられていました。元気の秘訣は、家の周りでの野菜づくりや草取り、毎週土曜日に市大矢野老人福祉センターに通うのが楽しみで、昼食弁当も自分でつくって持参とのこと。楽しみながら年を取る、将来の理想の姿を見せられたように思いました。

まず始めに、教育免許更新制について、現場への周知と該当者の把握は。受講者には職務専念義務

免が適用されるか。平成19年6月、教員免許更新制を導入する改正教育免許法が可決成立しました。このことにより、国・公・私立の幼稚園から小・中・高校、特別支援学校の教員は10年ごとに30時間以上の免許更新講習を受けることが義務づけられました。講習は、必須科目が12時間、選択科目が18時間の合計30時間で、それぞれに試験が行われます。講習の終了認定試験に合格できないと教育免許が失効するため、自動的に教員の職を失うこととなります。文科省は、問題教師の排除ではないと言い換えています。現場の混乱と児童生徒への影響も考えられます。これが本当に教育をよくするために役に立つ教育的制度なのでしょうか。第1回目の該当者は、免許取得時期、終了確認期限は2年間、関係なく年齢によって一律に35歳、45歳、55歳が最初の免許更新時期とされています。受講される先生方は何人おられるのでしょうか。4月10日の午前9時からインターネットによる受講申し込みで熊本県内の11の大学と放送大学で受けられるようになっています。授業中の平日の申し込み日で9時からということで授業もあったということ等も考えられますが、インターネットが少しの間パンクしたそうです。申し込み日の設定も問題ではないかと思えます。また、教員の力量を向上させるためとはいえ、毎年教員が全国では約10万人、免許更新講習を受けるために学校を離れなければなりません。文科省は、講習日程は夏休みなどの長期休業期間や休日、平日の夜間などに実施するので問題はないと説明していますが、大学の夏休みは他の小・中・高とはずれています。給与もなく働くことは、体力、気力の限界もあるのではないのでしょうか。ほとんどの先生が部活動指導や生徒指導などに毎日時間を費やされて、平日の授業だけではありません。部活動では、指導者のいないときに事故で裁判になり、責任が問われる事故も過去に発生しています。このことをどう教育長は対処なさるおつもりでしょうか。学校は、新学習指導要領の改定により、今年より2日間授業日数を増やし、授業時数も増やしました。小学校では、まったく新しく外国語の授業が取り入れられ、それに向けての研修も大変なのではないのでしょうか。これまでも学校では週1回、年30回以上テーマを決めて研修や新採研、6年目研、10年経験者研、17年目研、そのほかに公的研修等が行われています。さらに、免許更新制に向けて講習を受け、子どもたちと向き合う時間がさらに減ってしまうと先生方は危惧されています。現場の声とこの制度を教育長はどうお考えでしょうか。お尋ねいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（大田黒英生君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） こんにちは。鈴木議員の質問にお答えいたします。

今、議員がおっしゃいましたように、本年度から教員免許更新制が実施されております。これは、おっしゃったとおり平成19年6月の改正教育職員免許法の成立によって導入されたもので、目的はその時々で教員として必要な資質、能力が保持されるよう定期的に最新の知識技能を身につけることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることということを目指しております。対象者は、1、現職教諭、2、教員採用の内定者、3、臨時任用教諭、4、過去教員として勤務した経験のあるものとなっております。この中で一番多いのは現職教員ですので、平成21年の4月から10年間で旧免許を持っている方全員が更新、講習を受講終了していただくように計画され

ております。その計画は、それぞれ生年月日で受講年度が決まっております。本年度は、平成23年3月末に満35歳、45歳、55歳の先生方が対象となっております。昭和30年4月1日以前に生まれた先生方、そういう先生方で免許証を持参の方々については、この制度には関係なく生涯今の免許証は有効となります。受講については、これも議員おっしゃいましたように、30時間以上受講するようになっております。教員最新事情などの必修領域を12時間以上、教科指導、生徒指導などの選択領域を18時間以上受講し、修了する必要があります。ほとんどの講習は、開催校は1日6時間で計画してありますので、大体5日間で受講終了できるようになっております。鈴木議員が言われる現場への周知と該当者の把握ですが、文部科学省からの通知及び県教育委員会からの通知等を各学校へ通知するとともに、校長会等で職員への通知を再度お願いしています。今回の制度は、教師の自覚を促すこともあり、教員が自分の免許を更新することから、教員自身が直接認定講習を実施している大学等へ申し込むこととなっております。ですから、本来は教育委員会は何もなければわからないというような状況です。ですが、委員会としましては、今回の受講者に対して周知徹底する意味も踏まえて、教育委員会が作成した名簿等に各学校それぞれ対象者や受講日等を記入してもらい、提出してもらっております。それを基に受講者が不利益とならないためにも免許更新講習のための情報等は確実に受講者へと通知しているところです。今年度の天津町での対象者は、小学校9名、中学校1名、公立幼稚園3名の13名です。そのうち12名が既に本年度の申し込みは終わっていますし、あとの一名も本年度中に受講してしまうようにしているようです。

次に、受講者には職務専念義務免除が適用されているかについてお答えいたします。今回の免許更新制の講習大学等の実施日は、ほとんどが夏休み期間中であり、長期休業中に実施されます。また、他の実施日については、土曜・日曜日に実施されるようになっております。受講者は、先に申し上げましたように、それぞれの情報、これは開催日や受講内容等ですが、それにより受講者名各自のニーズや予定等を考慮して申し込みを行っています。受講者のサービスについてですが、県教育委員会学校人事課より県立学校の免許証更新講習を受講する教員等のサービスの取扱いについて通知があって、町教育委員会もそれに習って実施したいと考えております。それによりますと、夏休み等の長期休業中の受講は、研修として取り扱うようになっております。この研修は、教員公務員特例法第22条の第2項、教員は授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて勤務場所を離れて研修を行うことができるという項目であり、研修の一環として実施することとなります。土曜・日曜日については勤務を要しない日でありますので、特に受講に対するサービスの規定はありません。受講者は、先ほど述べましたように自己の研修ニーズや予定等により自由に希望することもできます。研修日は、夏休み中か土・日曜日がほとんどですので、児童生徒に対して迷惑がかからないような日で受講してほしいと考えております。先生によっては、おっしゃいましたように部活動等を担当している方もいらっしゃいますが、これは校内での話し合いにより、例えば練習日を変更したり、指導体制を指導者を複数制にしたり、受講者以外の方に担当していただくなどの対応をお願いしたいと考えているところです。

○議 長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨ君） 夏休みは、研修ということでしていただけるということではよかったのかなと

いうふうに思いました。ただ、部活動はなかなか難しいというふうに思っています。日曜日も土曜日、今回は中学校は先生がお一人だということでございますが、小学校も部活動を結構今、盛んに行われていまして、土曜・日曜が試合であったりするわけです。夏休みは特に多いかなと思っっています。そういうときに、子どもたちは言えばわかるんですけども、親御さんが最近はなかなか何でということがよく言われるようなことがあるというふうに聞いていますので、そういうところをどう思われるのか、今回だけではありません、これが10年間続くということですので、もう少しいい、きちんとした対応をしていかないと、校内で複数制といっても、今、外部からも入れて中学校等は部活の種類がかなり多くなっていますので、外部からも外部講師という形で入っていただいて、監督も入っていただいているような状況があります。そういう部分もですね、きちんと捉えていかないといけないのではないかとこのように思いました。

それと、大学と小・中・高の夏休みがずれているということで、それも11の大学と放送大学が1つと、そこで先生方が自分が受けたい教科を申し込むわけですが、そこで一時期パンクしてインターネットが申し込みができなかったということも聞いておりますので、自分の希望のところに入れなかったりすると、日にちを変えたりもなさるのかなというふうに思ったところでした。そうすると、普通の日に土日をとということでされたときに、今、本当に先生方が遅くまで学校に残っていらっしゃる。何でということではありますが、書類を出すのがとても多いということで、子どもと向き合う時間よりもパソコンでにらめっこしている時間の方が長いのではないかとこのように言われることもあります。部活動した後、またそういうこともして、学年の話し合い等もなされて、帰りがですね、本当に遅くなると。そしてまた、子どもさんがお休みになったら家庭に電話をしたり、何日か休まれるお子さんがありましたら家庭訪問等もなされているということで、本当に教師の多忙は随分前から言われているところで、教育長もしっかりそういう話はなさっていますのでご存じのところ、また今回は人事院勧告でお金が安くなったというところに、今度これは3万円ほどのですね、受講料がかかるのではないかとこのように言われています。じゃそれは誰が払うのと、交通費も誰が払うのということになっていて、3分の1ぐらいは出るのではないかとこのように何か新聞等で報道がなされていたということなんです、これはどこが払うかというようなことまでご存じなのかどうかということ等とですね、やっぱり土・日にそのまま働いたときに、そういう状況の中で先生方がまた土・日にしか行けなかったということで、また講習を受けられたときにですね、やっぱり過労死になるのではないかとこのように思われているということもあります。室小はですね、3人ぐらいの先生が倒れましたですね、現実に一時期入院されたりされました。そういうことが現実に起こっているということもあります。この制度がですね、本当に子どものためになるのかというふうに思っているところで、先ほど教育長は自信を持ってというふうに言われましたが、毎日のですね、子どもに向き合う時間がですね、しっかりあれば、先生方も自信は持てるわけで、何も講習ばかりをですね、受けることがいいことかどうかというふうに思ったところですが、その辺についてどう思われているのかということをもう一度お聞きしたいと思います。これのほかにもですね、先ほど言いましたように、校内研がテーマを決めて週1回あったり、新採の先生の研修があったり、6年目研があったり、10年経験者

研があったり、ほかにも17年研があったりとですね、本当に先生方は研修に勤しんでいらっしゃるというか、それが当たりの前でやっていたらっしゃったところに、10年間ということでもた、10年目が2倍になったのかなというふうに言われています。法律が通ってしまったからせにやいかんという部分ではあるんでしょうけれども、本当にこう悪法ではないかというふうに思っているところです。

それと、事務的なものをですね、もう少しこう減らしていけないかというふうに、前も話したことがあると思うんですが、書類を書く時間が本当に長い、パソコンに向き合っている時間が長いということですので、その辺の精査がですね、できないか、それも含めてお話しできればと思います。お願いします。

○議長（大田黒英生君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） 鈴木議員の再質問にお答えしたいと思います。メモを取りながらも、あまりにも内容が多すぎましたので、ひょっとしたら抜けるかもしれませんが、抜けたときには、この後またお聞き返し下さい。

まず、部活の問題をおっしゃいました。確かに夏休み中、部活の指導をなさっている先生方がいらっしゃることはもちろん存じ上げておりますし、複数制の体制を既に取っているところもありますが、そうでないところもありますので、先ほどはそういう該当者がいたならば、そんなふうなこともお考えいただきたいということを学校にお願いしたいということをお話しました。ただ、まだ部活は夏休み長期期間中、毎日やっているというわけではございません。その辺のところから考えますと、講座が23講座、これは必須の方がです。それから、選択の方では141講座ありますので、自分の計画に従って部活を変更したり、やりくりしたりすれば、何とかこう受けることができるのではなかろうかというふうに私の方では思っております。ただこれが今年から始まったもので、何年かこうやっていくうちにこういう問題があるということでは、ことになればちょっとわかりますが、今のところ、まだ机上のことが考えなければなりませんので、この後問題があったら、またそのようなことで対応をしていきたいなと思っております。

それから、申し込み日にパソコンがパンクした云々というようなことがございましたが、これは申し込みの初日がそうであって、今でも申し込めるわけです。いつでも構いません。ですから、それは本年度該当される方ははっきり自分で知りたいだとか、その辺のところで一気に集中したのだと思いますので、申込日のことについての心配はなかろうかと思っております。

それから、講座数のことは先ほど申しましたが、熊本の場合11大学あるといいましたが、一番多いのが熊大で、必須で17講座、選択で71講座熊本大学で開かれます。少ないところでは、中九州短期大学は0です。もう1つ、熊本保健科学大学も0です。しかし、1講座だけというような大学も1つ、2つはあります。県下全体では、必須でさっき申しました23講座、選択の方では141講座開かれております。

それから、今度はお金のことを言われましたが、これも確かにかかります。必須熊大の場合ですが12時間で1万2千円、選択、これ各大学ほとんどが6時間で6千円、要するに1時間当たり千円ということで、最低限30時間を受講するということになる3万円ほどは必要だということになりま

す。この出所は、ご自分でお支払いいただくということに今はなっております。

それから、教員の多忙さについておっしゃいました。これは、まさにそのとおりです。忙しいなど、先生方が忙しくなさっているということはわかりますが、法律で通ったこの制度ですので、これをしていくのもまた私たちの役目かなと思って、各学校にはお願いしているところです。

ほかに何かありましたでしょうか。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨ君） 法律で決まってしまうと、本当に従わざるを得ないということでは、きちんとした人を選ばないと困るのかなというふうに思っているところですが、本当に先生方がくたびれてしまったら、せっかくの研修、講習も子どもたちのためには何の役にも立たないのではないかというふうに思っているところです。何とかこれはなくなればいいなというふうに思っているところで、個人的な意見です。

もう1つ、事務的なことをですね、言ったんですが、忘れていまして、事務的なことを本当に何かやると、必ず報告書を出さなきゃいかんというのがですね、ずっとあって、何を研修しても出さなきゃいかんし、何か一つずつがですね、報告者が出さなきゃいかんような仕組みになっているというふうに言われていますので、その辺がですね、何かもうちょっと精査できないかというふうに思ったところですので、そこら辺の話ができますでしょうか。

○議長（大田黒英生君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） 再度お答えいたします。

多忙さということで、書類云々というようなことは、例えば出張の復命書だとか、そういうことでしょうか。

○5番（鈴木ムツヨ君） 研修に行っても出さなきゃいかんし、必ず、つきまとうというのはおかしいですが、出すのは当たり前なんでしょうけど、だから倍に時間がかかるというようなことを言われております。

○教育長（宮崎廣行君） そんなふうを受け止めていらっしゃる方が町内にひよっとしたら何人かいらっしゃるかもしれませんが、必ずそうということではございません。必ずそんなふうに、常にこうこうこうで、先生方を多忙にがんじがらめに縛っているというような状況ではないというふうに思っております。思い出しましたからついでに申し上げますと、さっき土曜・日曜日に疲れて帰って、講習に行ったら、そして次がまた月曜日なら云々というようなことも確かあったかと思いますが、ちょっと例を取りますとですね、今年の13人の方も夏休み以外で講習を希望されているところは、どちらか片一方、土曜日の6時間を取ったなら次の日曜日じゃなくて1ヵ月後の日曜日だとか、そんなふうな形でとっていらっしゃいますし、あとはさっき言いましたように夏休み中の土・日、そしてその他の研修というようなことですので、もちろん勉強するわけですから疲れないということはないでしょうけど、そんなふうな過労になるというような研修ではなかろうかと思っております。これを受けて、試験があって、試験に通らなければ失格だと、免許の効力を失効するというようなふうにはさっきちょっと聞きましたけれども、これは講習を受けてから申請をすれば、必ず、必ずとは申しませんが、大体認定され

るというようなことで、そこで再度試験をして審査をするということではございません。そこが最初に申しました目的のところは、そんなふうに表示してあるんだと考えております。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨ君） 先生が失効して教壇に立たれなくなったなんていうと大変だから、それはよかったかなというふうに思いました。

では、次の質問に移ります。住宅用火災報知器の給付について。国による給付制度は活かされているか。65歳以上の低所得者や一人暮らしや寝たきりの高齢者への対応をお伺いします。平成18年6月1日、消防法が改正され、新築住宅や改築工事はすべて対象になり、住宅用火災報知器の設置が義務づけられました。既存住宅は、熊本県や大津町は設置期限を平成23年6月1日までとしました。寝室はすべての部屋と2、3階建ての場合の階段にも義務づけられました。台所や、居間は設置を奨励ということになっています。価格は安いので5千円から1万2千円ぐらいで、それ以上のものもあります。電池式は、比較的低価格で自分でも設置可能。生活保護世帯や所得税非課税世帯には無料給付で、一人暮らしの高齢者等には国による給付制度があり、また利用者負担額もあるとのこと。住宅用火災報知器は、あくまで早期避難と逃げ遅れ防止が目的で、消火はできません。大津町の火災件数は平成18年16件、平成19年9件、平成20年10件と減少傾向にあります。火災は一瞬にして人命や財産が失われます。備えあれば憂いなしなのでしょうか。高齢者福祉として緊急通報システム事業があり、概ね65歳以上の一人暮らしの高齢者に対して緊急通報を貸与し、急病や災害に備え、120人が利用されています。緊急通報システム希望者に対する充足率はどのぐらいでしょうか。平成20年10月時点の高齢者数は5千835人、内75歳以上の後期高齢者数は3千158人です。災害時要援護登録者数は、民生委員さんわかっているのが431人で、未登録が707人の合計1138人おられます。住宅用火災報知器設置への罰則がなく、後回しになる可能性があります。絶対必要な人に支援対象外の人たちの把握はなされていますか。その方々への対応は、どうなされるのか。国の支援がある方へはどう進められていくのか、お伺いいたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 鈴木議員の一般質問の住宅用火災警報機についてお答えします。

まず、私の方から住宅用火災報知器についてご説明申し上げます。議員の方からお話がありましたが、国は住宅用警報機の設置の義務化について、平成17年消防法改正ですべての住宅に設置を義務づけられました。住宅火災の要因として、時間帯別で見ますと、22時から翌朝の6時の就寝時間帯が多くて、逃げ遅れによる犠牲者が約7割近く。そのうち犠牲者の半数が65歳以上の高齢者ということになっています。警報機設置の先進事例としては、アメリカ等でも義務化され、死亡者が半減しております。この現状などを参考に日本でも火災の早期発見の有効な手段として検討されてきたところです。このような傾向から、火災から犠牲者を減らすために、寝室に使用する部屋に警報機の設置を義務づけることに効果があると考えられて、新築住宅は18年6月1日から、既存住宅についても平成23年6月1日までに寝室の部屋及び寝室につながる階段上部等に警報機を設置して維持することが義務化されたところです。警報機の種類については、先ほどお話がありましたので省略しま

す、煙式と熱式があるということと、併せて電池式と家庭用の電源から取るものもあるという種類です。設置後の管理で、定期点検等や電池交換などが必要で、機器本体の交換は大体10年が目安かなというふうなことで言われております。火災報知器を設置しなくても罰則はありませんが、火災を早期に発見して大切な命や財産を守ることは重要だと考えています。町としても、啓発、それからPR、広報等についてもPR等に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長、松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 鈴木議員の一般質問の中で、65歳以上の低所得者や一人暮らしや寝たきりの高齢者の対応等についてお答えしたいと思います。町では、概ね65歳以上の単独世帯及び高齢者のみの世帯並びにこれに準ずる世帯に属する高齢者、また障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する身体障害者に対し、緊急通報装置の貸与事業を熊本安全センター株式会社に委託し、実施しております。安否確認や緊急時の救急車の手配及び通報があった場合に協力者による訪問確認を実施し、高齢者の安心に結びついております。また、火災警報機は、平成23年6月1日までに既存住宅への設置が義務化されるため、平成22年度において緊急通報装置と連動した火災報知器の設置を検討しているところであります。さらに、町では要援護老人及び一人暮らし老人等に対して日常生活用具を給付、または貸与する老人日常生活用具給付等事業実施要項を定めており、その中に火災報知器も含まれております。この制度は、本人からの申請主義であり、今後PR等をして順次設置を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 鈴木議員の住宅用火災警報機の給付についてでございますけれども、今、それぞれ担当部長の方から説明がありましたように、大津町といたしましても検討を重ねてきておるところでもあります。今後の町の関係につきまして申し上げますと、本年度は所得税非課税世帯の高齢者に対しては、個人負担なしで給付制度を大いに活用していただくように普及推進を図りたいという思いがあり、検討をさせていただいておりますが、住宅用火災報知器の効果としては、今年の2月に発生しました曙団地における大切な人命が守られたことも確かでございますし、町内の設置推進の事例としましては、森地区では地域福祉の話し合いをしながら、個人が設置される場合に消防団と協力して取り組んでいる地域なども出てきております。このように、各地域や消防団とともに十分に協力連携し、町民の尊い生命や貴重な財産を守り、安心・安全なまちづくりは必要と考えております。今後、町が住宅用火災報知器を給付するという点では、所得税非課税世帯への給付についてもしっかりでございますけれども、全所帯についても検定をしたいというふうに考えております。また、このような現時点での国からの警報機を給付するという制度の点では、地方交付税の算定費用の中にも含まれておりませんし、給付するという点も聞いたことはありませんが、平成20年度の国の補正予算等の中に緊急経済対策関連で臨時交付金を活用する事例はあると聞いておりますが、大津町は交付金の支給対象ではありませんでしたので、21年度の緊急経済対策事業の一環で地域活性化経済対策臨時交付金事業の活用などの利用をいたしまして検討をしているところであります。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨ君） 先ほども言いましたが、災害時、要援護者の登録者数で1138人おられるということでしたので、今の町長の太っ腹なお考えでいいのかなと。高齢者の方がお喜びになるのかなというふうに思いましたので、どうぞよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。人にやさしい福祉と人権の町として、大津町老人ホームすぎなみ園への対策について伺います。すぎなみ園のパンフレットに入所資格は65歳以上、事情によって60歳以上で、身体上もしくは精神上、または環境上の理由及び経済的な理由により、居宅における生活が困難な人とありますが、平成18年の法の改正により、現在は身体上もしくは精神上の人は省かれているとのこと。基本方針は、入所者の一人一人が生きがいを持ち、より住宅に近い生活環境の中、健康で明るく楽しい日々を送れるよう援助しますと書かれています。昭和35年に開設され、現在の建物は昭和58年に新築され、築26年経っています。その間、冷房や風呂場等の改修が行われています。鉄筋コンクリート平屋造りでふんだんに明かりが入るようになっています。入居者の部屋は二人部屋で定員50人のところ、現在32人の方が入所されています。町内25人、町外7人で、大津町の人も他の町外の施設に入所されておられる方もいらっしゃるとのことでした。21世紀は、高齢者の世紀と言われていています。団塊の世代が65歳以上となる2015年、その後の2025年には、我が国は約3人に1人が高齢者と言われていています。大津町は、平成20年高齢化率19.2%で緩やかに上昇、熊本県は25.1%、全国平均22.1%となっています。高齢社会とは、医療技術が進んで些細なことで人が死ななくなったとか、災害が少なく食糧生産が安定しているとか、戦争がなく平和であるなど、いわば社会の成熟の証しであり、大変めでたいことです。老年期が人生の総まとめをする大切な時期であり、とりわけ老化現象と心身の障害のため他人に依存しなければ生活することのできない高齢者に社会が特別な配慮を払う必要があるという意味では、老年期は特別な時期です。誰もがいつかは直面する老化は自然現象であり、それに伴う病気や傷害は決してその人間性、人格を損なうものではありません。社会の高齢化とお年寄りへの手厚いもてなしは、社会文化の発展のバロメーターです。お年寄りの笑顔の多さが文化の高さを増していきます。すぎなみ園は、1部屋に2人おられます。少し狭いなと感じました。年を取ってからプライバシーが保てないことのつらさ、失禁や排泄で恥ずかしい思いをしたくない、生活習慣、教育程度、人生観などが違う人たちが1つの部屋で寝起きすると、どうしても波風が立つ。適応できない人は、自分を抑えるか落ち着かない晩年を送ること等が個室でないことで起こる現象として挙げられています。第4期大津町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の中で、高齢社会が着実に進展する中、誰もがありのままの姿として年を取り、地域に受け入れられる町を実現することは、本町が最優先に取り組むべき課題とあります。すぎなみ園の今後の対策をお尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長、松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 鈴木議員の一般質問にお答えしたいと思います。

ほとんどの質問の中ですすね、現状とか申しさせていただきましたので、ちょっと私が言うところがなくなっただけですけども、現施設は昭和58年の3月に建築工事が竣工しております。平成21年3月で築26年と経過して、その間環境整備としてバリアフリー工事や冷暖房工事を行ってきておりま

す。また、老朽化対策として修繕工事、補修等により毎年ですね、悪いところについては維持管理をしているところがございますけれども、全体的に老朽化が進んでおり、また養護老人ホームの設備及び運営に関する基準、先ほど議員さんもおっしゃったように、以前は2人部屋だったんですけど、今は1人部屋が原則ということになっておりますので、そういった新しくつくる場合については、もう適合していない点もあるということで、現施設を大規模改修するのか、新築するのかを検討する時期に来ているというふうに考えております。

それから、郡内の状況でございますけれども、今現在、菊池圏域では3カ所ございます。大津町のすぎなみ園、それから旧泗水町にこすもす荘がございます。それから、旧菊池市にふじのわ荘ですね、3つの老人ホームがございます。いずれの養護老人ホームもですね、定員が割れていると。その原因につきましては、平成18年度に老人福祉法の改正がなされまして、身体的な理由が外されております。ですから、環境上の理由と低所得者という形になっておりまして、この身体が外れたことによる要するに対象者が減ってきたということで、国としては在宅を進めているというようなこともございます。それと、介護保険がスタートしたところのケアホームあたりができてきたというのもございます。以上のようなことでございます。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 老人に対する大津町養護老人ホームのすぎなみ園についてのご質問で、現状関連等については今福祉部長が説明をしたような状況でございまして、本当に老朽化して、そしてまたあの中に1人、あるいは2人部屋というのがあるのは確かでございます。1人部屋というのが今の基準になっておりますけれども、先ほど部長が申したように、身体的にどうしても手のいる人たちがたくさん今出てきております。そういう中において、やっぱり1人部屋でいいのかどうかというのは、国の方も今検討しておりますし、2人方がいいんじゃないかなと言われております。しかしそのプライバシーの問題もあることながら、お互いが助け合い、そこで長く住んでおれば、いろんなトラブルがあった場合は入れ替えとかいろんな形でできますけれども、できるならば夜の状況とか、いろんな形で考えれば、2人部屋がいいんじゃないかなという話もお伺いしておりますけれども、これは今、町についても老人ホームについても、ここ何年かどうするかというようなことを検討しております。というのは、介護保険制度の開始に伴いまして、在宅介護の充実や各種の高齢者向けの介護施設がありますので、町における養護老人ホームの位置づけを明確にする必要もあるんじゃないかなと思いますし、老人保護措置費の一般財源化に伴い、養護老人ホーム単独の運営では財政的に厳しい。同時に、入所者の高齢化に伴い介護のニーズがあり、介護保険制度を利用できるような施設へ転換を検討する必要がありはしないかなというようなことで、そのような夜間問題いろんな問題がありますので、大津町といたしましてもこのような大改築、あるいは新築するかというような問題も検討しながら、それと同時に大津町における行財政改革大綱及び集中改革プランの中で、老人ホームの今後の運営についても、民営化の方についても検討していかなくちゃならないんじゃないかなというようなことで、今後について、今、検討をしておるところでもありますので、今後については十分結果というのが見えてくるんじゃないかなと思いますけれども、そのような改革大綱の中でここ1年のうちに方向性を

見つけなくちゃならないし、それが決まれば今後についてのご相談を関係者、あるいは関係の方々にお願いをしていかななくちゃならないんじゃないかなというような思いをしております。議員ご承知のように、あそこに新築する場合の施設も敷地も狭うございますので、新たなところを求めるとか、いろんな課題がたくさんございますので、この辺につきましているような形から検討を今後重ねるということで、今までの検討の中から今後についてもどうやっていくかというようなことを、今申し上げました在宅かどうかというようなこともありますので、その辺を十分検討しながら方向性を見つめ、定めなくちゃならないというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨ君） 今、民営化という話が出ましたが、福祉という観点で考えると、先ほど言いましたようにお年寄りへの手厚いおもてなしという考え方で、民間が悪いということではありませんが、民間と公立が選べる、選べないですね、どっちがいいということとは言えないわけです。それと、行政が採算が合わないのは全部手放していかないといけないというような感じで今いろんなところが手放していっていますが、福祉の面です、今までしっかり働いていただいた高齢者の皆さん方をですね、追い出す、手放すようなことはですね、なるべく考えないでほしいなというふうに思っています。行革がですね、すべてではないのではないかとこのように思っています。小泉さんがされたことがですね、今いろんな歪みが出てきていますので、その辺はですね、しっかり考えていただいて、民間という部分の前にですね、福祉が何なのかということと、町がやるべき仕事という部分もですね、捉えながら考えていただきたいというふうに思っています。

これで終わります。

○議長（大田黒英生君） これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

午後1時52分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

諸 般 の 報 告

- 平成 21 年第 1 回臨時会会議録
- 平成 21 年第 2 回定例会会議録

平成 21 年第 4 回大津町議会定例会会議録

平成 21 年第 4 回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第 4 日)		
平成 21 年 6 月 15 日(月曜日)		
出席議員	1 番 金 田 俊 二 2 番 府 内 隆 博 3 番 吉 永 弘 則 4 番 源 川 貞 夫 5 番 鈴 木 ムツヨ 6 番 大 塚 龍 一 郎 7 番 新 開 則 明 8 番 月 尾 純 一 朗 9 番 坂 本 典 光 10 番 石 原 大 成 11 番 手 嶋 靖 隆 12 番 永 田 和 彦 13 番 松 永 幸 久 14 番 宇 野 光 廣 15 番 荒 木 俊 彦 16 番 大 田 黒 英 生	
欠席議員		
職務のため出席した事務局職員	局 長 松 岡 勇 次 書 記 羽 熊 幸 治	
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲 総務部総務課長 兼 ね て 地 域 安 全 係 長 桐 原 則 雄 副 町 長 宇 野 博 明 企 画 部 企 画 課 長 兼 ね て 財 政 係 長 木 村 誠 総 務 部 長 首 藤 誠 治 総 務 部 長 兼 ね て 総 務 課 行 政 係 長 藤 本 聖 二 企 画 部 長 徳 永 保 則 教 育 長 宮 崎 廣 行 会 計 管 理 者 兼 ね て 会 計 課 長 西 村 和 正 教 育 部 長 大 塚 武 年 福 祉 部 長 松 永 高 春 農 業 委 員 会 事 務 局 長 服 部 次 子 土 木 部 長 兼 ね て 工 業 用 水 道 課 長 中 山 誠 也 経 済 部 長 西 本 昇 二 子 育 て 支 援 課 長 大 塚 武 年	

平成21年第4回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	審 査 の 結 果	所 管 委 員 会
平成21年 5月13日 陳 情 第 1 号	馬場坂線部分改良工事陳情書	採 択	経 済 建 設 常 任 委 員 会

会 議 に 付 し た 事 件

議案第38号	大津地区公民館分館建築工事請負契約の締結について
議案第39号	杉水汚水処理場建築工事請負契約の締結について

議 事 日 程 (第 4 号) 平成 2 1 年 6 月 1 5 日 (月) 午前 1 0 時 開議

日程第 1	諸般の報告	
日程第 2	各常任委員会の審査報告について	質疑、討論、表決
日程第 3	委員会の閉会中の継続調査申出書について	議 決
日程第 4	議案第 3 8 号 大津地区公民館分館建築工事請負契約の締結について	
日程第 5	議案第 3 9 号 杉水汚水処理場建築工事請負契約の締結について	
	一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決	
日程第 6	平成 2 1 年度議員派遣について	議 決
日程第 7	人権擁護委員の答申について	質疑、討論、表決

午前 1 0 時 00 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 諸般の報告をします。本日の議事日程並びに報告内容及び平成 2 1 年第 1 回大津町議会臨時会会議録及び平成 2 1 年第 2 回大津町議会定例会会議録は、議席に配付のとおりです。

先週 6 月 1 1 日の坂本議員の一般質問の中で、不適切な言辞があったように思われますので、後刻記録を調査の上、措置をいたします。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。経済建設委員長坂本典光君。

○経済建設常任委員長 (坂本典光君) おはようございます。ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 3 0 号から議案第 3 2 号、議案第 3 3 号関連、議案第 3 4 号から議案第 3 7 号並びに陳情第 1 号の 9 件であります。当委員会は、1 0 日午前 1 0 時から現地調査を行い、午後 1 時から委員会 B 室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告いたします。

議案第 3 0 号は、町道の路線認定についてであります。

委員より、町道認定の道路は現在里道と説明されたが、里道は国の財産であると思うが、認定後に町に移譲されるのかとの質疑があり、執行部より、現在は町に権限移譲がされていますとの答弁がありました。

また、委員より、この道路幅員は6メートルなのかとの質疑に対し、執行部より、始点側と終点側の幅員が6メートルなので、それに合わせて6メートルとしていますとの答弁がありました。

採決の結果、議案第30号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号は、町道の路線認定についてであります。委員より、計画路線は、本日の調査時の雨でも水が多く流れていたため早くつくるべきではないかとの質疑があり、執行部より、早くできるように努力しますとの答弁がありました。

また、委員より、現地説明で水路が道の真ん中にくるとありましたが、できれば計画の標準断面図の提出を求めますと発言があり、執行部より、2ヶ所の標準断面図を提出しますとの答弁がありました。

採決の結果、議案第31号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号は、字の区域の変更についてであります。質疑はありませんでした。採決の結果、議案第32号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号関連は、平成21年度大津町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

農業委員会関係で、人事異動に伴う案件につき、質疑はありませんでした。

農政課関連で、委員より、農業振興費の生産総合事業補助金の財源は国費及び県費なのかとの質疑があり、執行部より、国庫補助事業であり、県を経由し町に入ってきますとの答弁がありました。

委員より、生産総合事業の甘藷共同低温貯蔵施設は、JAから町へ要望があったのか、それとも町からJAに働きかけたのかとの質疑に対し、執行部より、JAが県と相談し、本補助事業を町に対して要望されたものでありますとの答弁がありました。

商業観光課関係で、委員より、作業道を開設して間伐することで森林施業が効率的になると思うが、1メートル3千円で開設できるのかとの質疑があり、執行部より、今回の補助事業は1メートル3千円の定額補助であります。作業道開設のみで、砂利を敷いたりしないので可能だと思います。砂利等を敷いたりできる事業は単価が高く、また別にありますとの答弁がありました。

環境保全課関係では、人事異動に伴う案件につき、質疑はありませんでした。

道路整備課関係で、人事異動に伴う案件につき、質疑はありませんでした。

都市整備課関係で、人事異動に伴う案件につき、質疑はありませんでした。

下水道課関係で、人事異動に伴う案件につき、質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第33号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第34号は、平成21年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第1号）についてであります。

委員より、今回対象の分収林の面積はどれくらいあるのかとの質疑があり、執行部より、全体面積は19ヘクタールで、今回伐採する面積は7.49ヘクタールであるとの答弁がありました。

採決の結果、議案第34号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号は、平成21年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第1号)についてであります。

委員より、予算説明書の9ページの給与費明細書について、補正額と違うのはどうしてかとの質疑があり、執行部より、給与費明細書には児童手当の6万円が含まれていないため、その差額分であるとの答弁がありました。

採決の結果、議案第35号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号は、平成21年大津町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)についてであります。

人事異動に伴う案件にき、質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第36号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号は、平成21年度大津町工業用水道事業会計補正予算(第1号)についてであります。

委員より、人事異動に伴う給与費の減額補正が多いのはどのような内容かとの質疑があり、執行部より、担当職員が係長級の職員から主事級に異動しましたとの答弁がありました。

採決の結果、議案第37号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第1号は、馬場坂線部分改良工事陳情書についてであります。

委員より、生活用道路として改良してどうなのかとの意見があり、道路整備課長より、昨年度から区長さんと話し合いを行う中で、改良ができる部分だけでもという話であった。

委員より、①～④の部分改良ということか。これに対し、道路整備課長から、①は急勾配による改良、②は崖崩れによる改良、③と④は見通しが悪いため改良ということであるという答弁がありました。

他の委員から、地元の要望箇所を数年前に順位づけしていたと思うが、それでいくと馬場坂線は順位的にどうかとの質疑がありまして、これに対し、道路整備課長より、順位的には費用対効果の部分で検討しても上位ではありませんでしたが、優先順位から事業着手をはじめて4年目を迎え、かなり改良を行ってきましたので、部分改良であれば今後の優先順位は見通しすることはできると思いますとの答弁がございました。

委員より、優先順位を崩してしまうと、また陳情が増えはしないかというふうな意見に対し、道路整備課長さんから、区長さんへは、陳情したからといってすぐにできるものではないという話をしています。必要性や緊急性が重要であるということですとの答弁がございました。

他の委員より、地区住民の生活用道路及び農作業道として改良を要望していたが、全線改良から、せめて危険箇所と離合箇所の部分改良でやったらどうかとの意見がありました。

他の委員より、地域住民の生活道路ということで、離合箇所等の部分改良であれば大きな予算もかけないでできるのではないかという意見がございました。

委員より、地元からすれば、生活用道路として理解できる。交通安全・水災害の危険箇所を加味して部分的な改良はやむを得ないということで、委員会の意見を付して採択してはどうかという意見がございました。

採決の結果、陳情第1号は、全員賛成で採択すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 文教厚生常任委員長新開則明君。

○文教厚生常任委員長（新開則明君） こんにちは。ただいまから文教厚生常任委員会の委員長報告を行います。

当委員会に付託されました案件は、議案第33号関連の1件であります。

当委員会は、6月10日午前10時より、委員会C室において執行部に説明を求めながら審議を行いました。以下、審議の主な経過と結果についてご報告します。

議案第33号、平成21年度大津町一般会計補正予算（第1号）について報告します。

福祉部健康福祉課関係。委員より、債務負担行為の地域医療システム学講座開設負担金の市町村負担金の割合はどのようになっていますかと質疑があり、執行部より、公立病院を有する市町村は負担割合が大きくなっております。公立病院を有しない市町村においては、均等割と人口割で算出されています。大津町分は、均等割7万5千円、人口割5万9千円となっておりますと答弁がありました。

子育て支援課関係。委員より、子ども特別応援手当の交付金を給付した後の効果はあっていますか。国の施策ではありますが、子育て支援のためならば、もっと有効的な給付が考えられるのではないのでしょうかと質疑がありました。執行部より、給付した後の経済などの把握はしておりませんが、国の経済対策として給付しました。また、国の二次補正で子ども特別応援手当の給付金があるようですと答弁がありました。

委員より、今回補正にある対象児童数の増加についてはどういう理由ですかと質疑があり、執行部より、3月補正時には、昨年の児童手当の実績割合等から国が算出した480人分を計上しておりました。実施に当たり、受給対象者を電算システムから2月1日の基準日で算出した人数が516人と、別世帯などの理由で電算システムでは把握できなかった10名を含み526名となりましたので、今回不足する46名分を追加計上させていただきましたと答弁がありました。

委員より、この手当は、完全実施しなければならないのですが、DV対象者などに給付されている心配があります。また、未請求の人には本当に届いているのでしょうかと質疑があり、執行部より、10月1日までの申請期間がありますので、まだ手続きされていない人がいらっしゃるようです。未申請者宛には、今回の補正後に再度個人通知することにしております。DV関係者については、住民課と連携して、そのようなことがないように対応させていただきますと答弁がありました。

委員より、この手当の受給対象者は誰ですかと質疑があり、執行部より、平成2年4月2日以降に生まれた子どもがいて、かつ、第2子以降に平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれまでの子どもがいる世帯に対してのみ支給されますと答弁がありました。

教育部学校教育課関係。委員より、ブラジルからの子どもの支援のため小学校費に講師謝礼を計上してあるが、国の二次補正では対応できなかったのですかと質疑があり、執行部より、毎週2回の日本語指導と各行事での通訳のため、ポルトガル語のできる人がボランティアで協力するとの申し出が

ありました。それではと、1時間当たり1千円を謝礼金として計上しました。国の補助金での対応はできませんでしたと答弁がありました。

委員より、中学校費で職員1人増とは何ですかと質疑があり、執行部より、大津中学校の図書司書が平成20年3月退職後、去年は臨時職員でしたが、このたび新規採用として配属されたためですと答弁がありました。

教育部生涯学習課関係。委員より、社会教育費のまちづくり交付金事業費で、委託料の増額補正の理由が算出係数が誤っていたとの説明はいかがなものでしょうかと質疑があり、執行部より、申しわけありませんでした。今後注意いたしますと答弁がありました。

採決の結果、議案第33号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。

議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同を承りますようよろしくお願い申し上げます。文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 総務常任委員長手嶋靖隆君。

○総務常任委員長（手嶋靖隆君） ただいまから総務常任委員会委員長報告を行います。

総務常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。今定例会で本委員会に付託されました案件は、議案第33号関連の1件であります。

本委員会は、審議に先立って、6月10日に関係する2ヶ所の現地調査を行い、引き続き委員会A室にて執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議の経過、概要と結果を要約してご報告申し上げます。

議案第33号、平成21年度大津町一般会計補正予算（第1号）について。

総務課関係。委員より、消費者相談委託事業で、委託料ほか経費の計上がなされているが、町内には専門の相談員はいないのですか。消費者庁もできることだし充実させていただきたいとの質疑に対して、執行部より、町には消費生活アドバイザーの資格を持っている方は現在おられませんので、今回は熊本消費者協会所属の20人ほどの専門相談員を活用させていただき、町民の皆さんの消費者生活相談を実施します。なお、アドバイザーの資格は長期の専門研修が必要です。町では、県の短期研修に参加していただいておりますが、今後は町内の方で長期の専門研修などに参加していただき、相談員として活用できるよう推進していきたいと考えていますとの答弁がありました。

税務課関係では、委員より、景気が悪い状況が続いているが、税の徴収見込みはどうかとの質疑があり、執行部より、平成20年度の徴収率は向上した。平成21年度については、リストラや期間従業員の方の雇い止めなどもあり厳しい状況が考えられる。納税相談の充実を努めてまいりたいと思いますとの答弁がありました。

人権推進課関係では、委員より、人権福祉センター運営費の人件費が1名減となっているが、センターの運営に支障はないかとの質疑があり、執行部より、人権啓発福祉センター内に人権推進課があり、人権推進課長が人権啓発福祉センター長を兼務しております。特に、支障はありませんとの答弁がありました。

企画課関係。委員より、町の広報紙は何人で作成しているかと質疑があり、執行部より、広報担当者は1人体制です。広報紙の編纂に当たっては、広報編纂委員が13名おり、委員の意見を伺いながら作成していますとの答弁がありました。

採決の結果、議案第33号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 以上で、各常任委員長の審査報告は終わりました。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 質疑いたします。議案第33号について総務委員長と経済建設常任委員長に質疑いたします。議案第33号は、共済費が多く人件費の部分であげられておりましたが、このことについて提案されたときに私は質疑に立っております。ということで、この追加費用が必要になったということの話し合いはなされたのか、意見が出たのか。質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 総務委員長手嶋靖隆君。

○総務常任委員長（手嶋靖隆君） ただいま永田議員の質疑に対してお答えしたいと思います。

先般、当初質疑されて内容等は説明を聞いておられると思いますけども、一応、総務のほうから常任委員会におきましては執行部の説明がありました。その内容といいますのは、今年度追加費用率の改訂で国の負担を上げる法案、国民年金法等の一部改正等の一部改正する法律案が国会で未成立となったため全国の市町村共済組合の追加費用率が高かったものであり、委員からの質疑は特別ありませんでした。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 建設経済常任委員長坂本典光君。

○経済建設常任委員長（坂本典光君） 経済建設常任委員会では質疑ありませんでした。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 私は、議案第33号について反対の立場から討論をいたします。

委員会におきまして、今質疑いたしました共済費の問題についていろいろと質疑して、執行部から説明をまた受けたところでありますが。その後、今日資料が届きまして、実際、言葉とこの資料の内容というのがうまく噛み合っておらず、言葉の中では納得して私は賛成したのでありますが、この資料等を見てもみれば、この追加費用に対しての責任は、これもどうも国があるんじゃないかなど。地方自治体が負担しなければならないのか、それとも国が責任として、責任を負ってこの分を補填するのか。既に、従前の公的年金制度っていうのが解散されていると。この解散から今の共済の制度に移り変わるときにきちんとした処理をやってなかったということで、今新たな負担が生まれたのでは

ないかなというふうな資料を今持っております。

ですから、既に昭和37年の12月1日に解散したものに対して、もう平成21年であります。今ごろになって足りないから負担しなさいというようなことは、もちろん年金というものは、その時代時代と違いますか、給付に対して移り変わったりとかする部分はあるかもしれませんが、この責任の所在がどうもはっきりしないんです。こういったものをシステムをつくり変えたわけですから、このときの責任の所在がはっきりしてないから今となって地方に投げて、あたたちが負担しなさいというふうな形で、職員の方々、そしてまた町民の方々、国民全体が負担を負うという形になっていると、私はこの資料を見て理解する次第であります。

ですから、あくまでも、このことにつきましては地方を管轄する国が責任を負うべきではないかなと私は思いますので、この議案33号に対しまして反対の立場から討論するものであります。議員各位のご賛同よろしくお願い申し上げます。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。まず、議案第30号、町道の路線認定について及び議案第31号、町道の路線認定についての2件を一括して採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第30号及び議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、字の区域の変更についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。

お諮りします。議案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、平成21年度大津町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第33号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、平成21年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予

算（第1号）についてから、議案第37号、平成21年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についての4件を一括して採決します。この採決は簡易表決によって行います。

お諮りします。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

反対意見がありましたので、起立による採決を行いたいと思います。議案第34号、平成21年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算（第1号）についてから、議案第37号、平成21年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についての4件を一括して採決します。起立によって行います。賛成の方のご起立お願いいたします。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。各議案に対する委員長の報告のとおり可決です。議案第34号から議案第37号の4件は、委員長の報告どおり可決されました。

次に、請願・陳情を採決します。請願・陳情審査報告書は、議席に配付のとおりです。陳情第1号、馬場坂線部分改良工事陳情書についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定すること、賛成の方はご起立お願いします。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、陳情第1号、馬場坂線部分改良工事陳情書については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（大田黒英生君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

日程第4 議案第38号 大津地区公民館分館建築工事請負契約の締結について

日程第5 議案第39号 杉水汚水処理場建築工事請負契約の締結について

○議長（大田黒英生君） 日程第4、議案第38号、大津地区公民館分館建築工事請負契約の締結について及び日程第5、議案第39号、杉水汚水処理場建築工事請負契約の締結についての2件を一括して議題とします。

お諮りします。議案第38号及び議案第39号の2件は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号及び議案第39号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） おはようございます。本定例会に追加提案申し上げます案件の説明の前に、一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申しあげましたすべての案件につきまして、ご議決をいただき、誠にありがとうございました。議員の皆さんのご指導、ご助言をよろしくお願い申し上げます。

では、早速追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

議案第38号、大津地区公民館分館建築工事請負契約の締結について及び議案第39号、杉水污水处理場建築工事請負契約の締結についてでございますが、両物件は、4月の23日に条件付一般競争入札の公告を行い、5月28日に入札を実施いたしました。

入札の結果、大津地区公民館分館建築工事につきましては、宇都宮・恵建設工事共同企業体、代表者 熊本県菊池郡大津町室2137番地2、株式会社宇都宮建設代表取締役 宇都宮義次様と1億4千227万5千円で、また、杉水污水处理場建築工事につきましては、村上・日置建設工事共同企業体、代表者 熊本県菊池郡大津町大字中島88番地、村上建設株式会社 代表取締役村上裕輝様と6千457万5千円で工事請負契約を締結したいと思うものでございます。

議案第38号及び議案第39号につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に定める予定価格5千万円以上の工事請負契約でございますので、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案につきまして提案理由の説明を申しあげましたが、ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、所管部長をして詳細説明を申し上げさせますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 今回提案いたしました議案第38号及び議案第39号の2件につきまして条件付一般競争入札を行いましたので、その概要についてご説明申し上げます。

昨年7月に、大津町一般競争入札に係る事務手続き処理要領を定めました。その内容ですけれども、工事の調達につきましては、予定価格が5千万円を超える物件について条件付一般競争入札による調達を原則とすることといたしました。今回提案の2件は、いずれも予定価格5千万円を超える案件でありますので、この要領にしたがいまして条件付一般競争入札を行ったものです。この条件付とは、地域要件、工事の実績、技術者の配置などの条件を個々の工事ごとに付けて入札の参加を求めるというものです。

今回の各議案の入札部分について2件まとめて私のほうから説明を申し上げ、その後、工事の内容、概要につきましては、教育部長、土木部長から、それぞれ説明を行いたいと思います。

議案第38号、大津地区公民館分館建築工事請負契約の締結についてご説明します。

この工事は、都市計画道路駅前楽善線の整備に伴い、建物の移転が必要となる大津地区公民館分館

を移転新築するための工事であり、建設工事の種類としては建築一式工事となり、町内業者での施工が可能な物件であります。

議案集の2ページと、説明資料のほうは1ページをお願いします。

説明資料の1ページからご説明します。今回の調達方法は、条件付一般競争入札により入札を行いました。今回の入札に参加できる者の資格を明記しております。

まず、町内業者での施工が可能なことから、入札参加の資格として、建設一式工事における町の格付がA又はBの者を代表構成員とし、格付B又はCとの2者の共同企業体であること。営業所の所在地で、町内に主たる営業所（本社）を有する者であること。

次に、施工実績に関する事項では、入札参加者の施工実績として、代表構成員は平成11年度以降に県内において完成した請負金額が5千万円以上の建築一式工事の施工実績を有すること等を参加資格の要件といたしております。

また、一番右の配置技術者に関する事項としまして、配置予定技術者の資格を提示しております。

以下の条件をすべて満たす技術者を専任で配置できることとし、先の平成11年度以降に県内において完成した5千万円以上の建築一式工事で、管理技術者、主任技術者又は現場代理人としての施工経験を有すること（原則として全工程に従事していることを要する）。建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。次に、当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前、連続して3ヶ月以上）にある者です。これらを参加資格の要件として、平成21年4月23日に入札の公告を行いました。

本物件は、共同企業体への発注ということで5月12日に大津町工事入札参加資格審査会を開催し、事前に競争参加資格確認申請書を提出した5者について審査を行ったところ、申請を行った5者すべてに入札参加資格が確認されました。

説明資料の2ページをお願いします。5月28日に入札参加者5者で入札を行いました。入札参加者及び入札金額は右側に記載のとおりです。入札の結果、宇都宮・恵建設工事共同企業体様が1億4千227万5千円で落札となりました。工期は、議会議決承認を経て、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から平成22年2月26日までといたしております。予定価格は、左下に記載のとおりです。

以上で、議案第38号の説明を終わります。

次に、議案第39号、杉水汚水処理場建築工事請負契約の締結についてご説明します。この工事は、杉水平川地区の農業集落排水を処理する施設の建物部分の工事であり、建設工事の種類としては建築一式工事となり、町内業者での施工が可能な物件であります。

議案集は4ページ、説明資料は6ページをお願いします。

説明資料の6ページのほうですけれども、今回の調達方法の条件付一般競争入札に参加できる者の資格を明記しております。

まず、町内業者での施工が可能なことから、入札参加者の資格として、建設一式工事における町の格付がA又はBの者を代表構成員とし、格付B又はCとの2者の共同企業体であること。営業所の所

在地で、大津町内に主たる営業所（本社）を有すること。

次に、施工実績に関する事項では、入札参加者の施工実績として代表構成員は、平成11年度以降、県内において完成した請負金額が5千万円以上の建築一式工事の施工実績を有すること。これらを参加資格の要件としております。

また、一番右の配置技術者に関する事項としましては、配置予定技術者の資格を提示しております。

以下のすべてを満たす技術者を選任で配置することとしております。内容は、先ほどの38号と同じであります。これらを参加資格の要件としまして、これも4月23日に入札公告を行いました。

本物件は共同企業体への発注ということで、これも5月12日に大津町工事入札参加資格審査会を開催し、事前に競争参加資格確認申請書を提出した5者について審査を行ったところ、申請をした5者すべてに入札参加資格が確認されました。

説明資料の7ページをお願いします。7ページです。5月28日に、入札参加者5者で入札を行いました。入札参加者及び入札金額は、右側に記載のとおりです。入札の結果、村上・日置建設工事共同企業体様が6千457万5千円で落札となりました。工期は、議会議決承認を経て、事務手続きを終了後、平成22年3月1日までといたしております。予定価格は、左下に記載のとおりです。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 教育部長大塚武年君。

○教育部長（大塚武年君） おはようございます。

議案第38号、大津地区公民館分館建築工事についてご説明申し上げます。この工事は、都市計画道路駅前楽善線の整備に伴いまして、現在の大津地区公民館分館の移転が必要となったため、今回、移転新築するものでございます。

説明資料により、ご説明を申し上げます。2ページお願いいたします。工事内容ですが、新築工事です。木造平屋建ての延床面積が693.71平米です。

3ページお願いいたします。位置図と配置図を示しております。建設場所につきましては、ちょうど町営の室住宅地内の町道塘の迫線の東側でございます。敷地面積が4千58.73平米です。駐車場につきましては、障害者駐車場を2台、一般駐車場37台の確保が可能となっております。

4ページお願いします。4ページが北側と西側からの立面図になります。

5ページをお願いいたします。建物の概要ですが、平面図で示してありますように、東側に多目的ホール、それから中央に玄関、それからロビー、事務室を配置いたしております。西側に、小研修室、調理実習室、それから大研修室を配置いたしております。そのほか、男女及び多目的トイレ、シャワー室、機械室、倉庫を備えております。東側の多目的ホールにつきましては、ミニバレー、バトミントンなどの利用ができるように天井を高くしまして、ミニ体育館のような施設といたしております。大研修室につきましては、二部屋に分離可能といたしております。それから、施設全体をバリアフリーといたしまして、高齢者あるいは障害者の方にもやさしい造りということで計画をいたしております。

以上が施設の概要です。よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 議案第39号、杉水汚水処理場建築工事について、工事の内容を説明申し上げます。

設計資料集の7ページをお願いしたいと思います。今回の建物につきましては、鉄筋コンクリート造1階建ての瓦葺で、床面積が1階部分につきましては406.54平米になります。部屋の内訳としましては、管理室、ブロー室、機械室、倉庫、前処理室があります。工事の内容としまして、建築、給排水衛生設備、電気設備工事と屋外サインを設置する予定にしております。

8ページをお願いいたします。8ページにつきましては、汚水処理場の配置・平面図になりますが、赤く示している部分が今回の建物の工事場所になります。

9ページをお願いいたします。この図面につきましては、建物の平面図・立面図及び屋根伏図になりますけども、今まで整備を行ってきました矢護川及び錦野処理場と統一性を考慮しまして、同じような外観にする予定にしております。

10ページをお願いいたします。断面図になります。緑色に示しております部分が、今回の工事部分を示しております。よろしく申し上げます。

○議長（大田黒英生君） これで提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第38号、39号について質疑いたします。

まずは、38号・39号ともに、この2つの施設、耐用年数あたりを何十年対応あたりに考えておられるかということ。それと、この競争入札の方法であります、説明資料の1ページあたりの一番右ですね。配置予定技術者に関する事項というものがあまして、技術者を専任で配置することができるかということでもありますので、例えば、右から2段目の施工実績に関する事項に、この中ではA・B・Cをのこしてですよ、5千万円以上の建築一式工事の施工実績を有することというものが、例えばCにあったとします。Cの方が、常勤ではないけれども、そういった技術を有した人と契約をして、そういった人を工事に対して置くことができるというふうであるならば、この審査対象あたりもCあたりをもう少し格上げできるようになりはしないかというふうなことを考えるわけであります。この技術者、これはAクラス、Bクラス、こういったものの、いつも従業員として常勤として確保されているのでしょうか。それとも、その工事のときだけ、そういった技術を持った方を連れて来ておられるのか質疑いたします。

それと、入札の内容ですけれども、38号・39号ともに高止まりしているのではないかなと、契約金額ですね。互いに、38号におきましては予定価格の97.275%、39号につきましては97.251%というふうに、かなり契約金額は高止まりしていると私は思います。そうなると、貴重な税金を使わせていただくものですから、そこに町内の業者という枠をすることができるかもしれませんが、例えば38号あたりが1%これから安くなったならば、1億円の1%は100万円ですから、これは、この金額に対しましては消費税抜きで135万円あたりの額が算出される。ということは、ここから2%、3%と下がるような町外の業者がいればですよ、それだけ税金は使わなくて済むという形になりますので、町内の業者を使うのは、やはり地方自治体としては大前提として持たなければな

らないと、これは私も思います。

しかしながら、高止まりというものに非常に不審に思います。なぜならば、この予定価格っていうものは公表されているものでしょう。これに対して、例えば38号の中で一番高い入札金額を出した方っていうのは99.7%の額を出してきてるんですね。これは私は思うんですが、やる気がない。その次の方も99.27%、まあ98%台、あと2件は。競争っていうものをやろうと思うならば、独自の強みを発揮して99.73%で取れるなんて普通は思わないと思うんですよね。ですから、この入札の方法に対して、本当に町長あたりが確信があるのかなど。いや。この数字を見ていけば、そう思いますので、この入札の方法についてちょっと疑義が生じますので、これ町長から一言いただきたいと

思います。

以上、質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 永田議員の質疑にお答えいたします。それぞれの物件について耐用年数がどうなのかというのはちょっと記憶にありませんけども、公営住宅を例に挙げますと、木造については30年、それから鉄筋コンクリートについては70年。ただ、耐用年数といいますが、大体そのままにしておけば傷んでしまいますので、一般的にはある程度の年限がきたときには当然改修を行いながら、それ以上にもたせるというのが一般的だと考えております。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 永田議員の質疑にお答えします。配置技術者を専任にというご質問で、Cの方に技術者がいた場合はということですが、今回の条件としましては構成員1、代表企業に技術者がいることということでお願いをしております。それから、技術者の方については、いわゆる恒常的な雇用関係ということでもありますので、条件としましては常勤という考え方ですね。その確認の方法ですけども、私たちのほうでは管理技術者の資格者証等記載の所属の確認、又はその会社の健康保険証の写し等を見せていただいて常勤雇用関係について確認をしております。

それから、2点目のいわゆる入札率になりますけども、今回、議員おっしゃったように97.27、また97.25という率になっております。これまでも94から97、また、数件は最低制限価格70%程度の入札等もございましたけども、一般競争入札に移りまして、もう少し低くなるのではないかなという考え方でございましたけども、現状はそのようになっております。

それから、一般競争入札、条件付ですけども、これについて5千万円以上については昨年の7月から要綱をつくりまして、今回が3回目の入札になるかと思っております。まだまだ始めたばかりなんですけども、率と入札等については、工事内訳書・明細書等全部チェックしておりますので、適正な積算に基づいてされているものと思っております。ただ、率等につきましては、今回が3回目でありまして、まだ始めたばかりということもありますので、これからも、その辺は分析、検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 一般競争入札を今行っておりますけども、基本的には地元業者がやれる仕事

であれば地元の業者をお願いをしたいというふうに考えております。もちろん、それぞれの地元の企業につきましても、専任の技術者なり、そういう人たちをしっかりと雇っていただいておりますので、建物とか大きい仕事もそう幾つもないものですから、特殊な場合であれば九州や全国からの一般的に競争をお願いしたいというふうに思いますけども、地元でできるものであれば地元でお願いしながら、議員のおっしゃるように1%、もし今の例でお話がありますように100万円ちょっとですけども、2%、3%低くなれば、ほかのほうに事業費として回されるんじゃないかなというのも然りでございます。

しかし、こういう景気対策、そういう意味におきましては、そちらのほうで経済は回してもらわなくては困るという意味もございますし、地元企業の育成ちゅうと言葉あれですけども頑張ってもらいように、これからしっかりと頑張っていただくことによって、部長が言いましたように入札の高止まりにならないように、ご協力をお願いしていかねばなという思いは持っておりますけども、今回につきましては、それぞれの企業さんがそれぞれの試算をされて入札されたというふうに思っておりますので、今後の企業の努力もしっかりとお願いできればなというふうには思っております。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 説明を受けまして、町内の業者を優先するというのは当たり前かなと思います。しかしながら、やる気のないような入札金額を出されるところは嚴重注意に値しはしないかなと思いますので質疑いたしました。

それと、こういった38号・39号みたいなこういった箱物っていいですかね、こういったものに対して、これだけではありませんけれども建ててみて不具合が生じた。ですから、追加工事が発生しましたとかいって専決処分をされるときがある。長の権限としてスムーズに工事をを行い、町民の方々にいち早く施設を提供するというのはわかりますが、今までの専決処分のやり方っていうのが、こういった工事関係という、これ自体も当初から議案としては、うちの議会は委員会主義ですので委員会に投げてないと、この本議会で審議してもらおうと。これも、やり方は一つでしょうが。やり方が、この専決処分をされた場合に、よく議席に配付で済ませられるときがあるんですよ。最近では、あその錦野ですかね、あその39号みたいな下水道の施設だったですか、あそこでも専決処分が発生してましたよね。ああいったものが、この38号・39号において発生した場合、そのときによく思うんですが、これは設計が悪かったのか。それとも、それこそ発注側の町長が検査した上で発注したんだから悪かったのか。この落札価格で全部済むものっていうふうに、議員各位は思われると思うんです。それから、追加というのは非常に引かかるんですね。この責任の所在についてはどう思われますか、質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 永田議員の再質疑にお答えいたします。工事関係しておる途中で、専決処分をお願いして追加工事が発生はしております。ただ、工事を進めていく段階で、毎週のように打ち合わせしながら工事の監督しながら打ち合わせするわけですけども、やはりどうしても、その段階段階で設計のままにしていくと将来的にちょっと問題が出るというような感じのが出

てくるものですから、その関係につきましては、やっぱり設計を変更したほうがよかろうと判断してお願いしているのが現状でございます。設計が悪いのかとかというのじゃなくて、どうしても「こうしたほうが改善点としてはよかろう」という判断でやっていますので、当然、責任の所在になりますと、それまで見抜けなかった私たちのほうに出てくるとは思いますけども、そういう将来的なものも考えたところの設計変更ということで判断しておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 議案第38号、公民館の建築工事についてお尋ねをいたします。一つは、長い間待ち望まれた公民館分館ということでありますが、なぜ、あえて木造建築なのかと。私は、木造建築は賛成ではあります、先ほどの質疑でありましたが、よほど設計がきちんとしていないと片方は体育館みたいな大スパンがありますし、図面を見ておりましたら一部の壁は化粧の木棧が、木の棧ですよ。個人の家だったら風情があつてよろしいわけですが、こういった公共の大規模な木造建築で木を外にさらすようなことをやったら、それは何年もたないと、そういう心配があるわけです。

ですから、木造にこだわった理由。それから、木造であるなら、よほど後で「ああ、これは失敗した」ということがないような、よほどきちんとした設計でもやつかんと、まさに無駄遣いということになりかねないと思ひますが、そこら辺のきちんとした自信があるのかどうかお尋ねをします。

それから、これは建築工事の入札であります、工事内容は屋外整備一式ということでありますので、駐車場敷地内のやつは全部込みでの工事になっているのかどうか、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。まず、木造にこだわった理由というか、当初の基本設計の段階では鉄筋コンクリートで設計されていたのは事実です。ただ、地質調査をする段階で非常に地質が弱くて、鉄筋コンクリートではもちませんでした。非常に基礎を深く入れないとたないというような状況もありまして、その中で鉄骨にするのか木造にするのかという判断をした段階で、周辺との建物とのバランス等も考えたところで木造に変えたといひますか、木造で最終的に設計を進めたというのが現状でございます。それから、外構工事につきましては、一応建物の西側の駐車場、それから玄関回り等については、今回の工事に含めたところで設計を行っております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 鉄筋コンクリートだと重量に耐えられないということでしょうが、要するに木造でちゃんと最低30年もてばいいんですよ。もつことは多分もつと思ひますけど、途中で腐食が入ったりとか危険になったりとか、とりわけ大スパンのところは、木造といへども、これだけスパンがあれば以前であつたら大変な木造の建物だということになるんですけど。そういう、たぶん確認はしてあるということですけども、担当部長として、それはそういうところは自信がおありで、こういう設計を認めているのかどうか、ここはちょっと確認をしておきたいと思ひます。後で壊れたなん

て言われたら困りますからね。

それと、経済対策、それから地元業者優先ということで、これは確かにそのとおりなんですが、業者だけを私は優先するのは間違いだと。ここで働く、以前から建設土木関係は、公共事業は経済波及効果が非常に高いといわれますが、そこで働く人たちが安くこき使われたらですね。会社だけ儲かったら、これは困るわけです。これだけ経済不況が進むんですから、私は入札価格も高止まりする、これは談合の証拠があるわけじゃないからどうしようもないですけど、私は多少高くてもいいと。しかし、そこで働く人たちが、ちゃんとした給料が、あるいは日給がいただけるという、それこそ町民のための工事になると思うんですね。

例えば、町長にお尋ねしますが、これは確か京都で一回提案をされたことがあるんですね。働く人が最低限時給は1千円以上、そういう条件を私はつけるぐらいの覚悟があつていいと思うんですけど、そういう方法を考えるべきではないかと思うんですけど、経済波及効果と町民のためというのでありますね。その点について2点お尋ねします。

○議 長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 荒木議員の再質疑にお答えいたします。木造で非常にスパンが大きくなっておりますので、このスパンを飛ばすために、今回、接合部分に鉄筋で引っぱりを入れるというような感じの新しい工法を使っておりますので、将来的にそういうところが問題になってくることはないということで考えております。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 木造づくりについては、担当が責任持って言っておりますように、我々も菅原神社の上のほうの建物でありますので、上井手沿いの観光ルートというような形で、そしてまた、県材を使おうという、木材を使うという奨励の関係もありまして、木造でもいいんじゃないかなという思いをしております。

それから、雇用の関係で時給1千円というような話でございますけども、今こういう状況の中で時給でお見えになれる従業員というのは少ないみたいな感じで、それぞれ会社の中の会社社員として働いておられるし、また、その下に協力企業の関係の方がおられると思いますので、その辺のところは、おっしゃるようにどれぐらいの金額でやっておられるかちゅうのが、ちょっと私のほうで把握しておりませんが、建設業組合関連の組合さんのほうにも十分その辺の雇用の対策ちゅうか、そういう意味でしっかりとお願いしたいと。大変、話聞きますと、例えば一級建築士を2人、3人雇ったりいろいろしておるところもあつて、なかなかその仕事の量がないというような話も聞いておりますし、大変な苦勞をされておるといふようなことも聞いておりますけども。議員心配される、社員よりも下のほうの現場で第一線で働いておられる方々の給与の関係につきましても、十分検討しながら指導をしていきたいというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 1点だけ質疑いたします。5月に共同企業体の審査をやったと。これ、この工事をするためにJVを組んでいただいたという、そんなことかと思っておりますけども、先ほど「疑義」と

かいうことも言葉に出ました。できれば、工事の直前に業者さんが集まってJVを組む相手方を決めるという何らかの話し合いがあると思いますけども、できれば指命願いが2年に1回ですかね、出されるとは思いますけども、この2年の間にJV、土木も建築も2年間の間に業者さん同士がJV組みますよというような、そんな指命願いを当初から出とつたら直前に話をするっていうことは避けられま
すし、そんな方法が採れないかっていうのを質疑したいと思います。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 金田議員の質疑にお答えします。1点目は、事前に審査を行っております。これは、町内で仕事ができる工事のことでありまして、いわゆる共同企業体を養成する入札でした。それについて、共同企業体組む場合は、事前に実績、それから技術者の配置等、その辺も含めて事前に申請をいただいて審査をするということです。

組み合わせのことでございますけども、以前は、御存じのように町のほうで予備指命を行っていたということになりますけれども、昨年のちょうど本田技研南通線道路改良の調達のところから、入札参加希望の方による自主結成方式をお願いしております。

それから、いわゆる共同企業体を事前に出しておかないかということだと思います、入札届出のときに。今、私たちが行っていますのは、共同企業体組んでいただくときに個々の工事について企業体を組んでいただくということで、いわゆる、この該当工事のための特定型の組合という形をお願いしております。その都度、企業さんの参加希望の方々のほうで組み合わせをお願いしているということで、事前に、いわゆる恒常的に共同企業体という考え方は今行っておりません。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） どうしても入札直前という形になると、話し合いを住民から見て、ほかから見て、話し合いをするっていうのは疑義が生じる可能性を秘めてると。必ずしも、それを私があっているんだというような、そんな疑義があるようなこととは思っていないんですけども、少なくともそれを避けるっていう方法何か行政として考えていく必要もあるんじゃないかなということで質疑いたしました。

以上です。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第38号、大津地区公民館分館建築工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第38号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号、杉水汚水処理場建築工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第39号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 平成21年度議員派遣について

○議 長（大田黒英生君） 日程第6、平成21年度議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、議席に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、平成21年度議員派遣については、議席に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第7 人権擁護委員の答申について

○議 長（大田黒英生君） 日程第7、人権擁護委員の答申についてを議題とします。

町長から議席に配付のとおり、人権擁護委員の推薦について意見を求める件が提出されております。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。本件は、議席に配付しました答申（案）のとおり、那須雪子さんを答申したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、本件は、議席に配付しましたとおり答申（案）のとおり那須雪子さんを答申することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。以上で、会議を閉じます。

平成21年第4回大津町議会定例会を閉会します。

午前11時23分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年6月15日

大津町議会議長 大田黒 英 生

大津町議会議員 新 開 則 明

大津町議会議員 月 尾 順一朗